

第七十五回
国 会
参 議 院 文 教 委 員 会 議 録 第 五 号

昭和五十年三月二十五日(火曜日)
午前十時十分開会

委員の異動

三月一日

齋藤 十朗君
戸塚 進也君

補欠選任
山東 昭子君
志村 愛子君

三月四日

加藤 進君

補欠選任
野坂 参三君

三月五日

宮田 輝君

補欠選任
植木 光教君

三月六日

植木 光教君
野坂 参三君

補欠選任
宮田 輝君
加藤 進君

三月十八日

最上 進君

補欠選任
大谷藤之助君

三月十九日

大谷藤之助君

補欠選任
最上 進君

出席者は左のとおり

委員長

内藤三郎君

理事

有田 一寿君
久保田藤麿君
久保 巨君

委員

加藤 進君

山東 昭子君
藤井 丙午君

政府委員

文部大臣官房長
文部省大学局長

事務局側

常任委員会専門員

参考人

日本教職員組合
中央執行委員長
和光大学学長
千葉大学学長
お茶の水女子大学学長
東京大学教授
関西学院大学教授
日本医科大学名誉学長
都立青山高等学校校長
横枝 元文君
梅根 悟君
相磯 和嘉君
谷田 関次君
東 洋君
小寺武四郎君
石川 正臣君
成田 喜澄君

本日の会議に付した案件

- 理事補欠選任の件
- 参考人の出席要求に関する件
- 教育、文化及び学術に関する調査(入試制度の改革に関する件)

○委員長(内藤三郎君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

理事の補欠選任についてお諮りいたします。委員の異動に伴い、本委員会の理事が一名欠員になっておりますので、ただいまから補欠選任を行いたいと思ひます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(内藤三郎君) 御異議ないと認めま

す。それでは、理事に加藤進君を指名いたします。

○委員長(内藤三郎君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

教育、文化及び学術に関する調査のため、本日の委員会に参考人として、日本教職員組合中央執行委員長横枝元文君、和光大学学長梅根悟君、千葉大学学長相磯和嘉君、お茶の水女子大学学長谷田関次君、東京大学教授東洋君、関西学院大学教授小寺武四郎君、日本医科大学名誉学長石川正臣君、及び都立青山高等学校校長成田喜澄君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(内藤三郎君) 御異議ないと認め、さ

よう決定いたします。

○委員長(内藤三郎君) 教育、文化及び学術に関する調査中入試制度の改革に関する件を議題といたします。

午前中は二人の横枝参考人、梅根参考人の御出席を願っております。この際、参考人の方に一言ごあいさつを申し上げます。本日は、御多忙のところ、本委員会に御出席

いただきまして、まことにありがとうございます。委員一同にかわり厚く御礼申し上げます。

それでは議事の進め方について申し上げます。本日は、入試制度の改革について、参考人の方から忌憚のない御意見をお伺いしたいと思ひますが、議事の都合上、御意見をお述べ願う時間はお一人二十分程度にお願いいたしますと存じます。

なお、参考人の方々の意見陳述の後で各委員から質疑がございますので、お答えをいただきたいと存じます。

それでは、まず横枝参考人をお願いいたします。

○参考人(横枝元文君) 参考人の横枝です。まず、本委員会へお呼びをいただきまして、私の入試問題に関する意見を聴取くださいますことに感謝をいたします。

早速、時間があるまいので本論に入らしていただきますが、入試問題につきまして入試の制度の問題が本日の主要な問題と思ひます。しかしながら、現在言われております入試地獄のよって来る原因は何か、こういう問題を前提としてまず申し上げます。入試制度の改革というものがもちろん必要ではありますけれども、これが現在の入試地獄を解決する根本的なものではないというように考へるからであります。お手元にレジメ的にお配りいたしましたので、これに沿って順序に簡単に説明を申し上げますと、まず、入試地獄のよって来る原因には大きく分けて三つあるわけでありまして、その一つは収容能力の不足です。これは、ことしの例を見ましても、大体、高等学校新卒業者及びいままでに残されておる浪人を含めまして大学に入学を希望しておる者は約八万人と推定をされます。それに対して収容能力としては四十万人前後、ただし、それは定員でありまして、実員としては、私立の場合には定員以上をとつてお

りますから、実際には五十万人程度が入学を許可されるという状態にあるわけです。ここにまず希望者とそれから入れ物との間の絶対的な不足があるということですね。

第二番目には、学校間の格差が非常に大きいということですね。すなわち、特定大学なり特定学部希望者が集中する。ここに一層入試競争を激化させている二番目の大きな原因があるわけですね。

そして三番目には学歴偏重といいますが、形式的学歴主義、これが現在の社会の一つの大きな風潮となっております。

この収容能力の不足と学校間格差と学歴主義、この三つの点が解決されなければ、なかなかこの入試地獄というものは簡単に解消するものではないと思うわけです。

そこで、そうしたものが背景になって起こっております現在の入試競争、その弊害として挙げますならば、まず学校教育がゆがめている。これは義務教育の段階から入試準備教育、テスト体制、あるいは塾の横行、そしてまた、真の学力を身につけないで、むしろテスト技術の上手な子供をつくり上げる、こういうふうに学校教育がゆがめられております。

第二番目には、家庭生活が非常にゆがめられております。家族の中で中学生または高校生を持つておる家族の場合には、その家庭の自由な雰囲気、明朗な雰囲気は阻害されているというのが現状です。入試の準備のためにみんなおとなしくしなさい、物を言ってはならない、こういうことで非常に家族みんなが気を使わなければならない。しかも、その本人がノイローゼになったり自殺をしたというふうな、こういう家族のゆがみを来しているというのが第二です。

第三番目には、人間性をゆがめております。これは情操の陶冶はほとんど現在学校教育ではなし得ない状況にありますし、そして排他的競争心を非常にあり立てておる。だからお友達がなくなる、連帯性がなくなっていく、こういうエゴイストの人間が育っているという、こうした人間性を

ゆがめている。こういう学校教育のゆがみ、家庭教育のゆがみ、人間性のゆがみというのが現在の試験地獄の中から生まれてきている大きな弊害と言えるわけですね。ですから、これを根本的に解決する道として大きく言いますと、一つは、高校、大学のあり方を変えていく必要があります。第二番目には、形式的な学歴主義の社会の風潮をどうしてなくしていくかという問題ですね。

第一の高校、大学のあり方を変えていくという面では、まず、高等学校については準義務化にしていく段階だと思っております。地域総合高校制に再編成をしていく時期が来ていると思うんです。現状すでに九十数%の入学率を示しておりますから、もうすでに諸外国の義務教育より以上の進学率を示しております。ですから、この際、高等学校を戦後発足のときの本来に立ち返って、小中高までを義務化していくという方向への再編をして、そして子供が学区制、そして総合制、そして中学を卒業した者は無試験で高校に入っていくという条件をつくるだけの整備が、もうすでに条件はできているというふうに思います。この点がまず第一に挙げられなければならないと思うわけです。

次に、大学の問題ですが、これも戦後発足したときの大学の基本的な精神に立ち返るべきではないのか。すなわち、戦後発足したときには全国各県の大学をつくって、これを総合制にしていこうというのが基本でありました。しかし、その後、旧七つの帝大を中心にして各県の大学は総合制どころか発足したなりで、それ以上拡充も何もなされてない。ここに大きな格差が生まれているわけですね。ですから私が提案したいのは、東京大学、京都大学を初めとして旧七つの帝国大学は、この際、一般大学としてこれは廃止をすべきである。そうしてむしろ旧七つの帝大を中心にして、全国のプロックに一校程度の連合したところの大学院を設置する。東京大学は東京連合大学院として、関東プロック中心の各大学の上に位置する大学院というようにして、一般大学はこれはもう廃止を

してしまおうということまでいかなければならぬのではないかとこのように思っております。そして各全国の大学を総合制にして、これから着々といずれの大学の格差もなくなるようにしていくべきだ。ちなみに例を言いますと、これは最近ではもうほとんど意図的かどうか発表されておりましたが、一九六四年です。昭和三十九年までは年々国立大学の予算の決算が発表されておりました。それまでのを見ますと、その時期で一千五百億円の国立学校への決算としての財源が支出されておる。その中の東京大学に百二十億、すなわち一二%を全大学のうちの東京大学が占める。東大を含めた七つの大学が四百六十億円で約四四%、残りの五十数%である五百九十億円で六十六%の大学が分け合う、こういう状態の予算の支出でありますから、ここには格差はますます拡大をしていくという政策がとられているわけです。このことをやはり解決していかない限りは、特定大学、特定学部への競争集中ということとは、これはもう余儀なくされてくるのではないかとこのように思います。

次に、形式的な学歴主義社会の風潮を解消するという問題です。これはまず、大きく言って三つあると思うわけですね。政府なり企業と学問との関係です。これは、私は政府がまず率先をして学問解消の指導をするべきではないのか。と申しますのは、東大イコール政府官僚です。現在のあれを調べてみても、たとえは、文部省の局長以上というのは東京大学出身が八六%です。大体現在、政府の役員であれば、東京大学を卒業していなければ局長、次官にはなれないというのがもうほとんど原則的になっております。もちろん、失礼ですが、内藤先生のように東京大学を御卒業にならなかつて次官におなりになった方もあります。これには相当な御苦労と御努力が要つたろうと思っております。ですから、文部省の次官は東大何期生、労働省は何期生というように順繰りに決められている。政府みずからこれを改革していくということでは

なければならぬのではないのか。企業で言いましても、三越に入ろうとすれば、これは慶應大学というように、各企業がこの企業は何私立大学というふうな系列を持っている。これはやはり政府が率先をして改め、そして指導をするということによって学歴社会の解消ということに一つは力を尽くすべきではないのか。

そして、第二番目には、大学そのものの社会的地位づけを、これは変えなければならぬと思っております。と申しますのは、具体的に言うと、少し抜本的になるかもしれませんが、大学卒業証書、学士号というものが社会的な地位と賃金を得るパスポートになっているということですね。だから、実力があるかないかは別として、とにかく大学卒業という証書が欲しいという、現在そういう状況が出ております。ですから、私は社会における地位というものは、高等学校を準義務化して、高校卒業でもって賃金を決定していく。そして、大学は高卒から直結するか否かは別として、生涯教育の中に位置づけるべきではないのか、高校を卒業して大学へ行かなければ社会的地位なり賃金が上がらないというために二浪、三浪という、あたら若い青年が浪人をしながら三十歳になつてやつと大学を出た、こういう状況は人的にも私は損失ではないかと思うのです。ですから、大学というのは、社会の中では生涯教育の中に位置づけて、行きたいときに行きたい大学でやりたい勉強をする。しかし、大学を卒業したからといって直ちに課長のいすが回つてきたり給与が上がつたりするのではない。学歴的には大学を卒業した者がみずからがそれだけ能力を開発したということであつて、賃金としては、勤務一年に對して大学へ行つたのも一年と換算して何ら給与において大学を卒業したならばつと給与が上がるといふような、こういうシステムはやるべきだ。このシステムは大正十年に上つていっているわけですね。これはいま抜本的に改革すべき問題ではないのか。これもやはり政府職員がまず率先をしてやっていくということでは

なければならぬのではないのか。企業で言いましても、三越に入ろうとすれば、これは慶應大学というように、各企業がこの企業は何私立大学というふうな系列を持っている。これはやはり政府が率先をして改め、そして指導をするということによって学歴社会の解消ということに一つは力を尽くすべきではないのか。

かと思ひます。

それから、第三番目に、特定職業についての問題があります。これはやはり大学を仮に社会的に生涯教育の場に位置づけたといつたとしても、特定の技術あるいは専門的な職業というのは、高校卒だけではその職業がこなせないというものがあつた。たとえば医師とか法曹界とか、あるいは建築士というような、あるいは教員もその一つになるかと思ひますが、こういう職業については原則的にはやはり国家試験でやつていく。そうして、もう一つは、国家試験または大学における一定の特定の単位取得を義務づける。それだけのものをやらなければこういう資格は与えられないという厳正な措置をとるべきではないのか。ただ、大学卒業すればいいという、こういう風潮がありますから、これを解決するにはそのようなことも一つの方法ではないか。

これは私、最近調べてみたわけですが、私立大学どこを言いませんけれども、私立大学で学生が大学へ講義を受けて来ているのは大体一〇%ないし一五%という状況で、それが卒業試験あるいは論文、そうしたものを相談し合つて出していけば卒業になる、だから授業料を納めておけば大学へは行かなくてもいいという、こうした風潮がある。国立大学の例をとつてみても、講義を受けるに來ている学生というのは、もちろん教授によつて違ひますけれども、三〇%ないし多くて六〇%、こういう状況が出ております。このことを見ましても、やはり真に大学というものを實力をつける大学にしていくなければ、いまのような状況というものがあつた限りはそうはなりませんから、以上のようなことを、形式的学歴主義社会を解消していく一つの方途としてお考えいただいたかどうかと思ひます。

そこで、以上のことが本当に入試地獄を解決していく大きな解決策だと思ひますが、しかし、大学の入試制度がそれではこれでいいのかということになりますと、現状の入試制度が必ずしもよしとは言えないと思ひます。入試制度そのものが

根本的な解決策ではないということも前提にしながら、しかし現状を少しでもいい方向に持つていくというために一つの案を申し上げてみたいと思ひます。もちろんこれは決して、私、日教組の委員長ではありませんけれども、日教組という機関でがつちり決定をしてこれで行くんだというようにすることをやめておきたい。また、そうするべきではないと思ひます。教育の問題は常に一定の、何といひますが、ゆとりを持ちながら常に検討し、想像しながら改革をしていかなければならないと思ひますから、そうした意味で試案としてこの際、申し上げてみたいと思ひます。

入試制度の改革を検討するに当たりましては、まず一つは、根本的解決策に向かつての暫定的な措置として検討すべきである。将来は東京大学を、さつき言ひましたように、なくてはならない全国の大学を、地域総合大学制に持つていく。そうして岡山県の子供は岡山県の総合大学に行くということを原則にしていくな。こゝまで拡充していくんだという将来展望を持ちながら、しかし、それに持つていくのには何年かかるであらうでしょうか、暫定的にそういう方向を目指しながら、それに阻害にならないという角度から入試制度の改革を検討すべきである。

そうして第二番目に、そのためには大学、高校を主体とした検討機関を設置すべきである。そうした機関でもつて民主的な討議を十分踏まえながら現実と未来展望を調和させた案を作成すべきではないかというように思ひます。

具体的には、大学入試制度の改革案として申し上げますと、現在の受験制度、こうした試験制度には大きく分けて三つの性格があると思ひます。一つは、入学選抜試験をやるかどうかが、第二番目には、入学する資格を有するかどうか。認定試験をやるかどうかが、それからもう一つは、適性があるかどうかという角度から調べるかどうかという、こうした意味では入学選抜試験、資格認定試験、それから適性試験というように分けられると思ひます。しかし、私がここで申し上げたいのは、

その中の資格認定試験、これを全国統一に行うべきであるという意見を申し上げたいわけですが、

当面、全国統一試験とし、将来、地域総合大学の整備に伴つて漸次地域ブロックあるいは今度は各県というように試験の範囲を狭めていく。いまは非常に格差がありますから全国一本でやつて、総合大学がだんだんと整備するに従つて関東ブロックあるいは東北ブロックというようにブロックにひとつおろしていく。さらに、総合大学の格差が均等化されたときには各県にも地域的にやつていくという方向をたどるべきだ。そうして試験のあり方につきましては、その統一試験は文科系と理科系、それから芸術・体育関係というように三区分してはどうだろうか。これにはいろいろ意見があります。あえて高等学校教育というものを一般の国民教育的に置いていくとするならば、あえて文科に進む者と理科系に進む者とを分けて試験をやるべきじゃない。むしろ、高校の實力を持つておける者が大学に入った後に理科なり文科の方でしっかり研究していけばいいんだという考え方もあります。しかし、現状ではやはり医学を志望する者、医学の大学としては特にこういう点がもう少し堪能でなければならぬといふ現状があると思ひますので、この際、あえて大きく文科系統に入る者の統一試験、理科系統に入る者の統一試験というものが統一的行われる。そうして体育と、それから芸術関係というのは、これは適性試験的な統一テストを行う。一般的に統一テストはやらぬで、適性的にやります。音楽大学へ進む者は、必ずしも数学なり国語において、統一的な試験を合格しなければならぬ学力よりは幾分下がつておつても、その進む音楽なら音楽における堪能さをより以上調べる必要があると考へますので、こういう三区分にしたらどうかという案であります。そうして、この試験のやり方は高校、大学の教員によつて構成する大学入学資格試験委員会（仮称）を設置して、ここで統一試験の設定をしていくということでありま

この際、一つ付言しておきますと、一本の試験だけでいいかどうかということでありますが、高校の内申というものをこの際どうするかという点です。これは、内申に対する大学側が拒否反応を示すのは、内申の信頼性の問題が一番大きいと思ひます。これは私が戦後、中学校の教員をやつておりました当時のアチーブメントテストで高校に入れた時期があります。その時期に内申の信頼性を得るためには、一人一人の学生の成績表をつけるのではなくて、その高校の成績一覧表を全部つくりま

そうして、この生徒は数学はここに位するんだというのをやつていけば、いまのような内申で東大へ行く者は、これをいい点をやつておけというようにすることができない一覧表にしています。そういう信頼性を高める方法はあるわけでありま

そうして、統一試験にそうしたものを加味するののも一つの方法ではないだろうか。あえて加味したいと言ひますのは、どうしても統一試験になりますと、記憶力中心になつていきます。そうして判断力の、瞬間的な判断力、ひらめきの早い子供で、よく記憶している子供は成績がいいということになるわけだ。実際の学力というのはそうではなくて、理解力なり分析力なり、あるいはまた表現力なり、こうした創造的な力が必要でありますから、創造的な力というものは一遍のテストではなかなか測ることは困難です。だから、それを埋めるためには、やはり信頼性のある高校の平素からやつた三年間の学力というものの内申を統一テスト成績にプラスをしてやつていくということが、より一層よいものが求められるのではないかと

思ひます。そうして、この試験の成績が、ひとつこ

こではつきりと大学に入学する資格認定試験を合格したという者が大学に入学する権利を持つたというところであつて、それ以降の第二次試験とか、大学ごとの試験は一切行わないという方針であります。これは国大協の第二次試験がありま

す。これは、そうでなくとも受験地獄で子供がいじめられているのに、それに対して統一テストと、もう

一つ大学ごとの試験という二重の苦しみは絶対に私は教師としてやらせたくないという気持ちです。

そこで、そうしますと、入学選抜試験で受かった者、たくさん認定試験に合格した者が出ると思いますが、それをどのように各大学に配分をしていくかという問題、これを二次試験をやらないとするならば、入学者の調整委員会をつくるべきだと思ふわけです。その調整委員会で選抜する方法は次の順序で行います。第一に本人の希望によって配分する。受験生が第一希望は東大法科、第二希望京大法科、第三希望岡山大学法科というように、三つの、第三希望ぐらい出さしていきます。そうしてまず、入学資格検定を受けた者の中で、第一希望をまず優先的に採用していきます。そうしたときにそれで満杯になるならば、もうそれでいいわけでありまして、ところがそれがはみ出したという場合に、その次の紙にありますが第二として、希望者が超過した場合は地域・生活根拠地によって配分する。まず、東京在住者が東大の法科に――まだ解体しないで残っている場合入って行く。そうして隣接県まで枠を広げます。そこで満杯になれば、それでおさめます。しかし、それでもなおかつ非常に殺到しておるという場合に、第三番目にやむを得ない、これはさらに超過する場合は統一試験の成績によって配分する。第三番目に初めて成績順位が生きてくる。こうすると、何も東京大学の法科に一番優秀なのがそうとういうことでなくて、全国のまず学生の格差は正に、まず一段の貢献をしていくということにもなっているかと思ふわけです。

以上のような統一試験と、それから配分調整委員会をもつての調整をしていくということで行くならば、そして今後、地域総合大学制への年々充実をしていくならば、それがブロックでの統一試験になり、各県での統一試験ということ、その方向の展望に向かっての進み方ができるのではないかとこのように思ふわけです。

最後に、これはしかし当面国立公立大学にのみ通

用するということにいたしました。と申しますのは、現在の私大と国大の格差、そうして私大の非常な困難性、こういうものを見たときに、一挙に私大までこれを強制することは適当でないと思ひます。ですから、私立大学については、希望の申し出によって包含する。たとえば慶応大学が、自分も統一テストの中で、ひとつうちの子供も選定をしてくれ、こうなってくれば、それは包含しますが、希望がない限り私大については、当分の間は、この中に強制することはいらないということとす。と申しますのは、一例を言えば、私立大学は、現在格差を是正するために相当ことしの場合に国で予算も計上されました。しかし、まだまだ不十分であります。というのは、まだ専任教員の例を見ましても、国立大学は、一人の専任教員に対して、大体生徒の数は十四名程度、ところが私立大学の場合は、一人の専任教員に対して四十数名の生徒というぐらゐの格差があるわけでありまして、そして、いまの財政難から言つて、私立大学は、みずからの大学で受験をさせることによって受験料も非常に収入になっているということ、ですから、このようにした受験料、入学金、父母負担というものが国立並みになっていくという、その努力が一段と私大にわたることがなされた上で、私立大学についても統一テストに入れるかどうかということは検討すべきであつて、いまの段階で私学までもこれに包含するということは、これは不可能に近い問題だということに考えます。

以上、私の意見を申し上げまして、あとは御質問にお答えしたいと思ひます。

○委員長(内藤三郎君) ありがとうございます。

次に、梅根参考人にお願ひいたします。

○参考人(梅根悟君) 参考人の梅根でございます。

若干の意見を申し上げさせていただきます。横枝参考人の御意見とタブるところがございますが、その辺はできるだけ省略して申し上げます。三つぐらいに大きく分けて申し上げます。

が、第一は入試制度以前の、横枝参考人も申されたような入試制度の前提とも言うべきような問題について、一、二申し上げます。

学歴社会というのは、あらゆる慣行をどうやって取り除くかということは大変むずかしい問題でございまして、やはり官庁、企業等で特定の大学を指定して採用をするということは、だんだん後退はしつつありますけれども、なお残つておるようでございまして、そういうことのないように、大学の格差を正に官庁、企業も積極的に協力をしていただくというふうな雰囲気づくりをぜひしていただきたいものだと申しております。

それから卒業制度の問題は、横枝参考人から申されましたけれども、私は、やはり大学の学部の卒業制度というのは、いろいろな意味で弊害をもたらしておるというふうには思ひますので、この際、思い切つて大学というところは卒業をさせないところであるというふうな考え方に變えるべきではないかと思つております。学校教育法では卒業という概念は余り使っておりませんので、学位の制度だけございまして、その辺を考えた直すべきではないかと思つております。やや具体的に申しますと、学校教育法という法律がございしますが、その中の幾つかの条項を改めることをしていただきたらどうであらうかというふうに思つております。五十五条には修業年限というのがございまして、修業年限四年となつておりますが、これはむしろ削除すべきではないかというところで、無年限としてよろう。それから五十六条には、入学資格は高等学校卒業程度、卒業というのになつておりますが、そこはやはり高等学校に卒業制度が残ります以上、高校の卒業プラス先ほどの資格試験というところに改めるべきであらうというふうな思つております。六十三条は学位称号規定でございまして、これも削除すべきであるというところでございまして、それから、六十七条に大学院のことがございまして、大学院入学資格の項目に大学を卒業した者とありますが、それも削除すべきであらうと、ここは各大学院が独自にた

大学院の入学に適するか否かを試験をもつて認定するということであらばいいのであつて、大学卒業を条件とする必要はなからうというふうな考えでおります。

それから、第一項目の三番目でございましてけれども、やはり一部の大学の現在の学部を廃止してそれを連合大学院なり、あるいは大学院のみの大学にするべきではないかというふうな考えでおります。これはまずとりあえず旧帝国大学でございまして、それと関連して旧国立大学がございまして、どの辺で線を切るかということはいろいろ問題がございまして、とりあえずは旧帝国大学というふうな考えでございまして、これはなかなかむずかしい問題でございまして、けれども、旧帝国大学の内部にもほぼ二派あるんじゃないかと思ひます。旧帝国大学は学部と大学院とを持っておられて、学部の後半と大学院とを大体旧帝大の旧学部の教授諸君が担当しております。これはかなり負担が大いである。学部の学生の教育と五年間の大学院生の教育とを両方やりましますから、研究者としてもなかなか大きな負担を持っています。そういう意味では必ずしも賛成でない部分もあるようでございまして。しかし、一方では、やはり学部を残すことに非常に執着を持っております。とらええ、旧帝国大学の学部をやめるようにしたらどうであらうかというふうな思つております。これをやめましますと、たとえば東京大学が高等学校からストレートには入っていきないうふうになる、全国的にこの影響が非常に大きいと思ふんです。あとの大学はドングリの背比べと言つては悪うございまして、関東で申しますと、群馬大学あり、宇都宮大学があるというだけですから、その大きな格差はございせん。そういうわけでございまして、まずもって東京大学、京都大学等の旧大学の学部を廃止すると、これは法的には国立学校設置法のあの一覧表の中からあの学部のところを削つてしまえばよろしいわけでございますから、そのことを何とか考へて

いったらどうであらうかというふうなことを考えております。

大きな二番目の柱は、そういったようなことはなかなか簡単にできることではなからうと思ひますから、やはり将来構想として考えまして、当面の改革をどうするかということでございますが、このことは、横枝参考人もかなり詳しく申されましたし、また、私どもがやっております教育制度検討委員会などもこの問題に関連していろいろなことを申しておりますので、こゝに申すけれども、四つの私どもの報告の中には、いま横枝参考人が申されました、その大学進学の資格試験という項目がございまして、この際、そういう試験を実施してその資格試験の合格者だけが大学に進学することができるといふふうにするべきではなからうかということでございます。これを各都道府県ごとに資格試験の委員会をやる、あるいは連合学区ごとにやる、と言っておりますが、横枝参考人のおっしゃるとおりで、いままさにそれはやりにくい状況でございますので、現在実施するとすれば、全国一律の資格試験ということになるだろうと思ひますけれども、そういうことをやったらどうかと思ひます。

こゝで私は、横枝参考人は私立大学は外したらいいだろうとおっしゃいましたけれども、私は必ずしもそうは思っていないです。それは、資格試験の程度、内容、方法の問題もあるだろうと思ひます。やはり一定の資格、能力を持った者でなければ大學は進学できないと、その他の方法を講ずべきであるということは、国公立を通じての原則として考えるべきではなからうかというふうには私は考えております。資格試験の合格者に対してさらに各大学が改めて試験をするかしないか、こゝでも横枝さんの御意見と若干食い違つておりますけれども、私どもの委員会の報告では、一部の大学では重ねて選抜試験を行うことができると、これはただし、前に申しましたような一斉の資格試験をします機関であります、選考委員会の機関でありますものの承認を得てその上で若干

の大学が資格試験をやってもよろしいと、入学試験をやってもよろしいという考え方をとっておりまされども、これはやはり特定の大学ですね、特定の大学と申しますのは、一つはどうしても実験講座などで必要上定員を厳しく引き締めるべきならぬというところがございます。そういうところからは、やはりやたらにふやすわけにはいきませんから、やはり必要な試験を二次試験としてやらざるを得ないだろうということもございまして、また、先ほどの体育や芸術のように、特殊な実技的な試験を課さざるならぬという事情もございまして、うから、一般的な資格試験だけであつてもいいものではないというわけにもいかないのであるから、こゝで特殊の特例的なものとして残しておくべきではなからうかというふうな考え方を持っております。しかし、各大学でその資格試験だけで、資格試験の成績順位ということだけではなくて、やはり面接をかなり丁寧にやったり、あるいは論文テストみたいなことをやったりということでは望ましいことではなからうかというふうには考えております。いまの入学試験のペーパーテストではとらえ得ないようなことを丁寧にやっていくということが、その場合には必要になつてくるんじゃないかというふうなことを考えております。

それから、柱としては三番目の大きな柱になりますけれども、事柄は簡単にございまして、在来、統一テスト的な進退等々の名前で行われたものがございまして、やはり入試制度の具体的な改革につきましましては、法政改正を要する部分とは別といたしまして、それ以外のものにつきましては、事柄につきましましては、やはり大学が自主的に相互に協力して一つの方針なり制度なりを相互に了解し合つてつくり出していくということが基本であるべきではなからうかというふうな考え方をいたしております。大学の伝統的に持つております大学自治というふうに申しておりますけれども、それを何か侵されるといったようなことに対して非常に神経質に拒否反応を示すといったような観察がされる向きもございまして、やはり入学

者を選抜するのは大学の重要な業務になつておりますから、そのことを認めた上で、国立大学のみに関して言いますならば、国立大学協会とか、あるいは国公立大学を打つて一丸としたような大学の進学の具体的な制度に関する協議会といったようなものをつくることを急遽して、そういうものができ上がつてくればよろしいのではなからうかというふうには私は考えております。やはり、この問題について、何か権力的に大学に対して命令をするとかあるいは支配をするとかいったことではなしに、大学自身が自主的に共同して、そうして協力して、そうしてこの制度の改革を進めていくというふうな方向にいくように指導をしていただければ大変いいんじゃないかと思つております。文部省のお仕事などは、その辺に非常に深くかかわつておるのではなからうかというふうな感じがいたします。

申し上げたいことの骨子はそういうことでございまして、特にならば二番目に申しました具体的な選抜制度につきましましては、私どもの教育制度検討委員会の中の大学の部分の意見がお手元に配られておるようでございますから、それをお読みいただければおわかり願ふと思ひます。したがうして、こゝではそれを繰り返して説明はいたしません。後で御質問がございましたらば、私に可能な限りでお答えを申し上げますというふうに思つております。

以上で終わります。

○委員長(内藤三郎君) ありがとうございます。

以上で参考人の方々の御意見の開陳を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○久保亘君 お二人の参考人にお尋ねしたいと思ひますが、私は戦後の大学教育は、教育を受ける者の量的なすそ野を広げたかわりに、戦前よりも大学の格差をはつきりさせてそれぞれの大学が特色を失つてきたのではないかと考えております。

そして、この大学の格差によるランクだけが非常にはつきりして、先ほど御意見がありましたように、それが社会的地位やあるいは社会的ないろいろの資格につながる傾向が強くなつてまいりましたから、今日ではどの大学に入るかということが問題であつて、大学で何を学ぶかということが小供や親の重要な関心事になつていないのではなからうかと考えられるような面さへ見られると思つております。そういう意味で、いまいろいろと傾聴すべき御意見をお聞かせいただいたのであります。が、いまの御意見によりまして、大学の根本的な改革が問題の本質であるということがよくわかりますが、そうすれば、その入試制度を単に技術的に扱うということではなくて、そういう大学のあり方の根本的な改革の方向に沿つて入試制度が改善されなければならぬ、こういう御意見だと思ひます。その場合に具体的にそれでは、いま若干の意見をお示しになつておりますけれども、さしたつて、当面どういふ改革が現在の試験制度において可能になるのか、その点をもう少しお聞かせいただきたいと思います。

そこで、地域総合大学とか連合大学院の構想とかいふかなり時間のかかる目標に向けて示されておりますが、当面、この受験地獄を解消するためこのいふ大方向に沿つた具体的な提案というのがありますら、お聞かせいただきたいと思います。

○参考人(横枝元文君) じゃ私の方から申し上げます。私と梅根参考人必ずしも一致はしておりません。

私が先ほど改革の一つの試みの案として申し上げましたのが、将来展望をしながら、まあ言へばあすの日でもできるのはこういう方法ではないかというところで申し上げたわけです。すなわち、現状の段階では大学の格差は厳然としてある、そしてまた、東大を将来は学部をなくするにしても、まだ来年はある。その中で行つた場合には、各大学ごとの選抜ということを現状を放置したならば、これはもうどうにも改革できないんですか

ら、そこで全国的な統一テストと名前をつけるか、共通テストと名前をつけるか、これは名前は自由であります。要するに、大きく言えば、高等学校における基礎学力、五教科中心。これについて、これだけのものは少なくとも高校卒業者としてマスターしていなければならないというものの試験を全国一本の形でまず行なう、それによって高校卒業の学力を身につけ、大学の教育に対応でき得るという者を入学資格試験合格者として選定をする、そのものを後は調整によって配分をしていく。

そこが梅根参考人と違うところです。各大学にとる方が、企業のように、私のところにはこういう者が採りたいんだというのではなくて、少なくとも、国公立大学である限りは、岡山大学の法学部と東京大学の法学部に差があってはならない、そういう差をなくするという方向に向かって進めるためにも、これは配分委員会でも配分をしていく。それは、まず第一に希望によって集める、超過した場合は、これを今度は地域によって配分する。しかも、それを超過した場合に限って、今度は成績の順がどうなっておるかで最後はそれによって締めくくるという方式ならば、来年からやろうと思えばできる方法ではないか、こういうことなんです。

○参考人(梅根悟君) 二点ばかり申し上げたいの
です。

当面、すぐにでもやれるということですが、すぐにでも申ししましてもなかなか手間がかかるだろうと思いますけれども、説得が大変でしようから、大変だろうと思いますけれども。やはり私は大学の入学試験の改善を考えます場合には、何か手本が先例かが欲しいような気がいたします。諸外国にいろいろ例がございますけれども、それはあまり参考にならないと思うんです。国内で申しますと、いま一つの参考になり得るのは高等学校の入学制度ですね。これが東京都では学校群制度を設けてかなりの経験をしておりますが、なお、修正を必要とするというんで新たな討議が行われている。その他の都道府県にも若干学校群制度を

試みたりあるいは成功したりしておる例がございます。やはり、大学の場合も国立だけについて申しますならば、この学校群制度を、大学群制度を、国立の場合に考えたかどうか、そうして統一試験をしていくというふうになれば、そうしてしかるべく配分をしていくということになれば、およそ各大学とも格差が是正されてほぼ均等化していくということにはなりはしないかと、私は大学群制度というものを考えてみるべきではないかというふう

それから現在のように、各大学で悪い思いに入
学試験をするというふうな状況を一応それには手
をつけないということになりました場合に、どう
考えたらいいかということでございますけれども
も、私は国立の一期、二期の制度は廃止すべきだ
と思っております。国立は一回限り、同日に試験
をする。どこかの国立に入りたければ、どこか
の国立を受験をしないといふことで国立は一回
だけで試験をする。それで、私立大学は国立の試
験の日と同時に試験をすることを一回やって、そ
れは各私立大学の自由です。しかる後に、それが
終わった後、一定の時期を置いて二度目の入学試
験、第二次の試験を私立大学に關してのみやるも
のはやろうし、やらないものはやらないといふ
うにしていくべきではなからうか。五つも六つも
七つも八つも受験校を決めて学生が右往左往し
ておるといふ実情を見ますと、やはり、そういう
点に改善をしていくべき余地があるのではなから
うかといふふうに考えております。

○久保亨 次に、大学の格差とか大学の卒業資格というのが社会的にいろいろと弊害を生んでいるということでありますが、それならば、この際、思い切つて大学の卒業証書を全廃をする、そして社会的には履歴書の学歴に大学の課程は全部廃止をする、そして賃金決定の基準として大学卒業の資格を使わない、こういう点についても少し御意見が述べられておりますし、私も賛成であります。そういうふうな角度から考えますならば、大学が、本当に勉強したい者がやって来るといふ立場から

現在の収容力不足を解消をしていくためには、新たにつくられる大学というのは、これまでで大学教育の補完的な役割割りしか果たしていない夜間大学とか、通信大学とか、こういうものが新たに増設されていく大学の主力をなすべきではないかと、とういうふうにただいまの御意見からは伺えるのでありますが、その点について御意見ございしましたらお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(横枝元文君) いまの、最後の点にしばって申し上げますと、時間がなかったので私、省いたんですが、いま、高校の場合にも、働く青年が、非常に定時制高校、通信教育を学びたいという状況があります。ただ、問題は、社会的な地位という面では、定時制高校出身と、全日制高校出身にやはり差別が存在するために、なかなか、その教育というものが進行しないという現状もまたあるのです。だから、その点の差別をなくするということを一つは前提にしなければならぬと思います。大学の場合には、少なくとも、私は早急に実現してほしいのは、理工と医学、これについては夜間大学をぜひつくってもらいたいと思うんです。現在、特に医学部の増設というものが叫ばれておりますし、しかし、これには相当費用がかかるということで、なかなか遅々として進まないわけです。けれども、夜間大学ということになりますと、現在の医学部の施設を、あとは教官を補充することによって夜間大学開設ができるわけでありますから、そういう施設設備の必要無理工と、そして医学に関しては、特に需要も非常に多いわけでありますので、これは夜間大学の設立ということに、特段、ぜひ早急に力を入れてほしいという意見を持っております。

○久保亘君 それから梅根参考人にお尋ねいたしますが、今日の大学のあり方というものを考えてまいりました場合に、入り口が非常に狭くて、出口の方は簡単に出来るような日本の大学の制度がやはりはないか。この点、諸外国の例の中には、大学の教育を受けるべき一定の資格を持つ者は、希望する大学に登録をして、そして全国とこの大

學の講座も受講できて、そして最後に、卒業するときに學士試験というんですか、それを自分の希望する大學で受けて、大學卒業の資格を得ると、こういうような制度をとっているところがあるように聞くんであります。そのようなところがあありますでしょうか。また、そういうことがわが國において可能だとお考えになりますか。

○参考人(梅根悟君) その御質問にお答えします
前に、前の御質問でございますが、やはり私も同じような意見で、国立こそが夜間大学を設けるべきであるのに、なぜ設けないのかということとを絶えず私は申しております。その点については、今後の課題として考えていただきたいと思います。

それから、先ほど申しましたような卒業制度のない、学びたいときに来て学ぶというふうな大学に切りかえていくためには、やはり日曜日を大学が休んでしまうということじゃ困りますな、土曜日休むのも困るんです。やはり大学は、月月火水木金金で、一週間全部あいているというふうにするべきと思うんです。これはいろんな方法を講じさせれば、大学の教職員のオーバードロードには決してならないというふうに私は考えております。

それから第二の点でございませうけれども、私は余り外国の実情、その辺のことは詳しくは存じませうけれども、そういうかなりオープンなシステムでやっているという考え方はあるようでございませう。それも一つの考え方だと思いますが、日本の現状は、私はかん詰め主義と言っておりますけれども、一つの大学にかん詰めにしてしまつて、その講義しか聞けないといったような窮屈な状況はやつぱり開放すべきであります。どこの大学へ行つてもいいと、土曜日には東大に行つて、日曜日にはどこに行つていいと、自由に選んで行つたらいいだらうというふうな形のものにしていくべきであらうと。卒業制度をやめるべきだという考え方をもち持つておりますから、したがって、大学の講義を聞くのは、むしろ大学の講義を聞くというよりも、だれそれ教授の講義を聞くためにどこどこ大学に聴講するとか、

○久保亘君 次にお尋ねしたいと思っておりますのは、大学の格差が受験地獄を導き出しているということになりますなら、この大学の格差を生み出す出している原因について、先ほど横枝参考人の方から、今日の文教予算、大学予算の配分などについて御意見が述べられました。私も地方の大学からしばしばそういうことを聞かされておりますが、そういうことになってまいりますと、いまの日本の文教行政そのものが大学の格差を助長し、そうして受験地獄に拍車をかけてきた、その責任は免れない、こういう感じが一面からいたすわけであります。そういう意味で、やっぱり文教行政の根本にメスを入れるということが、この受験地獄解消につながる非常に重要な問題だとお考えになりますでしょうか。

現状については、深くせひメスを入れてほしいというように思います。

○久保重君　それでは時間がございますので、最後に、梅根参考人にお尋ねいたしますが、先ほどお二人が述べられました連合大学院というのについて、この連合大学院というのは、どんな目的を持って、どういうふうに運営されるものであるか、場合によつては地域総合大学から今度は連合大学院に向けて、今日のような受験地獄が発生する可能性がないわけでもありません。それはいま、大学の受験を目指すために、その大学に入るために、高等学校を、学区制のあるところも乗り越えて選ぶ、また、その高等学校に入るために親元を離れて下宿しながら義務制の中学に通う、そしてずっと小学校、幼稚園までゆがめられていつける傾向がありますが、その場合に、この連合大学院と地域総合大学とのつながり方というのも一つ問題になるところではないかと思うんです。その点について、御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(梅根悟君) 報告書に書いてあるわけでございますから、ごらんをいただきたいと思ひますけれども、私どもの考えております連合大学院というのは、各都道府県ごとに置かれるであろう地域総合大学にいわば直結しておるという形で、しかも、横に連絡をしておるということ、例を九州にとりますと、九州各県にあります総合大学がどこかに、たとえば学部を廃止された九州大学がそれになっていくと、そうして、それ以外の各地域にあります総合大学の協力で、一緒に経営をしていくというふうな形になるべきであるというふうに思っております。

入学試験のお話がいざしましたけれども、やはりそれは各地域には修士課程を置くことを認めておりますから、連合大学院の博士課程の場合によつて若干修士課程を加えてもよろしいというふうになっておりますが、もう博士課程の連合大学院でいわゆる入学試験の試験地獄なんてことは起こつてこないはずのものと。これはそれまでに

やってきました業績と面接で十分であろうというふう
に考えております。

○久保亘君 横枝参考人に再度お尋ねいたしますが、この当面の大学入試制度の改革試案、これはは全国統一試験として行われます場合に、今日各大学が行っております面接とか身体検査とか、こういうものは、この入学試験制度の中ではどのような考えになりますでしょうか。

○参考人(横枝元文君) これは梅根参考人が先ほど面接によってより細かく、いわゆる統一試験ではかり知れない点をというような御意見がありました。が、私は統一試験ではかり知れない、いわゆる記憶力中心のテストでは不十分だと思います。それから、それを補完するのはやはり高等学校の信頼性のある内申制度というものを併用すべきだということをお願いしたんです。面接と身体検査につきましては基本的に私は反対なんです。と申しますのは、面接というものによってできるのは、たとえば司法試験における面接がありますが、これは口述試験でありまして、面接ではなくて全然、言

業でやりとりをしながらずっと問題を提起していくわけですね。けれども、そういう制度はともてどもきませんから、通常に言われる面接であります。これは客観性の問題、公平性の問題でどうしても主観になってくると思うんです。ですから個々面接ということによって合否を決定することには、これは採用すべきではない、これはもう統一テストとそれから内申というものの信憑性というものによって行うべきである。それから身体検査であります。身体検査も、これはとても身体検査でもって合否を決定するということは私はきわめて困難だろうと思います。むしろ身体検査書

というのは必要な書類の中で各高等学校から出る場合につけて出すべきであつて、その書類によつて審査をすべきで、これを一時的な身体検査で今否を決定するということになる、一時的な病もありましょうし、しますから、それは休学によつて療養すればいいことでありますから、そのときにたまたまこういう病氣だったというために生涯

にわたって大学入学の機会を失うということはす
べきでない。

それから身体検査で問題になりますのは、いわゆる肢体不自由という問題、これは学部によつては肢体が不自由であつても入学を許可する学部は拡大していく必要があるわけでありますから、そういう意味で、特定の学部以外はそうした肢体不自由云々ということの問題にすべきじゃない。もう一つは、今度は精神問題があると思うんです。

いわゆる精神的な病氣は云々、これは極端な言い方をする者は、現在の高校卒業生で大学進学をしようとする者はほとんど精神にはノイローゼになつてゐると言つてもいいと思うんですが、合否を決定するような精神病患者などというものは、これはあり得ないと思いますし、そういうふうなものについても、これは一時的な試験によつてそればふるい分けられるものではない、むしろ精神病云々ということが仮にこの入学の問題で拒否されたとしますと、これは人権問題にも發展します。ですから身体検査はやはり高校から出るときの身

性を維持する意味から言つて、これは採用すべきではないという考え方でございます。

○久保田藤麿君　時間を節約する意味で端的なもの申し方で失礼だと存じますが、第一には、昭和二十二年から二十九年にわたつて行われておつた進学適性検査、それからいま一つは、三十八年から四十三年までやつておつた能研テスト、この二つについての経緯は私も一通りは知つておりますが、お二人の場合によつてはどちらか片方でもいいかと思ひますが、その評価といひましようか、どんなふうであつたからあなつた、また、それはもう少し評価されてもよかつたんじゃないかと思ひます、そういう見方があつてもいいんじゃないかと思ひますが、それらについての御判断が先ほどの統一試験の問題と私は関連があると思ひますが、それらについての御判断が統一テストの問題と関連があると私は思ひますのでお聞かせいただきたい。

と思ひます。

○参考人(梅根悟君) これは一部内藤委員長の時代のあれでございます。そんなことはどうでもよろしゅうございませうけれども、私はやはり入学者を選抜するのは大学自体であるべきだと、そこでやはり大学の中から盛り上げてきて大学のお互いの間で協議機関を設けて、大学のお互いで共同してやっていくという線を貫いていくべきものではなからうかというふうに申し上げましたのはそういう意味なんです。一種の拒否反応がございませうかね、それに触れてはいけなさと私は思っております。それでわかり願えるのではなからうかと思ひます。

○久保田藤麿君 私もおっしゃるとおり、この入学試験問題は大学が基本的に姿勢を正すといましようか、市民的な要求にこたえる、若い人たちの将来を考えると、これは解決していかなぬものと思ひ得ております。したがって、ただいまお話の先生方の案を私なりにこう拝見すると、やはり大学がこれにどこまで順応していくであろうかという角度から考えたい、こんなふうには思ひ得て端的なことを伺ったわけでありませう、これからは何おうと思ひますが、昨年十一月に国大協で共通試験といひますが、高校生を三千人ほど対象にしてやりました、あの評価がまだ具体的には出ておらぬかと思ひますが、先生方のところでどんなふうにくみ取ってやっておられるか、これが大学の私の申す入学試験問題に絡む大学側の責任、大学側の態度といひましようか、それを一つ一つ洗っていく上に大事なことじやなからうかというふうな感じがいたしますので、御意見を拝聴したいと思ひます。

○参考人(梅根悟君) 御質問に答えることにならないうちもわかないと思ひておりますけれども、現に国大協の中でこの問題を考へていらつしやるようでございますが、私はやはり国大協というのは学長の学長協会でございまして、それでやはりになるならその学長協会である国大協の内部に専門委員会をお設けになるような発想が必要じやなからうか。学長でない大学問題に関心のある専門家が集まつて一つの結論を出し、それを大学協会が尊重するといふふうな線の一つの結論が出てくるのが一番望ましいのではなからうかというふうに考へております。国公立を通過して考えます場合には、やはり国立は一本ですが、公立は一本でしようが、私立はいま三本になっております。この五本の大学の学長の団体が一本になるということとはなかなかむずかしいですけれども、少なくとも、大学の進学制度については、先ほど申しました国公立を通過しての全国的な協議会が成立することが非常に望ましい。協議会の自主的判断によつて選抜制度が改革されるというふうにいけないうものだらうかというふうに考へております。

○久保田藤麿君 私の伺つたこととちよつと焦点が違つておるわけですが、それはそれで結構です。私は国大協は学長のそうした機関であるといふことも了解しますし、また、今度のそういう勉強してくださつておる学長さんのための委員会といふたようなものは特にそういう特別の人をこしらえて、名前こそ国大協の看板を掲げておりますが、国大協の中の一つの機関として、また、そういう何といひますか、試験的な動きとしてやつておられることで、大体その辺は先生のお話とちよつと実態が違つておると、かなり評価されておるようには私に認めますし、少なくとも、各大学の共通の問題が扱われておるといふ点は評価をし、また、それが高等学校、特に受験生の間に前の能研だのあるいは適性検査のときのような響きになつてしまつたんじゃないや、せつかくの努力なり、そこからよいものが生まれた場合に対する芽としても、評価しながら、やらしてみたら案外近道じやないのかなというふうな気もいたしておりますので、これらの御判断を伺えたらと、こういう意味でございませう。あえてそれはこれ以上お聞きはいたしません。

それと、これはだんだん後ほど伺つた方がいいのかもしれませんが、身障者に対する入学上の扱いは大体目鼻がついてきたといひましようか、ある方向が与えられてきておるよう、私は非常に結構だと思ひておりますが、もっと別な感覚で必要なのは英才教育の問題、私はもう少し入学といふようなことにも絡み、先ほど来お話の問題にも関連してもう少し重大に扱われ、尊重されなければいかぬのじやないか。いかに平等、平等、あるいは機会均等といふことと、この英才教育が特に必要だといふ角度とは、私は性質が違ふと思ひます。また、その必要といふようなことが、今日のようになつてくればくるほど私はより必要だといふ感じがいたしますので、一般の、たまたま入学試験問題については、えて論議から外れておりますけれども、これらについては否定的で外しであるのか、あるいはそれは全く別な性格だからといふ意味でこつこつ論議から外していくものなのか、その辺の気持ちといひましようか、いろいろ御研究願つたものについてのお話し合いでもありましたら、伺わせていただきたいと思ひます。

○参考人(梅根悟君) 英才教育の問題につきましては日本ではかつて戦前に国立の師範学校の附属に英才学級を設けたといふ経験がございませう。これは数年にして挫折してしまつたといふような歴史を持つております。結局うまくいかなかつたわけですね。いわゆる英才だけを極めて特別な学級をつくるということは、いろいろな弊害をもたらす、必ずしもいわゆる英才なるものが英才として伸びていくというわけにもいかないといふふうなデメリットな問題もあつたやうで、とりやめになつた経験がございませう。私は、いまの教育制度の中で、その側面からいろいろ考へてみる必要があろうかといふことはやはり考へます。これは、私の大学の例でございませうが、私の方は入学試験制度にかかりまして、やはりめいめいが自分の特色を高等学校中にだけ生かしたか、自分の特色で試験も受けなさい、自分の特色で論文も書きなさい、特色の経験を書き取りなさい、特色のあるユニークな研究をした者をこちらは歓迎する

といふふうな考へております。ところが、現実には平均点でございませうから、とにかく三課目試験したる三課目三百点といふことで、なるべく各課目とも八十点以上とつてゐることが望ましいといふことになりませう。私どもの方では、一課目は百点で他の二課目は三十点でもよろしいといふふうな計算の仕方をいたしておりますから、おのづから特色のある学習ができるというふうに考へられておる。その辺を基本にして考へるべきで、やはり英才教育だといつて英才学級をつくるという考へ方は非常に短絡的ではなからうかといふふうに私は考へております。

○参考人(横枝元文君) いまの点では、私どもの方で特に検討しておりますので、これはぜひ参考としていただきたいと思いますのは、英才学級とかいふものをつくるかどうかについてはいま梅根参考人のおっしゃつたとおりで、これはやるべきでない。しかしながら、現在の学校教育課程、これを見たときには、もっと伸び得る子供、もっと伸びたい意欲を持つてゐる者に伸びたい教科について伸ばし得ないといふ条件があります。それは何かといひますと、高等学校、大学を通じて三カ年間にわたる、この八十五単位がずっと指導要領によつて定められております。だからどの教科についてもまず平均にやつていかなきゃならなくなつてゐます。しかも、これが非常にかんりの締めつけになつてゐる、私はあえて言ひますのは、八十五単位の高専学校の場合に、その大体五〇%ないし六〇%、すなわち五十単位ぐらいを、これを共通科目として、これはみんなこれだけは少なくとも学ばなかならないといふのを五〇%ないし六〇%置くわけですね。そして、自分がより教養をもつていくわけですね。そして、自分がより教養をもつと突つ込みたい、それとも工芸をもつとやりたい、あるいは農業関係をもつとやりたい、こつこつ地域総合制の高校にしていってしかも単位は六〇%程度を共通として基準に置いて、あとの少なくとも三〇%程度といふものは、これは自分もつと

といふふうな考へております。ところが、現実には平均点でございませうから、とにかく三課目試験したる三課目三百点といふことで、なるべく各課目とも八十点以上とつてゐることが望ましいといふことになりませう。私どもの方では、一課目は百点で他の二課目は三十点でもよろしいといふふうな計算の仕方をいたしておりますから、おのづから特色のある学習ができるというふうに考へられておる。その辺を基本にして考へるべきで、やはり英才教育だといつて英才学級をつくるという考へ方は非常に短絡的ではなからうかといふふうに私は考へております。

勉強したい点が勉強できるという、こういう教科課程の編成をすべきではないか、そのことによつて、学びたくない学問を学ぶよりも、もともと学びたいというものがより以上やれるような、そういう高校の生徒も希望持つて学校に行けるのではないかと、そういうふうに思うのです。ですから、そういう教育課程の組み方を高校においてもやるべきでありますし、それからさらに大学においても科目の組み方、講座の置き方というものについても、これは工夫すればそうした突っ込んだ研究をより以上でして、その点で伸び得る生徒を伸ばしていく方法というものはあると思うわけです。

○久保田藤麿君 私、英才関係について伺ったのは、英才特別クラスをつくらうじゃないかという、そういう意味ではさらさらないんで、師範学校の附属小学校、あるいはものすらやめてしまつたらどうかというのが私の持論でございます。決して英才教育をそういう分けてやろうというのじやなく、昔は小学校五年生から中学校へ進めてみたり、中学の四年から高等学校に進めてみたりという時代もありまして、ちょうどそのころ私も皆ぶつつかつておつたわけで、おそらくわれわれの仲間にもそのコースを走つたものはいふおつたと思ひますが、それらのことをそのままやろうというんじやありませんが、英才教育という意味合いがむしろ軽く扱われて全学的なような、年度の六、三のときからそういう風潮が、非常に恐れられたことではあります。現実には出ておる。数をまとめるということ、そろえるということ、いま横校さんのおつしやつたような、各科目について非常に努力をしていく、どれも悪くはないけれども、それが一つの力を生み出すだろつともいろいろ想像できますが、私はこの日本の置かれた立場で、その意味からいって伸ばせるものを本当に力をつけていく、あるいは拒まないというようにことから、そういう個人的なあるいは特殊な英才教育というようなことがもつとあつてもいいじやないかと、それらのことは何もこの入学試験に厳格に響くことではありませぬけれども、制度を考

えていただき、あるいは総合制をいろいろ考えるというふうなことを結んでの程度に配慮されたものであろうか、特に先生方のような立場のところであつた問題がどんなふうな扱われたのであろうかなと、いったやうなことを伺えたらと、こういう意味でございます。

○参考人(梅根悟君) おつしやることはよくわかりますが、そういう理屈もございまして、英才教育に対しては先入観があつてかなりの拒否反応を示しておるというのが実情だろつと思ひます。私も英才教育という言葉を使ひません。言つてみれば、個性教育、個性尊重といったやうなことに切りかわつておるというふうな申し上げてよろしいと思ひます。つまり、個々人の持つておる特徴や個性を十分に生かし得るやうな、そういう教育課程をつくつていきたいというふうなことが前提になつて、教育課程を考へてみよう、いま横校参考人は六〇%が共通の科目とおつしやいました

が、私も制度検討委員会を出しておりました案はもつともつと共通科目が少なく、むしろ高等学校について申しますと、共通科目はわずかに十二単位、選択部分が大部分というやうな形になつております。それでいけるんじやないかなと思ひ思つております。

○久保田藤麿君 私は、これ特殊な問題で本論でないことをよく心得ておりますので、その程度で結構であります。先ほど来のお話をだんだん伺つておりました一番気になるのは、ここで考えられた統一試験、これに対して各高等学校から申せば、おれの方でいふ資格あるいは成績を分析し、いまさらあなたの方のお世話にならぬでもないという高等学校の側の意見、あるいは大学があつて自分のところの独特の立場で処理するものがあつたにせよ、処理しなやならぬといつた、これがいつもこういう種類の問題の一番大きな抵抗に私はなつておると思つておりますが、この二つのことに對して、一つは大学からの皆さんのおつしやる統一試験といひますか、統一試験はどんなふうなこれをくぐつていくだらうか、高等学

校といへども、大学といへどもこれに余り抵抗しないといふ見られておるか、私はかなりの抵抗があるといふ見られておるが、そこらのお見通しなり、こういう手段がある、あるいはこういうメリットがあるといふたやうなことが先ほどのお話では特に伺えなかつたやうに思つたので、そこを補つていただきたいと思ひます。

○参考人(梅根悟君) 多分おつしやるやうな抵抗が高等学校側と大学側に残存しておるだらうといふことは予想できます。在来の経験から。したがいまして、年度の改革については、先ほど申しましたやうに、やはり言つてみれば説得といふことが非常に大事なことになるだらうと思つておるんです。各高等学校、各大学を通じて何とかしようじやないかという空気が盛り上がつてくるのが根本じやないかというふうな思つております。

高等学校について申しますと、現在各地で統一試験の研究をいたしておりますが、かなり皆さん賛成しております。中にはいわゆる有名校の先生方の中には、たてまえ賛成、実際は反対といふ空気が残つておるやうでございますが、賛成するんだけれども、本当はおれの学校は秀才ばかり集めたいんだが、いふたやうな気持ちが残つておるやうですが、しかし、やはりたてまえとしては、賛成といふものになつておるやうなことが大事なことではなからうかと思ひます。高等学校はますますいけるじやないか、むしろかしいのは大学じやないかと私は考へております。その辺の説得がやはり若干の有力な大学と申しますか、中心になつていただく大学があつて説得工作が続けられるといふことは大事なことでなからうかといふやうに私は思つております。

○久保田藤麿君 横校さん、どうですか。

○参考人(梅根悟君) 特別変わったという意見ではございませぬけれども、確かに現状のところでは声を大にして抵抗したり反対したりするといふのは、えてしてこういう問題で出てこられる方々、あるいは何かの組織をつくつて検討する会をつくれば、そこへ選定される方々といふのは有名大学

の学長であり、有名大学の教授であり、今度は有名高校の校長でありといふやうなことが往々にして多いわけですね。そういうところの意見といふものがかなり社会的な意見かのごとく聞こえますけれども、私はそうではないといふやうに思つておるんです。ですから、私の組織の場合には、何有名高校、有名大学の組合員だけではありませんから、全体を通じていろいろな議論をしてみまして、やはり統一したやうな試験といふのが公平に行われたいといふことについては、まず高等学校側としては、そう大した抵抗はありません。むしろ賛成の部分が多いわけですね。もちろんしかし、高校の中でも有名高校と言つておつて、自分のところでは毎年東大に何名入れるんだ、入れたんだといふことをもつて肩をいからしているやうな学校の人の言へば、こういうことでばつとやられて割り当てられると、必ずしも自分のところが多くなるといふことで地位が下がるやうな感じを持つておるやうなところが、一般的に言つと、こういうあり方といふのは、これは抵抗はさうないわけですね。問題は、私は私の試みの案でございます。問題は、大学側にかなりな抵抗があると思ひます。これは梅根参考人と違つたところがあつたから、それは梅根先生の場合にも、全部を第二次試験を各大学でやれとおつしやつていない、特定の大学ですけれども、特定の学部に限定されるのでしようが、私の場合にはもう第二次試験なり、各大学の選考はやらせないといふことを前提にしておりますから、ここには非常な抵抗があると思ひます。しかし、その抵抗も考へてみますと、現在受験者が集中しているやうな大学ほど抵抗が強いんであつて、そうでない大学の場合には、このやうにして公平な選定をして、うちにも優秀な子も配分してもらへるといふことはうれしいことなんです。ですから、そういう数の多い、そして表にあらわれない声を十分そんたくしていくならば決して私は無理な案ではないといふやうに思つております。

○藤井丙午君 ちょっと関連して質問をお許しい

ただきたいと思ひます。

横枝参考人の御意見はまことに傾聴に値するところと思ひます。私の申し上げたいと思つてゐるようなことが網羅してありますので非常に感銘したわけでございます。特にこの入試制度の前提となる根本的な解決策として社会の学歴偏重が最大の原因であるということはもう御指摘のとおりでございます。私もかねがねこの問題を取り上げまして、もう能力主義、実力主義の社会にするために、学歴偏重の根強い社会慣習を何とかして打破したいということで、実は私事でございましてけれども、旧八幡製鉄、新日鉄を通じて高校生、大学生、卒業は教育年度が年数が違ひますから、最初の賃金は同じでございますけれども、入社した後は一切いゝゆる天井取つて、高校出ても高級管理職はもうん、経営者にもなり得るというふうな制度に変えたいです。また、経済同友会を足場に、それを経済界にも呼びかけておりますが、さつき御指摘のように、官庁が依然として戦前そのままの高級国家公務員で、昔の高文制度そのままのようなことで大変これに対しては私も不満を持っております。次第でございまして、それはそれとして、極力この根強い社会的な学歴偏重の慣習がこの教育に投影して、そしていゝゆる学歴偏重、テスト主義、このテスト主義はさつきもあなたが御指摘のように、これは記憶力中心になつてきて、肝心の生徒なり児童なりの持つ理解力であるとか、分析力であるとか、創造力であるとか、適性というものがほとんど見えきれないまま試験されておるといふこと、そこで内申制度をもう少しその信憑性を重視してもらいたいという御意見、それもまことにございまして、それらの点はまことに私は同感でございますが、ただ、一つ横枝参考人に御質問したいのは、第二項の中の収容能力の不足、まさに不足しているから浪人がたくさんおることは事実でございますが、私はこの際、これは高校、大学を通じて考えていただきたいことは、なるほど大学の進学率が三〇％超える、さらに将来は五〇％超えるという、こういうこと

は全体の国民の質的水準を上げるという意味においては非常に結構なこととございまして、わが国の産業構造、産業労働人口構成等から考えまして、こういういゝゆる中途半端なインテリばかりでできて、果たして日本の産業なり経済が今後うまく運営されるかということについては私は非常に憂慮する一人でございます。したがって、やはり産業教育、私は産業教育振興中央会の理事長もやっておりますが、そういう立場から言うわけにございませぬけれども、やはり生徒なり児童なりの適性、能力に応じた進路指導といふことをするということについて必ずしも量産ではなくて、質的にその持つ能力を十分生かし得るような方法を講ずることはできないだろうかといふことについて、まず横枝参考人に御意見をお伺いしたいと思ひます。

○参考人(横枝元文君) 御質問の御趣旨は、私の申し上げた気持ちとはほとんど同じなんです。それで、ここで申し上げております収容力の絶対量の不足の問題ですね。この面で分けて申し上げますと、高等学校の場合、いゝゆる後期中等教育といわれる高等学校の場合には、これはもう国際的に見ましてもやはり国民等しく受ける教育の場にするべきである。これはシンガポールへ行つてみましても高等学校の二年生まで義務にしているわけですし、アメリカ、ヨーロッパほとんどそうだし、特に社会主義の北鮮にしましても高等学校を義務化していくということをやっているわけですので、そういう時代ですから、日本だけが小中まで義務で、後はいゝゆるような選抜方式でいくということではなくして、やっぱり高等学校までは、現に九十何％入っているわけですから、これは全入で義務にしていこうということでは国民教育の基準にすべきだ。そして大学の場合には、現状のままでいきますと希望者に対して収容力が少ないわけですから、それをそのまま申しますれば、もう少し増設をするということが必要になってきます。けれども、事実上私は先ほど言つたように大学というものの社会的な位置づけを、大学卒業

ということがあれば給料が上がる、あるいは地位が上がるというそういう社会的地位を得るためのものでないということにして、生涯教育の中に大学教育というものを含めていきますなら、これは大学の希望者というものもそんなに一時に殺到するものではないと思ふんです。大学へいま行かなければ賃金も安いから行つてゐるであつて、しかし、大学へ行つたからといって給料は上がらないんだ、ただ勉強したいときにするんだという、そういう社会的な位置づけをしますと、これは高校卒業した者がだれも彼も皆大学へ出られないう、卒業証書だけもらわなければ社会へ出られないなんという考え方がなくなつてくるだろう。そういうところを一つは一面やりながら、そして現状では絶対量の不足というよりむしろ地域総合大学の方をもっと拡充をしていく。いま大学の数そのものをふやす必要は私はないと思ふんです。現在ある各県大学をもっと拡充していくということによつて、両方相まっていけば解決するのではないかと

いふように思つております。
○藤井丙午君 もう一つだけ。
○委員(内藤三郎君) 簡単に願ひます。
○藤井丙午君 私も、横枝参考人の御意見はまことに同感と思ひます。生涯教育を通じて、大学の拡充のみならず、夜間なり通信なり放送大学なりあらゆる教育を通じてやれば十分大学教育以上のものを身につけることができると確信しております。

そこで、梅根参考人にちよつとお伺ひしたいんですが、さつき久保先生からも横枝参考人からもお話がございましたが、大学へ入ることは非常に狭き門であつても出ることは非常に容易なことだ、大学教育の内容、方法といふのはまことにずさんなものであると、真剣に本心に大學生らしい学問の研究なり真理の探求をしてゐるのには恐らく全体を通じて二割程度しかないといふ現状でございまして、これは外国の大学と全く反対でございまして、外国の大学では、高等学校まで

は心身ともに伸び伸びと人間の土台づくりをして、大学ではびしりと厳しい教育をして、成績の悪い者は落第させる、落第を続ければ退学をさせるといふ制度をとつておるのが欧米の通例でございまして。ところが、日本では大学へ入りさえすれば卒業できる、こういうきわめて安易なことをやつておる。こういうことではいゝのかどうか、梅根参考人にひとつ御質問を申し上げたいと思ひます。

○参考人(梅根君) おつしやるのとおりでございまして、入るときは厳しく出てくるときはやさしい、これは日本の大学の特色であるといふふうな一般に言われておりますけれども、これにはいゝゆる事情が絡んでおると思ひます。また慣行としていゝゆるいふうな形になつてゐるということでありまして、やはり何と卒業証書だけはもらいたいといふので卒業証書にしがみついている人口がかなりおつて、そこに若干の感情主義が働いてまゐ出してやろうじやないかといふふうになりかねないといふのが実情ではなからうかと私は見ております。もちろん、学校によつて違ひがありますが、けれども、かなり厳しいところもありますし、ルーズにほとんど全員が格別勉強もしないで卒業証書をもつていくといふところもございまして。さまたまあると思ふのです。そこで私はまあ同じことになりましても、もし卒業証書を出さないといふことになれば厳しくも厳しくないも起こつてきませんし、そして自分の研究意欲を満たすために何年でも勉強するならば勉強するといふことになりまして、卒業証書をもつたために入つてくるような青年にとつては大学は卒業証書のないところですから無価値のものになつてくるといふので、大學生人口は漸次減少していくのではなからうかといふふうには私は考えております。別途の方法を考へるのではなく、入るにやさしく出るにむずかしい形にしようといふふうな、大変慣行とは違つたむずかしいことを要求するのでなしに、おのずから卒業させないといふことになれば、自然現象として大学の人口は減少してくるのではなからう

かというふうを考えておるわけでございます。

○内田善利君 きょうはテーマが入試制度ですけれども、入試制度を論ずる、また、解決するためには、あらゆる問題を取り上げていかなければ入試制度は解決できないと、こう思いますが、きょうは時間の関係で入試制度について参考人のいろいろな御意見をお伺いいたしましてその点に限って、質問したいと思いますが、横枝参考人のお話の中で、統一テストですけれども、基礎学力についてテストをしたいということですが、私は、大学が積極的に学力テストをやつてあらゆる方法を講じてとるべきだと思ひますけれども、高等学校卒業のときに統一テストをやつて決めるわけですが、学力テストが基礎学力に限るということはいままでと大体同じではないかと、やはりまた競争選抜になつていくのではないかと。統一テストだということでありまけれども、基礎学力だけであれば、学科だけであれば、またそこへ集中するのじゃないかと、そう思うんです。

先ほどからアメリカの例もありますが、アメリカは全人的に入試制度をとらえておると、学力だけじゃなくて、学校でクラブ活動で何をやつたかあるいはどういう活動があつたか、また、人格的には人間性の問題など、全人的にとらえて入試制度をやつていくことなんですから、もう少し抜本的な考え方があるのではないかと、こう思うんですけれども、何といひますか、大学の方でとるわけですけれども、三年間の高校の生活というものはやつぱり一つの大きな資料になると思うのです。そういうことから、少しこの内申の信頼性、信頼性が薄れておる、しかしこれをやるべきだという参考人のお話ですが、もっとこう高校生活をとらえて大学入試に関係性を深めていくべきじゃないかと、そう思うんです。ただ大学の入学試験、一回の試験でテストするとか、あるいは高校卒業試験だけで決めるのかというのじゃなくて、もっと高校時代の三年の生活をとらえてやるべきじゃないかと、こう思うんですけれども、この点いかが

でしょうか。

○参考人(横枝元文君) 基礎学力の問題にテストをしよるということをおもひ出しているわけですが、もちろん、全人格を見ていくということとは、非常に理想ではあります。しかしながら現状を見ましたときに、やはり高等学校で中央の教育研究所も発表しておりますように、七割の生徒が事実上の高等学校の教育課程をこなしていない、ついでこれにないという実情も報告されております。これはこれがいいということではありません。やはり全体をマスターさせなければならぬわけですが、そういう現状がある。

一方、大学ということをお考えますと、大学で学問研究をやつていくためにはそれに耐え得るだけの、対応できるだけのやはり基礎学力は持つていなければならぬということはお言へると思うのです。そこにやはり大学で学問研究をさらに続けていくこととするならば、これだけの基礎的な学力は持つていなければならぬというこの線はやはり選定しなければならぬというところから、こういう発想をしたわけなんです。もちろんここへ来るまでにはいろいろ意見があります。ちやうど昔ありました物理学校のように門戸がぐつとあるならば、入りたい者は全部入れて、そうして、しかし、そこでどれだけ勉強ができたか、実力がついたかということによつて卒業はさせないぞというシステムもあるでしょう。しかし、これは一つの形としては言えても、現実の問題として、これは入りたい者は全部入れると、出るところをむずかしくするということは、現在の大学の門戸をよほど広げないことにはできないわけですし、しますから、現実性がないだらう。そうすると、やはり現在の大学の学問研究に耐え得る基礎学力をやはり調査をするという統一テストが必要であらう。しかしそれが、先ほど言いましたように、単なる全国統一テストというのでは、記憶力中心あるいは瞬間的な判断力がせいぜい加味されるだけでありまますから、それを補つていく創造的な力というものを見るのはどうしたらいいのかという点

では、これはやる方法としては、三カ年間の高等学校における学業の力というものを内申によつて取り上げていくということ以外にはないのではありませんかというところに、内申というものを、三〇％見るか五〇％見るかというところには議論の余地がありましよう。ありましようが、それによつて全体の真の学力というものをやはり導き出してみたいという意味で内申を申し上げておるんです。あと、情操の面とかということとは、これはとてもテストというものでははかり知れないことであります。また同時に、大学の学問を受けるということにおいて人間的な面というものは大切でありまけれども、それより以前にやはりそれに耐え得る基礎学力を持つていくかどうかの算定がまず当面としては重要じゃないかというので、基礎学力強化にしようとしたわけなんです。

○内田善利君 それとも一つ、横枝参考人にお聞きしたいんですが、職業高校からの大学入試というのは非常にいままで隘路になつたわけですが、このことに触れられておりませんので、職業高校からの大学入試についてはどのようにお考えですか。

○参考人(横枝元文君) これは将来展望としましては、私は、職業高校という特定の高校というものはなくしていくべきだ、そうして総合制にすべきであるというように考えています。これは戦後発足の当時は総合制高校で発足したわけですから、それが、昭和二十七年でありましたか、経済界の要求が非常にありまして、当時高度経済成長をやつていくためには、学校教育の場へ産業界の方からこういう技術を持った職業人養成をしてほしいという、普通課程に偏重しているから職業教育重視という意見が出されて、それにおもねて言ひますか、引きずられて工業高校とかいう職業課程をだんだんふやしていった経過があるわけなんです。しかし現状では、もう産業界の方も、私が聞いておるのでは、もはや高等学校教育に対して特定の職業人養成というものを要求はしない、むしろ、高等学校ではいずれの職業にも耐え得るよ

うな基礎学力を持つていける者がほしい、そうして後、その工場で、その会社で必要な労働者というものは、むしろ職業訓練として企業内訓練でやるべきだという方向を最近産業界も多々たどつて、主張しておられるように聞いております。

ですから、そう考えますと、職業課程高校というものは、そういうものは廃止をして、むしろ現在の高等学校というものの中に職業課程もある、そうして、それは普通共通教科を、先ほど梅根先生は一二％ぐらいとおっしゃつたわけですが、まあ私は漸次そこへ行くにしても、現状では少なくとも五〇％ぐらいを共通教科にして、これはもう農業を選択する者も、商業を選択する者も、すべてがこれだけの基礎学力は受けさせる、後は選択で農業なり何なりやつていく。そうして試験を受ける統一テストは、五〇％のこの基礎学力をみんな共通制に受けておる者の力があるかどうかをはかるということに持つていくべきだということなんです。

ただし、それは来年からすぐに総合高校制にはかえられませんが、そこで来年から統一テストでどうするかといったときに、これはいままでは普通課程高校の場合には、確かに数学、国語、社会、理科、英語という、この大きく分けて五教科についてぐつと推し進んでいきます。職業課程の方はこれがかなり希薄になっていきますが、このテストについては、職業課程に行つていける者が受からないような高度なものであつてはならない。しかし、普通課程における子供も現在三〇％ぐらいしかマスターしていないという現実があるわけなんです。ですから、職業課程高校でも最低これだけの基礎学力をつけなければならぬというのがあります。これを一つの基準にした統一テストにはしていくべきだ。そのことによつて、工業高校に行つておつたために大学に入れないという状態というものも排除していかなきやならぬというふうに考えているわけなんです。

○内田善利君 参考人の御意見に全く賛成でございます。

それからもう一つお聞きしておきたいのは、大
学入試が終わればいつも感ずることですけれど
も、入学試験の内容が、内容についてはいろいろ
の問題がいつも起こるわけですが、この採点基
準の公表といいますが、それと模範答案を大学
の方でつくってもらう、こういうことをすれば、あ
いって非常に受験生が困るような問題は出てこ
ないと思うんですが、何らかの方法を構じな
いと非常に受験生が困るわけですが、例を挙げ
ばたくさんございますが、時間がありませんので
挙げませんが、こういったことについて採点基準
の公表、そして模範答案を公表する、こういうこ
とについては梅根先生がいかでしようか。

○参考人(梅根先生) 私は、そういう考え方には
賛成なんですけれども、模範答案の問題
はそうでございますが、もっと手前にさかのぼ
って顧みますと、試験の問題そのものですね、試験
の問題そのものについてのまあ全国的な何か研究
がもっと積極的に行われて、案例が出され、模範
答案例も出されるというふうにして、試験問題そ
のものを改善するということが大事じゃないか
と、私は思います。教育の世界では、ナレッジ
インテリジェンスかと申しますが、知識が知性か
というのを申しますが、いまの試験は、詰め込
みでどれだけの量の具体的な知識を詰め込んだか
というのを、なるべくいわゆる難問主義で、選抜
に便利するように試験問題を出すというふうな傾向
がきつめて強い。そうでなしに、やはり知識では
なくて、知性が大事なんだという考え方の基本に
立つて問題を、この問題に対しては、こういう
ふうに答えるべきものであるというやっぱ模範
答案を出すというふうな方向で、高等学校の教師
及び学生に対する影響力というのを考えて、入
学試験を通じて高等学校の教育を本筋に戻して
いくんだという考え方が一本入っていないとぐあ
いが悪いと私は思っております。お説には賛成で
ございます。

○加藤進君 初めに、梅根先生にお尋ねします。
きょうのテーマは、入試制度の改革というテー
マでございますが、今日までいろいろ入試問題に
ついての改善策が出されておりますけれども、そ
の改善策のほとんどというのは、いわば選抜主義
のやり方、これをできるだけ効果的にやるのには
どうしたらいいの、こういういわばふいふ分け
けの入試制度、こういう問題がやはり出されてき
ておると思っています。私は先生の御説も拝見し
ましたけれども、そういう資格を持ち、能力を
持ち、希望を持っておるような学生生徒に対して
これをふり分けて、ある者だけは教育の機会を
与える、ある者にはその機会を保障できない、こ
ういうことではいけないのであつて、希望があり、
その資格を持つ学生生徒に対しては、その資格を認
定して、認定された資格のある者についてはすべ
て大学に、あるいは高校に進学させていく、こ
ういうような制度に進んでいく、いわば入試
制度の改革という名に値するものではないか
か、これが先生の御所見ではないかと私推察する
わけでございますけれども、いかがでございま
しょうか。

○参考人(梅根先生) 私どもの報告書をごらん
いただきますと、そのとおりでございます。
また、ふいふ分けのためにやるという観念を捨て
るべきである。一定の資格を持つておる者は全
部どこかに入つてもらうというふうな措置をこ
ろで講ずるべきではないかというふうな発想で
これは書かれておるわけでありまして、その一定の資
格を持つたかたぬかを検定するものもふいふ分け
ではないかという議論もあり得ましようけれども、
やはりいまの制度の中で四年間の高等教育を受け
るとなれば、その基礎的な能力といったものは、
一応検定を受けざるを得ないというふうな考え
方を持つております。

○加藤進君 そういう入試制度の改革の方向に
持つていく場合に、非常に大きな障害が今日ある
と思うんですね。それはいわゆる入試地獄と言わ
れ、また、受験過熱ということばで言われており
ますけれども、この入試地獄とか受験過熱とかと
言われる問題を、たとえば大学の例にとつてみる

ならば、有名校に受験生が集中する、医学部に対
する希望が非常に多い、こういう状況に端的に私
はあらわれていると考えるわけであります。こ
ういふ状態をそのまま放置しておいて、入試制度の
改革案といふことは、これは砂上の楼閣になる危
険があると、私は考えるわけでございます。とり
わけその点で、先ほど触れられましたけれども、
文教行政の責任は非常に大きい、こつ言わざる
を得ない。

具体的に申し上げますならば、たとえば国立大
学の中でも東京大学、京都大学の例であります。
すべての国立大学に使う予算の中の二〇％が何と
二つの大学に与えられてきておる。これはもう厳
たる事実でございます。そういうことによつてエ
リート大学をますますエリート化している。こ
ういふことが今日の文教行政でとられておるこ
とであります。さらに、七旧帝大の大学関係、
この大学につきましても、教官研究費などはほ
かの大学に比べて四倍から五倍にわたつて与えら
れています。特別待遇を与えられているんです。
ところが、地方の大学に至つてはどういうことにな
るかという、たとえば秋田大学、群馬大学等々
から島根大学に至りましては、これは法学部があ
りません。これは人文社会学系においては教育学
部しかないという大学なんです。こ
ういふ大学が一方にきつめて多数にある。そして一
部には、エリート大学に対して十分の手当てが行わ
れておる。こういうことに、大学入試過熱の問題
の根本的な原因があり、これを打開しなくちゃな
らぬ、こんなふうに私は考えるわけでござい
ます。したがつて、そのためには、少なくとも東京大
学に与えるくらいは財政予算措置を各国立大学の
すべてに与えるという抜本的な措置をとつてい
くならば、私は、大学という一つの器が十分に
拡大されて、そして、その器の間の格差もそれなりに縮
小され、是正される。こつ言つていけばすべての
大学は有名大学である。いわば有名という名は使
う必要がない。こつ言つていふ状態に問題が前進し得
るのではない。こつ言つていふ点が第一点でござ
います。

それから第二点は、これは医学部の問題でござ
いますけれども、これも、私は教育行政、文教行
政の大きな問題になつておると思ひますけれど
も、七つないし八つの県におきましては、無医大
県の解消といふことをかけ声で言われております
けれども、そこには私立の医学部がある、公立の
医科大学があるといふようなことで、国立大学を
建てていない。こつ言つていふ片手落ちの行政
が行われておる結果、医学部に対して非常に受
験生が集中する。こつ言つていふ状態が現に起つて
おると、私は考えるわけでございますけれども、と
りあえず、まず国立大学において、こつ言つてい
ふ過熱の状態を解消していくために、まず各大学
の格差の是正のための抜本的な措置をする。各大学
のいわば器を広げていく、こつ言つていふ措置を
当然とすべきではないかと、私は私見として考
へるわけでございますけれども、この点につきま
して、簡単に結構でございますけれども、梅根先生、横
枝先生の御所見を伺いたいと思ひます。

○参考人(梅根先生) この点もおつしやると
ございまして、ぜひ、こつ言つていふ方向で文
教行政を直していただきたいというふうに私
も考へております。

大体、戦後新制大学ができましたときに、旧帝
国大学、旧国立大学、それから旧専門学校、み
んな同じ大学になつてしまひましたが、これは文
部省ではこつ言つておられますけれども、大蔵省では
こつ言つてないんです。依然として旧帝国大学と
旧専門学校とは分かれております。別々なんです。
予算上別々なんです。一体化されてないんです。
金のほうでは、そこからまず直していかなくや
らないんじやないか。具体的には、たとえば講座
制とか学科制の差別といったようなことですね。
すべての国立大学を同じレベルにするといふこ
と、こつ言つていふゆるゆるの地方の単科大学ある
いは医学部大学といったようなものをすべて総合大
学化していくといふ、こつ言つていふ二つの方向で
文教行政が積極的に出られることが望ましい。何
か当分大学はもうつくらないといふふうなお話
のようござ

○参考人(横枝元文君) 私も全く同意見なんです。

9.

それで、もう一つの問題は、やはり私学に大学

第六部 文教委員會會議錄第五号 昭和五十年

こういう格差と言っても、これはもう格差という言葉ではあらわし切れないようなひどい状態

言葉ではあらわし切れないようなわばひとい状

本的に變えていかなくてはならぬのではないか

二月二十五日 【参議院】

厳重な監査を行うということなどはこれは当然でございませうけれども、そういう条件をつけつつ、

ございますけれども、そういう条件をつけつつ、

も、日本大学の法学部なんかになりますと教官一

だという見地に立つならば、**国立**がまだ不十分だから私立にその面を補ってもらっているという考

から私立にその面を補ってもらっているという考

を廃止しよう、そしてやはり正規の教科をきっちり

の方からは本当に自分の子供の学力がついているか、ついていないかじゃなくて、むしろこれでどこそこの高校に入らせたいのだ、それに入れるようにしてほしいというのが今度父母の素朴な要求として出てきます。そこに教師は真の学力をつけるための教育をやることが、逆に今度は父母からの不信を買うということで、互いに補習とかいろいろなことで競争していかなければならぬという実態があるわけです。ですから私は現状でせめて高等学校をまず総合制にして、ここには無試験で学区制で入れるようにしていけば、ここで小学校、中学校の教育のゆがみというものは大きく是正されていくだろう、そして大学の改革へと進んでいくのじゃないかというように思っております。この点は現場の教師が、とにかく、一つの例を言いますと、教育課程、指導要領というもの文部省で決められておいて、これに沿ってやるとかやらないとかあります。けれども、現実には、逆の例を言いますと、ある高等学校では、示されている教育課程は、時間表にはちゃんと組んである。けれども、体育という時間は、これは実は数学ですよ、図工という時間は実はこれは図工をしないで、実際にはここは英語をやるのですというところで、高校三年生まで一度も体育をやったことはない、図工の授業は受けたことがない、こういう自主編成がなされているという事実もある。この自主編成が高校で、そして教育委員会、何といいますが、公認されているという実態もあるわけです。ここには人間性を培うなという教育は全くできていない、そういう実情があります。ですからこれは教師自身もそうした父母を説得しながら、何とか本当に真に学力をつける方向への努力はやっていきます。けれども、それだけでは父母の期待にこたえられないという状況がある。その状況はやはり一方こうした入試制度を初めとして、現在の高校、大学のあり方、このことに根本的にメスを入れない限りは、とうてい完全に学力を身につけ、本当に人間性を陶冶していくことは困難であるということを申し上げておきたいと

思います。

○中沢伊登子君 初めに横枝参考人にお伺いをいたします。先ほど来、傾聴に値するようないふん貴重な御意見をたくさん伺いました。私が質問をしたいのは、こういう御意見を多々持つていらつしやるのに、入試以前の問題として、従来日教組が自分たちの労働条件の改善のためにストを行ったことはたびたびございますけれども、受験準備教育の是正というものは単なるスローガンにとどまっているのは一体なぜなのでしょう。その点をひとつ伺いたいです。

時間がありませんから、続けて二、三申し上げますけれども、最近の調査によりますと、「学校は死んだ」と表現した人があります。これは学校が受験一本やりに固まってしまうことへの嘆きでございます。テストあつて教育なしとも言われておりますが、七四％の児童や生徒は、教師を信頼していないという結果が出ておりますが、あなたは、この現実をどう御理解をなさっておりますか。

さらに、そういうような状況の中で、日教組の先生方は、受験準備教育の体制の中に埋没してしまつておつて、あなた様の先ほど言われた、入試地獄の原因を生んだいろいろな問題を挙げられておりましたけれども、そういった入試地獄の原因を生んだ政府の誤つた教育政策の忠実な遂行者であると言えないでしょうか。

以上についてお答えをいただきます。

○参考人(横枝元文君) 非常に厳しい御意見なんです。一つは、最初のお尋ねで、ストライキをよくやるけれども、こういう問題についてどうなのかという御指摘なんです。これが入試地獄を解消していくということがストライキを背景にして解決ができるようなしるものでないわけなんです。給与をこうしてほしいとか、定員をこうしてほしいというのは文部省に直接かに行つて交渉をやっていくというものですから、かなりそういう労働運動的な団結を發揮してやるといふことが可能なんです。ところが、補習授業をやめよう

じゃないか、やめなければストライキをやると言つても、自分自身の問題ですから。そこで、ただ、それは言つても、教育の問題でやはり日教組という教師集団が、もつと集団としての力を發揮してやるべきじゃないかということが最近非常に内部で言われました。事実そのとおりでありますから、そこで、ことしの場合、そしてまた、来年の場合に向けて議論しておりますのは、いまストライキがいいか悪いかということをごで申し上げてもし方がないと思ひますけれども、ことしもやはり父母が一番教育上悩んでいる問題は何か、これはいま教育緊急要求として出しておりますが、やはり高校への入学の問題であり、あるいは今度は授業料の問題であり、あるいは給食費の問題であり、こうしたインフレに伴つての非常な父母の悩みがありますから、こういう問題は通産省にあるいは文部省に、自治省にというところで解決をしていき得る面もある。だから、こういう問題の要求をこころは全面に掲げて日教組も運動しようじゃないか。将来に向けては、地域総合高校制への切りかえですね、これはやはり団体として要求していくべき時期じゃないのかというところを言っているわけです。ですから、もう九〇％高校に入っているんですから、これを入学試験でセレクトしていくということじゃなくつて、やはり地域総合高校制で、高校はもう入試なしでいけるという条件はできているんだから、そういう切りかえを——これは文部省の決断ではないかということ、これは団体として、そういうところへも、ストライキを背景にしてやろうとはつきり言いたいわけですが、ここでそういうことを申し上げるのはどうかと思ひますから言いませんが、考えております。

それから、御指摘にありました、教師を生徒が信頼していない。このデータはもういろんなところで出ておりますし、日教組自身が先般調査をした中でも、一体信頼しているのはだれかといったときに、教師のランクが非常に下にあり、あるいは父母のランクも下がつておる。そして、むしろ友達がいかに低い学年の場合にはあるというような状況です。これもなぜそうなっているのかというときに、教師が子供に対して日々の授業及び日常生活を通じて人間的な触れ合いが得るような現在条件がどうなのかといったときに、先ほどの大学、高校のあり方と、そしてその入試地獄という問題、そして父母からの要求、素朴な要求ですね、正しい要求じゃないと思ひますけれども、そういう中で、人間的な子供との触れ合いとかいうことよりも、ただ詰め込んで、テストでいい成績がとれるようなそういう指導監督、こういうことにあまりにも傾倒しているのじゃないのか。そこにやはり子供から信頼される、何でも相談できる先生というところも、先生からはもう毎日テスト、テストで責めつけられるのが先生だ、こういう感情を子供が持つていけるようになっていくわけですね。ですから、このことについてどう思うかと言われれば、全くそれはよくないことなんです。ですから、教師自身がこれは去年の教育研究集会でも私が大きくアピールしたし、言ったことなんです。やはり文部省の施策、日本の教育制度のあり方、学校制度のあり方に根本的なメスを入れていくことが大切だ。しかし、ただ、それだけを人にすすめておつたんではいけない、みずからも、現在の父母や子供に真の教育をさせて、信頼されるような教師になるためにはという反省もしていこうじゃないかという両面をいま出しておるわけなんです。けど、なかなか後の方が皆さんの目にとまつていく段階でないかと思ひますから、いまのような厳しい御批判が出ると思ひますが、そういう考え方で努力をしておることだけは申し上げておきます。

○中沢伊登子君 それでは、横枝参考人に一言お伺いをしたいと思います。

先生は日教組の教育制度改革特別委員会の委員長をして、三次にわたる教育制度改革案を發表されておりますね。その提案の中には、教育内容の精選や労働教育の重視など、多くの点において私どもと考えを一致するものがあるわけです。また、

政府の中教審の答申とも多くの合意点があると思われませんが、それにもかかわらず、教育改革が遅々として進まないのは、一体どのような原因に基づくものであるとお考えになれますか。

もう一点は、私はその原因を政府も日教組も論議以前の政治的立場に固執し過ぎることに原因があるのではないかと考えますが、その点を先生はどうお考えでございいますか。

以上について御答弁いただきたい。

○参考人(梅根悟君) 御質問の件につきまして、教育改革が遅々として進まない原因はどこにあるのかというふうなことでございしますけれども、これはいろいろな要素が絡み合っておりますから、元凶はこれだと端的に一本出すということは大変むずかしいと思うんですね。やはり文教行政の当局者は文部省でございしますから、そこがやはり日本の、先ほど横枝委員長も申されたような、教育の実情を把握していただいて、いま改めなければならぬことは何かというのを勇敢に打ち出してもらおうということが一番大事ではないか。それができればおそらく私は前進するだろうと私は思います。教師自身はどうしようもないところで困っているという実態なんです。そこに救いの手を出せるのは文部省なんです。ぜひひとつ積極的にやってみていただきたい、私はそう思っております。日教組と文部省がストライキをめぐってけんかしているから進まないんだというふうなことは違う。かなり多くの共通点を持つておる。教材は精選すべきであるということ、その他多数の点において両者は一致していると私は見ております。だから、その線で文部省当局がお進み願えますならば、おそらく組合は賛成するだろうというふうな思っております。その点についてのいままでの教育改革の積極性について国会でももっと今日のようにその前進の姿勢を示していただければありがたいのですけれども、もともと文部当局を激励していただくというふうなことをお願いしたいというふうな思っております。

○委員長(内藤三郎君) ちよつとこの際、委員

長から若干の質問をさせていただきたいと思ひますが、それは、入試制度の根本的改革は旧七帝大を中心に連合大学院というふうなものをつくつて——私もこれは横枝さんの説に全く賛成なんです、七帝大を別にしない限りはどうしても格差が残りますので、この点は賛成ですが、先ほど梅根先生が大学の自主的改革に待つとおっしゃったんですが、あなたの中で、大学入試の資格は高校卒業プラス大学入試資格試験に合格ということをおっしゃった。これは制度改正であつて、どうしても学校教育法の改正をしようとおっしゃると、これは法律改正になると思ひますが、この点いかがですか。

○参考人(梅根悟君) 要するに、大学入試に關しましては、大学及び高等学校の当事者の間に合意が成立し、法改正を要する部分については積極的

に国会で法改正をしていただきたい、こういうふう

に思ひます。

○委員長(内藤三郎君) わかりました。

第二点は、これは横枝参考人にお聞きしたいのですが、第二次試験は大学での筆記試験は一切行わないというの、あなたの御理想はよくわかるんだけれども、梅根先生もおっしゃるやうに、大学に選抜の資格を与えるべきじゃなからうかと。そこで、この際、一番問題なのは、第二次の場合に、また、学力テストをやることになりまして、進適あるいは能研の失敗と同じことを繰り返すと思ひます。ですから、学力テストのあり方を検討して、高等学校の到達度あるいは大学進学能力、適性というものの判定の仕方について、先ほど横枝参考人のおっしゃったやうに、文科系、理科系とかいろいろ工夫をして、できるだけ学力テストは廃止した方がいいと思ひます。しかし、横枝参考人は内申書がいいとおっしゃった。私は少なくとも作文なり小論文もいいと思ひます。あなたは面接には反対のやうだけども、面接をやりたいというところは、これはならしめたいかかかと。そこでその場合、やっぱり二次テストの中にはどうせ資格試験のほかに、あなたのお説のよう

に、点数序列をつけた一次試験の結果が当然生かさにやらぬと思ひます。この二次試験のあり方を全然認めないというの、やっぱりいまの国大協の意見とも少し違ひ、その辺は横枝さん、私は弾力的に考えてほしい。これが一点。

いま一点は、国立だけに適用して私学を除外するというのは、これはやっぱり受験地獄は依然として解消しないと思ひます、あなたのおっしゃるやうに試験地獄が教育荒廃の元凶なんだから、そこを何とか片手落ちになるのじゃなからうか。やっぱり資格試験のやうな形か何かで、選抜で大学に入れる。あなたの考え方は選抜を認めないとおっしゃるから抵抗が強いんだけど、そこ

のところはもう少し弾力的にお考えいただきたい、この二点です。

○参考人(横枝元文君) いまの第一の結局大学自体が第二次選考をやるかどうか、やらせるかどうかというところが国大協の案と私の申し上げたのと非常に違ひるところで、これは考え方から言ひますと、国民の教育を受ける権利という面から言ひて、一定の大学の教育を大学で学問研究するだけの素質ありと認定された者はそのもう権利を持つたんだ、いわば憲法二十六条による権利を持つたんだ、それをさせるかさせないかを各大学でセレクトさせるといういき方は、結局その権利というよりも大学の方が主導権を握つていくことになるわけですね。そうすべきではないというふうな考え方なんです。そして、もう一つは、大学でどうしても入試ということ、第二次試験にしてもやるといふことになりまして、結果的には大学の格差というものを再び生じさせる心配というものがあつておるわけです。

これは一つの例ですけども、現状の中で私の出身の岡山市というのが高等学校の学区をつくつています。そして、ここに四つの高等学校がある。これは最初二校だったんです。第一流校、二流校、朝日、操山、それに大安寺、芳泉とできていった。そのときに、父母はどうかという、やはり一流校に入りたいと。ところが、選抜の場合に統一選

抜をやつて、そうして子供を順番に、新しい新設高校にも順番にふるひ分けていったんです。そのことによつて、現状の中で東大入試に受かつたのが多いのがりっぱな学校だと仮定するならば、新設校から出た初めての卒業生が一番多く入つたという事実があります。このやうにやはり少なくとも国立とか公立というものは、その大学自身が有名校になりたいという方向に動くことを封じておく必要があると思ひます。だから、この第一次試験で、それに受かつた者はその権利を保障してやる、そして、後は調整委員会が配分していく。しかし、それにも余つた場合に初めて第一次試験の成績というものを生かしていくという行き方をとるといふことを原則的に思ひておられます。しかし、それは国大協の意見と違ひます。違ひますが、そこを

実際の問題として弾力性を持たないと言ひても、どうして私が実施者でありませんから、意見としては、そういう考え方だということなんです。それからもう一つ、面接の問題ですが、論文とかそういうふうなものかどうかということもありましたが、これは第二次試験をやるといふことになりましたと、これは論文というものの可能だろうと思ひます。でも、私の案でいくと、とても論文を書かせて読んでみるなんていうことはとてもじゃないけどできっこないもので、そういうものを排除しておるんです。

それから、私学の問題ですが、これはぜひ参考として御検討いただきたいと思ひますのは、私が申し上げている中でも、私学問題については、二つの考え方について自分は相矛盾するものを持つておるわけです。というのは、国立の学校と私立の学校というものはおのずからそこに一つの特性、違いがあつていいのじゃなからうか。私立には私立のまた国立にない一つの特徴があつて、伝統があつて、あの私学に行きたいというやうなそういう特徴ある私学というものは未来永劫残つていくべきじゃないか。そう考えると、そういう私学までも強制して、入る子供は全国で振り分け

てやるぞというようなそういう押しつけ方はすべきじゃない、私学は私学としての独自性を生かすべきじゃないかという考え方が一つあります。しかしまた、反面、先ほど言った国民の教育だという観点に立つならば、中での課程は違っていて、もうこれはやめていくべきじゃないか。私立の大学に行く者も同じようにやはりこれだけの基礎学力を持つておるものという点においては一つの線をきちつとやっていいのじゃないかということも考えざるを得ないんです。これは両方違つた考え方でありながら、ただ当面はと、こうあえてしましたの、そこをもう少し検討の余地ありとして残してあるんです。当面は、そうは言つても、先ほど言つたように、いまのような格差があつてあれだけ授業料も非常に高いわけだし、そして入学試験を私学にやらしてあげなかつたら国が相当補助しないことには入学受験料欲しきなんという言い方は悪いですが、受験料収入ということも考えれば、たちまちすぐに私学をも強制的にということはずべきじゃないだろう、しかし希望によつて入れていく、使いたい者はこのテストをどうぞお使いなさいというように、私学は当面はそうすべきだということに緩めておく、それはひとつあと十分御検討をいただく課題としておいていただきたいと思ひます。

○委員長(内藤三郎君) わかりました。横枝さん、問題点はやはり大学に選抜権を与えておくと、そのいまの私学の入学金の問題が解決できると思ひます。これは参考までに。この際、参考人の方々にこあいさつを申し上げておきます。皆様には長時間御出席いただき貴重な御意見をいただきましたこと、厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

午前の会議は、この程度にとどめて、午後一時再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時三十六分休憩

午後一時二十四分開会

○委員長(内藤三郎君) ただいまから文教委員会を再開いたします。教育、文化及び学術に関する調査中、入試制度の改革に関する件を議題といたします。

午後六人の、相模参考人、谷田参考人、東参考人、小寺参考人、石川参考人、成田参考人の御出席を願つております。

この際、参考人の方々に一言こあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。委員一同にかわり厚く御礼を申し上げます。

それでは、議事の進め方について申し上げます。本日は、入試制度の改革について参考人の方々が忌憚のない御意見を伺ひたいと思ひますが、議事の都合上、御意見を述べ願う時間はお一人十五分程度にお願いいたしたいと存じます。なお、参考人の方々の意見陳述の後で各委員から質疑がございますので、お答えをいただきますと存じます。

それでは、まず相模参考人をお願いいたします。○参考人(相模和嘉君) 国立大学協会副会長の相模でございます。

国立大学協会は、八十一の国立大学が全部加盟いたしております唯一の国立大学の協会でございます。この国大協におきましては、設置以来、入試問題を単に入學の手続業務と考へるのではなくて、高等教育における教育的業務の一環として推進をしております。今日行われております国立大学の学力検査によります選抜方法につきましては、一つには、それがきわめて客観的なものであるということ、二つには、それが信頼性の高いものであるということ、三つには、問題の内容の程度が妥当なものであるということが、こういうことから、何よりも公正を期することができるといふ点で、自信を持って社会にこたえら

れるものと信じてやつてまいつたわけでありまして。

しかし、時代の推移とともに改善すべき問題点も少なくないという反省のもとに、その改善の方途につきましても常に努力を重ねてまいつたのであります。特にここ数年、第二常置委員会を中心といたしまして三つの特別委員会を設置しまして、精力的にこの問題に取り組んでまいつたのであります。

取り扱つてまいりました課題の主なるものは、大きく分けて二つあります。一つは、いわゆる共通第一次試験の調査研究でありまして、他の一つは一期校、二期校の一本化の問題であります。

後の方の、一期、二期の問題の検討の経過を先に申し上げます。現在、一期校が三十三校、二期校が四十八校であります。その区分が固定化されたままで今日に及んでおりました。そのために、一期校と二期校との間にいわゆる格差感なるものが生まれておる。また、二期校への志願者が集中するということのために、二期校における受験業務が非常に困難であり、かつまた受験者が大量欠席をするということ、あるいは一期、二期両方に合格をする受験生がかなりありますので、その方々が入学手続を怠るという場合などに定員の確保ということが非常に困難になる。そういうようないろいろな弊害もあつたので、この改善につ

きましていろいろ検討を加えてまいりまして、たとえば一期、二期の大学の組みかえをやるか、あるいはまた、自主的にどちらかを選ぶとか、そういうようないろいろな方法を検討してまいりましたが、結局、一期、二期校という制度をなくして一本化するということをしなくても、受験生にとつて実質的な不利にはならないであろうという判断に立ちまして、もし国が一本化を実施するということであれば、大学側は差し支えないという結論になつたわけでありまして、ただ、その実施の時期につきましては、共通第一次試験との関連もありまして、高等学校側の御要望もあつたので、調整の必要があるということとは十分理解をいたし

ておりますが、大学側としてはなるべく早い時期の実施を要望しておる次第であります。

次に、共通第一次試験についてであります。これは原則として、各大学各学部がその性格に応じた第二次の試験を行うということを前提として、国立大学の受験生に全国共通の第一次試験を行うというものでありまして、昭和四十七年にこの改善案の構想を「まどめ」という形で発表をいたしました。その趣旨とするところは一言にして申し上げますと、共通第一次試験というのは、高校における一般の学習の達成の程度を評価することに力点を置いた第一次の選抜試験である。それから、五教科、十二科目について、約三十万人と予想されます国立大学志願者につきまして志望校に出願をさせます。全国の国立大学の教員によつてつくられておりますその出題委員会というものの、その委員会で作製いたしました試験問題をそれぞれの受験生の住む地域におきまして受験させる。各大学からは独立をいたしました、あるいはまた大学所属でもよろしいわけですが、この共同利用の入試センターというものを設置いたしました。そこに施設されます大型電算機によりまして、各大学から集められた答案用紙を採点をいたしまして集計を行い、これを各受験生の志望大学に送付する。各大学では、この共通第一次試験の成績と、各大学がその大学の望む適性評価及びその総合力あるいは思考力などの判定に資する試験としての第二次試験を行う。そのようにしまして、第一次と第二次の試験の結果を総合判定いたしまして、入学者の選抜を行うという趣旨のものであります。

ところで、このような共通第一次試験なるものが果たして期待されるような入試改善策として実施できるものかどうかということは、外国における類似の方式はともかくとして、わが国ではうまくいくかどうかということこれは容易に判断できるものではないと思ひます。

そこで、その可能性を判断する資料づくりをするということが第一着手であると思ひまして、

ておりますが、大学側としてはなるべく早い時期の実施を要望しておる次第であります。

「まとめ」に基づきまして、技術的な諸問題を調査研究することになったわけであり、文部省から必要な経費の交付を受けて、まず、四十八年度の調査研究の結果を集約いたしました中間報告なるものを公表いたしました。引き続き、多くの大学の協力によりまして、さらに細部にわたって調査研究を深めまして、四十九年度には約三千名の生徒について、高等学校の御協力も得まして、小規模の実地研究をもいたして報告書としてたゞいま印刷中であり、四月二十日ごろには印刷が上がり予定になっております。それらをでき上るならば、すぐに皆さまでお届けできると思っております。この報告書を各加盟大学はもちろん関係の団体にお配りをいたしまして御批判をいただいて、各大学でもこれを検討してもらって、修正すべき点がございましたらばこれを修正しまして、最終の報告書といたしまして、改めて加盟各大学の意見を求めて、国大協としての態度を決めるというようにしたいというのが私どもの考えている段取りでございます。新しい入試の方法を立案しますということに当たりましては、きわめて慎重にあらゆる問題を十分に検討してみなければなりませんので、拙速にならないように時間をかけて考えていきたいというふうな思っておるわけであり、

この調査研究をいたしました第一次共通テストなるものの内容につきましては、谷田学長が直接副委員長としてやっておられますので、谷田学長から御説明いただけると思っております。なお、日教組の「日本の教育改革を求めて」というのの(三)「入試制度の改革についての改革への提言」に対する見解を述べるようにとの御要望がございましたが、ちょうど学年末でございまして各大学とも多忙でありまして会長初め理事の方々とも相談をするいとまが持てませんでした。私もきょう卒業式を終えて、それから駆けつけて来たというわけでございます。国大協としての見解を述べますことは、大変残念でございます。まずけれども差し控えていただきたいと思っております。ただ、私個人ということで、意見でよろしいというのならば二、三申し上げてもよろしいんですけれども、時間の関係ももうございせんようでございますので、後でまた御質問でもあればお答えするということでよろしくございませうか。

○委員長(内藤三郎君) それでは結構です。

○参考人(相模和嘉君) それでは、これで終わります。

○委員長(内藤三郎君) ありがとうございます。

次に、谷田参考人をお願いいたします。

○参考人(谷田次郎君) 国大協の入試改善調査全体のことにしましては、たゞいま相模学長からその発想、経過等について詳しいお話を伺いましたので、私は、やや具体的に現在国大協が取り組んでおります入試改善、ことに、共通一次試験のことについての調査研究の目標と状況と申し上げますが、それらのことを申し上げさせていただきますと思います。

ただ、その出発点といたしましては、すでに四十六年に国大協の第二常置委員会において問題点を取りまとめましたときに、第一の条件としまして、入試改善の問題は、これは入試ということの技術的な検討改善だけで済むことなく、抜本的には、大学のあり方全体、あるいはさらにその背景となり社会的な条件、つまり、大学に対する社会の期待や要望、そういうものを踏まえてのことでありまして、単純に入試試験を切り離して、それで抜本的な改善ができるということは望めないと。しかしながら、現状において、大学入試のことは各方面からむしろ焦眉の問題として解決を迫られていることである。したがって、現に与えられている諸条件のもとでなおかつ改善できることを改善し、そのことが根本的な問題の解決に資するような方向へ改善の策を立てるべきであらう、こういう基本的な考えがあったわけでございます。

そして、いろいろな具体的な意見の交換があったわけであり、何分非常に困難な問題であるので、いろいろな方法を考えましても、それぞれに一長一短がありまして、その点では、幾つかの方法を組み合わせてなるべく多角的に、より総合的な入学選抜を行うということが望ましいのではないかと、一つの観点を持っております。

これを簡単な言葉で申しますと、複数的な要素と申しますか、さらに、多元的な要素による選抜ということが望ましいのではないかと、というのが、根底にあります。理解の仕方でございます。したがって、たゞいま当面の問題として研究を続けております共通一次試験というのも、これはその多元的要素の一つでありまして、先ほどの相模学長のお話にもありまして、各大学の独自の試験との組み合わせというのを考えております。また、これも前からしばしば各方面で提案もされております高校の調査書との組み合わせということもあります。そのような総合的な観点から入学選抜を行うのが改善に資するであらうというところであります。

そこで、現在非常に多数、恐らく三十万人を超えるであろう受験者を対象といたしましてこれに共通な試験をすると、そして、その結果を各大学に通知して選抜の要素としての役に立てる。こういうプロセスを考えます場合に、幾つか非常に重要な問題点がございまして、

申すまでもなく、第一はよい問題の作成でありまして、きわめて当然なことであり、けれども、現在、大学の入学試験問題についてはしばしば「まあそれは特定の場合に特クローズアップされるというのであり、したがって、批判される場合もあり、内容的にそういうよい問題の作成ということが第一に必要である。」それから、これも、そのような大量処理を行うためには、勢いコンピューターによる処理ということをしなくてはならぬ。しかしこれは、従来のごく普通に言われております考えからしますと、コンピューター処理というふうに申しますと

すぐマル・バツ式というふうな結びつけられるんでありますが、コンピューターで処理いたします以上、選択肢法によることは現在の段階ではやむを得ない。しかし、選択肢によつて行います場合でも、単なるマル・バツという単純なことではなく、いわゆるマル・バツ式なるものの欠陥を補う方法をどこまで立てていくことができるか、こういう重要な問題がございまして、

それらの点につきまして、なおこれから後申し上げることにございまして、四十八年度、四十九年度と二年間続けて調査研究をいたしました。お手元に差し上げたかと思いますが、この「国立大学入試改善調査報告書」と申します冊子は四十八年度の調査研究を取りまとめた中間報告であります。四十八年度におきましては、たゞいま申しました問題関係のことでは、標準五教科、十二科目の各科目別に、十二の科目別の研究専門委員会を設けて標準問題の作成ということを試みました。そして、これにつきましては、各科目ごとに数名づつの高校教員によるモニターを委嘱いたしまして、その意見をも徴して、結果の反省をいたしております。

続いて、四十九年には、さらに別に、新たにそれらの反省をもとにした問題を作成して、四十九年十一月に実地研究として高校生対象の実地試験を行いました。これは高校側の非常な御協力を得まして、全国七地区で約三千名の申し込み者を得てやってみました。この結果につきましては、たゞいま四十九年度の報告書をまとめておりまして、これは印刷にかかっておりますが、ちよつと本日には間に合いませんでした。

なお、その科目別の研究につきましては、お手元に差し上げた報告書にきわめて簡単な摘要を述べておりますが、研究報告そのものはたゞいま私持っておりません。これは部内資料であります。数も少ないのでお手元には達しなかつたと思っておりますが、各科目につきましては非常に細密な研究調査を行ったわけであり、

次に、コンピューター処理についての問題であ

りますが、これは現在のコンピュータを考えたときといわゆるマークシート方式によらざるを得ない、これが一つの試験の内容的にもや限界をなすところでありまして、これも昨年十一月に実地研究をいたしましたときの実物がございまして、こういうたぐいのマークシートによって解答をさせ、これをマークリーダーにかけて読み取らせるといふ方式をとっております。これが、コードによる、書き込んだ文字によるものを読み取らせるといふことができると同時に問題は変わってまいりますが、現状においては、まずこのマークシート方式によらざるを得ないと思っております。

これもすでに四十八年度にコンピュータ処理についての予備実験をいたしました。これは百名程度の小規模の予備実験でありました。四十九年度には、先ほど申しました七地区全国にわたって三千名程度の実地試験をいたしました。そのプロセスについて誤りなきを期しております。

それから第三の問題といたしましては、実施機構の問題がございまして、これは全国にわたって居住地域受験の考えをとっております。受験生の居住地から最寄りの大学で試験が受けられるという形を共通一次については考えておりますから、全国に試験場があり、それで三十万を超えるであろう受験者を対象とする以上、実施の方法等の細目につきましては非常に慎重を要しますので、これについての特別のやはり専門委員会を設けて研究を続けております。これはそもそも願書の作成から受験生の出願、試験実施、結果通知等に、直接その実施に関係する問題を取り扱う必要があると同時に、その機構の中には当然研究面、つまり成績評価、コンピュータ処理、あるいは追跡研究等の研究面を持たなければならぬと思っております。このことは、入試の改革の一つとして共通一次試験を実施いたしますにしても、たとえば一つのパターンを決めましてそれで行えば事が済むという問題ではなくて、常に改善を続けていくことによって、また、追跡調査等によってその試験への信頼度を高めることによって多くの大学、

高校からの協力が得られるわけでありまして、一朝一夕にそれを一挙に獲得するということはなかなかいきにくいと思っております。したがって、常に改善を進めさせるための研究面を持たなければならぬと考えておりますが、そういうことにつきましても、一つの試案をもちまして実施機構のあり方を考えておる次第でございまして、こういうふうにして、四十八年度、四十九年度は非常に実地的な実施にした場合にどういふ問題があり、それはどういふふうにか克服されていくであろうかという具体的な問題をとり上げまして個々に調査研究を続けてまいりました。ただいま申しましたとおり、四十九年度の試験の結果はたゞいま印刷中の報告書として間もなくできますが、五十年年度の計画といたしましては、この二年間でなお残された諸問題についての研究を続けるとともに、これは実地研究を含めまして考えておりますが、また、間もなくできますこの二年間の集約である本報告書につきましても、これを全国立大学へ報告して、その意見をさらに集約したい、また、当然高校関係へも報告し、かつその趣旨や方法についての周知を図りまして御意見をいただきたい、こういうプロセスを経まして、それらによっていたただけるであろう御意見によりまして、さらに再検討を要する問題があればこれを五十年度において調査研究したい、こういう現在の状況になっております。

なお、やや私見にわたりますけれども、つけ加えさせていただきますならば、この大学における入学者選抜の問題は大学側も苦勞してございまして、高校側もいろいろ御苦心のあらるところだと思っておりますが、その根本においては、高校と大学との相互信頼が確立されるということが何よりも大事なことであると私は思っております。これは、たとえば地域などによりましては国立大学の中にも地域的にそこへ進学してまいります生徒を持つております高校と緊密な連絡のとれているところもありまして、すべての大学を一律に申すことはできませんが、受験者が全国にわたる、北海道から沖縄までにわたるといふような大学におきまして

は、これは単にそういう心がけを持っただけでは実現できることはありませぬ。相互の間にそういうことのできる一つの機会あるいは機構が必要であると思っております。そういう点からは高校側におかれても、また、大学においても当然でありまして、機構の点でも相互の関係を緊密にし、広い意味の高校の進路指導に対して大学側が寄与するところがなければならぬというふうな考えでおります。そういうふうな前提条件のもとに多面的な要素による入学者選抜の方へ進みたいと考えている次第であります。

なお、先ほど最初に申すべきことでありましたが、相磯学長からすでにお触れになりましたように、国大協の考えでございまして統一一次試験は選抜試験として考えておるわけでありまして、これは先ほど申しましたとおり、現に与えられている諸条件のもとで考えますと、やはり選抜試験ならざるを得ないだろうと、資格試験として大学入学者に対する試験を行うという御意見も種々伺っておりますけれども、それについては、これも私見ではありますけれども、資格を得た者はすべて大学へ進めるわけでありまして、大学の収容力、志願者の大学選択の自由、また、大学の側における学生選抜の自由というふうなものに根本的に関係してくる問題であり、現在の日本の社会を背景にして考えます場合に非常に多くの問題を、また、困難を持つていられるのではないかと考えております。

以上でございます。
○委員長(内藤三郎君) ありがとうございます。

次に、東参考人にお願いたします。
○参考人(東洋君) 東でございます。

私は、入学試験というものは現在二つあるのは三つの役割りをあわせて負わされているというふうに思っています。

その一つは、これは、高校の課程内容を一応ちゃんとこなしてきたかというのを調べる、そういう役割りであります。これはもちろん高校で卒業

を認定されるわけでありまして、もうそれではないはずであると申せないことはございせんが、高校によってお考えも違い、なにより方も違ふというふうな現状のもとではやはりこの機能を入試からなくしてしまうことはできないであろうと存じます。けれども、もう一つの機能としましては、大学でのそれぞれの専門領域における研學に耐えられるか、また、それから十分に利益を得ることができるといふその判定の役割りもあるわけでありまして、その中間にある程度選抜の機能、ある程度資格の機能というのをあわせた測定というものが考えられるわけでありまして、この二つの役割りを一つのテストで済ますというの、これはしばしば非常に困難な場合が多いと考えられます。つまり、入学を許可し得る定員の全志願者に対する比率がそれほど小さくなければよろしいわけでありまして、この全志願者というものは必ずしも願書を出さずとも、この全志願者といふべきで、高校卒業生の中でできればその大学に行きたいけれども、もう初めからあきらめていっているものも含めた潜在的な志願者に対して取り得る者の率が非常に小さいというふうな場合にはどうしても一つで済ますのが無理になってまいります。それはどうしてかと申しますと、資格を見るというふうなものでございまして、いわば大ざっぱに問題の困難度を考えましてやはり高校生の少なくとも七、八割が合格できるような、そういうレベルの問題でなければ困るわけでありまして、したがって、合格率七、八〇%のテストで合格率一〇%の選抜に使うというのは、これは実際問題として非常に不適切なのであります。ちょうどこれは若の力を見ますのに、一応定石がわかっていればだれでも勝つような相手に何回も相手とやりまして、ずっと勝つていながら、これで基が非常にうまいということが言えないのと同じでありまして、一応やっていると、それから比較的少数のパーセンテージを選抜するテストとは、これは機能もつくり方も違ふわけばならないわけでございます。このような観点か

可能数は五十八万五千くらい、そうしますと、七六・一％が合格すると、こういうことでござい
ます。七六％が合格するといふほどになれば、こ
れはそんなに厳しい入学競争ではないといふこと
が一応言えるかと思ひます。さらには、七十六万
九千人の大学志願者の中で、いわゆる新卒でござ
います。今年高等学校を卒業するそういう志願
者の数といふのは五十八万五千、こういう推計
値が出ております。これは全く入学可能者数と同
じでございます。ですから、大学間格差がなくな
つて、広く大学への進学希望者が散るならば、入
試験の困難といふのは非常に解消してしまふ、そ
ういふことが言えるのではないかと、いふうな氣
がいたします。

大学間格差といふ問題になりますと、一番その
中でも痛切な問題は、やはり学費負担の格差、も
うすでにそこに国立と私学の間に志願者の偏りが
出てゐる、非常に大きな偏りができてしまふ、こ
ういふ事態をどういふふうに打開したらいいの
か。その点がむしろ入学試験制度の前提として考
えなさいといふ問題だといふことになるのでは
ないかと思ひます。一つの例を挙げますと、たと
えば医学部・歯学部。現在、日本にどれだけの
医科大学が必要であり、どれだけの歯科大学が必
要であるかといふことはよくは存じませんが、し
かし、現在すでにできておる私立の医学部、歯学
部といふものを考慮に入れるならば、そんなに不
足しておる状況ではないんじやないか、そういう
氣がいたすわけでございします。そうしますと、問
題は私立の医学部・歯学部に入るのに非常に多額
の学費負担をしなければならぬ、あるいはそれは
寄付の名目であるかもしれませんが、実質的に負
担をしなければならぬ。この事態を改善できれ
ば、現在のすでに存在しておる医学部・歯学部と
いふものだけで十分、少なくともかなり十分医
者あるいは歯科医の養成ができるのではないか、そ
んな氣がいたします。しかも、歯学部・医学部に
進学する学生一人当たり、たとえば一千万を国
が助成するといふことをやりましても、その総額

は国立の医学部を幾つづくる経費に相当するか、
そんなに大きな経費は必要でないといふことを考
えますと、やはりこういうことを考へていく必
要があるのではないか。医科・歯科を例に出しま
したが、その他の一般学部でもやはり同じことが
言えるのではないか。こういふことをまず学費負担の
面での格差を正すといふことがまず考えられてし
るべきではないかと、こういう考えを持っております。
しかし、そういうことは現在存在しないわけ
でございしますから、現状を前提として入学試験に
ついてどのような改善策が可能かと、それをやは
り考えざるを得ないわけでございします。そうい
う立場でまいりますと、非常に限界的な評価をやる
が、一つの可能性は、やはり総合的な評価をやる
といふこと以外にはなさそうないかと思ひます。

現在の一発勝負といふのはやはりよろしくないの
じやないか。総合的な評価といふことになりま
す。現状で考えられるのは三つございします。一
つは、それぞれの大学の入学試験、これはやはり
避けられないと思ひます。ただ、その入学試験、
個々の大学の入学試験のやり方については工夫の
余地はいろいろあるかと思ひますが、学科試験だ
けではなしに、小論文であるとか、あるいは面接
であるとか、そういうことを併用することは検討
していいのではないかと、いふうな氣がいたします。も
う一つは、全国統一テストといふことになりま
すが、これは今日国大協の共通試験にいたしまし
ても、あるいはそのほかの統一試験の提案にいたし
ましても、ほとんどが大学進学の資格試験である
と、こういう前提に立つておるよう思ひます。
私はそういう形の統一テストには反対でございま
して、資格試験だとするならば、必ずそこで落と
さなさいといふ、選抜といふことが入つてまい
ります。そうすると、公正に学力の判定をする
といふ試験でなくなつてくる、こういう可能性が
ある。また、したがつてどうしてもその試験には通
らなければいけないといふことで、そのことが高
等学校の教育を左右すると、そういう可能性も出
てくるのではないかと、いふうな氣がいたします。

これは各大学の入学試験のほかにもう一つ試験を
受けさせよう、高等学校卒業生に對しましては
二重の負担になる、そういう心配がございします。
ですから、どこまでもこれは学力の判定のための
試験、ここまでは及第、ここまでは落第というよ
うな判定をする必要はないんじやないか。そう
いふ意味の統一試験の成績を参考にすることとい
うことができるかと思ひます。

もう一つは、やはり高等学校の内申書でござい
ます。これはやはり三年間のその学生の実績で
ございしますから、非常に限られた範囲の追跡調査に
しまして、高等学校の内申書が一番入学後の成
績と相応するものだといふような結果も出ており
ます。ただ問題は、現在の内申書では一つは信頼
がおけないといふことがございします。ですからこ
れはやはり公文書でございしますから、公文書とし
ての信頼がおけるような制度を考へていく必要が
あるといふことがございします。もう一つは、もち
ろんその内申書の内容について検討するといふこ
とは当然必要かと思ひます。こういふ大抵三つ
のものを総合判定していくといふことが一つの可
能性として私どもにも与えられておるのではない
かと、いふうな感を持っております。

特に、日教組の入学試験制度の改革について意見
を述べようといふこと、そういう御注文を受けてお
るわけでございします。この点はいままでも申し上げ
したところから御判断いただけたかと思ひますが、
この案が大学間格差の是正をやらなければ十分な
効果が出てこない、いふうな立場に立つておられる
ことについては全く同感でございします。少しも異存
はないわけでございします。ただ、この案の大前提は、
国立の地域総合大学といふものをつくるという前
提に立つておられます。全体を見ましても、私立
大学の位置づけといふのがほとんどなされておら
ないように思ひます。その点は、現在八〇％の学
生が私立大学の学生だといふ現状から見まして、
非常に不十分な点ではないかといふ氣がいたしま
す。ただ、国立大学に限定して考へるといふこと
でございしましたら、この地域総合大学と連合大学

院といふ考え方には十分検討する余地があるん
ではないか。すぐこういふ考え方でわれわれが思
ひ出すのは、旧制高等学校と旧帝国大学との関係で
ございします。地方で学んだ者がその地方での教育
を経て、旧制の帝国大学へ入つておる、いふう
な形が連想されるわけでございします。検討の余地
は十分あるかと思ひます。

ただ、ここでも大学進学資格試験が提案されて
おりますが、これはやはり先ほどの案が、特にこ
の場合には地域総合大学への入学を前提とした資
格試験でございしますから、これは当然選抜試験に
なるといふことで、必ずしも入試改善にはならな
いのではないかと、いふうな氣がいたします。ただ、
そこで提案されておるにすぎません。今後全国
員会の構成といふことにつきましても、今後全
統一テストをやる場合にもそのまゝの資料はと
れるのではないかと、いふうな考へを持っております。

以上が大体私の考へておることをござい
ますが、きょうの参考人の御意見を伺ひまして、ひ
とつ、国公立大学全部を含んだ組織として大
学基準協会といふのがございします。大学基準協会、
これは有田先生も関係しておられますが、ここで
「大学入試制度改革委員会」といふものをす
とやりになつておる。昭和四十七年の八
月十五日の報告が出ております。ただその後、統
一試験については検討を続行するといふことで今
日までまいつております。近く統一試験について
の報告が発表されるのではないかと、いふうな
感がございます。御参考までにつけ加えていた
だきます。

○委員長(内藤三郎君) ありがとうございます。

次に石川参考人にお願ひいたします。

○参考人(石川正臣君) 私は日本医科大学に長く
関係をしておりますものでございします。日本
医科大学が日本私立大学協会のメンバーでござ
います。この日本私立大学協会は数年前から大学改
革につきまして検討を続けておるのでございま
すが、昭和四十六年の六月に一応検討の結果を発

表いたしておりますその発表の中に、こういうことを申しております。従来わが国の教育改革あるいは教育政策の変革というようなことにつきましては、政府が中心になられまして大體画一的の制度をお定めになつて、各大学はこれに従ふというやうな行き方をされるならわしになつておるのでございます。しかしながら、現実におきまして、大学教育あるいは研究を担うにいたしておりますのは大学自体でございます。ことに今日におきましてはその八〇%を超えますものは私立大学が担うておるのでございます。したがつて、私どもは私立大学が中心になりまして、今後の大学のあり方というやうなものを検討し、方向づけをしななければならぬという責任があり、義務があるように思ふのでございます。国立大学でお決めたことを私立大学が右にならえて、そのとおりを実行するということでは実情に合わない事柄がしばしば起こりまして、ここに混乱が起こり、何のための改善であつたかといふことが疑問に思われるやうなことが起こるのでございます。もちろん、政府機関あるいは政党内御検討になりまして結果を御提案になりまして、これに對しましては、私も謙んで拝聴をいたし、国民的あるいは社会的の御意見といたしまして十分これを尊重し、参考にいたしまして、そして私立大学の責任におきまして各方面の要望にこたえんとし、また、自分の大学の建学の精神あるいは学風あるいはみずからの経験あるいは現状、将来へのビジョン、こつちやうやうなものを合せてましてインシアチブをとりながら創意工夫をしなればならぬものと考えて、検討を続けておるやうなわけでございますが、入学試験の制度の改善につきましては、これはいろいろな方面から問題が指摘されておるのでありましようが、大学側の問題もございまして、また一方、進学者の方の問題もございまして、まず、第一に最近問題にされておりますいわゆる有名校に集中するという事柄でございます。

これは本人はもとよりその父兄やあるいは指導せられる先生などもその傾向についておいでになるように思ふのでございます。いわゆる教育ママと呼ばれるやうな方々はその有名校入学のために幼稚園や小学校や中学校の選択に右往左往しておるやうなことを聞くのでございます。現行の大学設置基準に關係いたしまして画一的の大学の決まりというものがあつて、これがかえつて格差を生ぜしめておるのではないかと考えられるのでございまして、この基準の設定というやうなことにつきまして、基準協会、設置審議会等において十分検討しておいでになります。従来これが官学に偏するやうな傾きがございました。私学の実情というものは十分にそこに加へられていないように思ふことを私どもは遺憾に思つておりますので、格差解消ということが有名校入学に走らせるといふやうな源になつておると思ひますので、十分その点を御注意をいたしたいと同時に、私立大学といたしましても、教職員の充実あるいは施設設備の改善といふやうなことに努力をいたしまして、国立との格差がないやうにしなければならぬといふことは十分に自覚されるのでございまして、しかしながら、何と申し申しても、政府は国立大学に国民の税金の大部分を投ぜられまして、私学に對しましてはほんのわずかな補助をされておるといふのが現状でございます。聞きますところによれば、近く私学助成法が国会に提出されるやうなことでございまして、私もこれはこれを待ち望んでおつたものであり、本日に私学の発展に役立つところの、また、実質のあるところの国家援助といふことを希望するものでございまして、これによりまして本日の格差解消、したがつて、入試混乱といふやうなことが解決されるものと思はれるのであります。

また、受験準備のために高等学校がいわゆる予備校化しておる、予備校にならうとしておる、予備校的のウエートのあつたところに学生は集まらうとする、こつちやうな傾向がございまして、進学指導を適当にせられるといふこと、これが大切なことであらうと思ひますが、今日の週刊誌、新聞紙等を見ますと、何大学に何高等学校から何人入つたといふやうな、あたかも競争をおるやうな記事が多く見られることは遺憾に思ふ次第でございます。また、大学側が学力中心主義に傾いて、その選抜方法がそつちやうな傾向を持ておるといふことも、いわゆる予備校といふやうな傾向に持つていつておるやうに思ふのでございまして、人間の価値といふものが何も知識、知識、学力といふものだけで決定せられるものでないことはもちろんのことでございます。人間そのものにつき、人間のすべてを目標として評価されねばならぬと思ふのでございまして、総合評価の必要と学力偏重を避けるべきであると思ひます。また、入学者を選抜する目的はその大学に設けられております学部あるいは学科の教育研究に適應する学生を公正に選ぶといふのでございまして、そのために、試験科目あるいは試験問題の内容等を高等学校卒業生の資格審査ではないとするものでございまして、当該大学の修学に適應する知識があるかないかを判定するのが主眼であると思ふのでございまして、したがつて、各大学がその学部、学科に適應する独自の選抜方法を選ぶべきものであつて、お仕着せの、あるいは画一的の方法に従ふといふのでなくて、各大学がその特色を生かし、その特色を發揮するやうな方法を考へまして、これに適切な手段、方法を考へ出すといふことが必要であると思ふ次第でございます。

以上のような考えからして、入学試験制度といふものは、全国画一的に国公私すべて一様といふやうなわけのものではなくて、私立大学はおのの自主的に改善を図るべきである。私立大学協会に属せられる大学も、大学協会がこつちやうなことを仰せ、圧迫するのでもなければ指図するのでもない、各大学が独自にお考えになつて検討していただくといふ、こつちやうなふうな結論づけしておるわけでございます。なお、私は医科大学に關係いたしておりますが、医科大学から申し添へたいのでございまして、医科大学におきましては実験、実習を重んじます。また付属病院における臨床実習といふやうなことがございまして、指導に当たります人間が非常にたくさん必要になつてゐる、あるいはまた日進月歩の医学におくれなないために、十分な設備を整えなければならぬので、経常費が多くなることは当然であります。したがつて、学生の負担でございます。昨今、人件費が高騰する、物価が騰貴するといふやうなことで、この点における負担はますます加重されておるやうな状況であります。また一部におきましては入学に關係した寄付金を、巨額なものを要求されたといふやうな話を聞きますわけでございます。この点から見まして、国家助成といふことを速やかに大幅に実行に移していただきたいといふ次第でございます。それから日教組の御検討の御意見につきましては、入試制度の改革について、大学間に格差があるといふことを御指摘になつておられますことは私どもの考えと全く一至するのでございまして、地域に根をおろした格差のない大学を建設することが必要であるといふやうな御意見でございます。それが障害なくできれば結構なことと思ひますが、私学におきましてはこれに参加する考えは持つておりません。また、入試を進学資格試験である、こつちやうな点につきましても、先ほど申すところ、私どもは選考試験を行い各大学に適應した学生を選び出すべきである、こつちやうなふうな申し上げたいのでございます。

なお、つけ加へますことは、先ほど申し上げるやうな医科大学における入学時の巨額の寄付金といふことにつきましては、私の属します日本医科大学は不賛成で、そつちやうなことは戒めなければならぬといふことを数年前から唱へ、またこれを実行いたしております。また、御質問の中にある入学許可の後に取り上げておつた授業料等を返してくれと言ふ者に応じないものが多いといふことがございまして、私

どものところでは、この点につきましても、すでに数年前からこの点を十分戒めまして、授業料、実習費等は必ずお返しするということを実行しておりますことをつけ加えまして私の御報告とさせていただきます。

○委員長(内藤三郎君) ありがとうございます。

次に、成田参考人をお願いいたします。

○参考人(成田豊彦君) きょうの参考人の中で、午前中の横枝参考人と私が送り出し側の方の代表ということになるのだからと存じます。私は全国の国立私立の校長会互選、それから全国の普通科校長会というのがございます、それを一応代表した形になります。その点にしましては、できるだけ自分たちの会合で一応まとまっておりますことを中心にして申し上げたいと存じます。

御承知のように、終戦後わりあい早く進学適性検査というのが行われましたが、いろいろな点で、これが二十九年に取りやめになりました。その後、能研テストというのが行われまして、これはちょうど私も校長になる直前直後のころでございましたが、かなり私もとしても校長会のアドバイザーその他にこたえて努力をいたしましたけれども、このときは残念ながら本当の意味での大学側の御協力というものが得られないうちに中間的な能研の組織ができたわけでございますが、ついに高等学校側もこれに協力をしないような形も出ましまして、能研テストも失敗に終わったわけでございます。その後、高等学校の校長会はどうしたかと言いますと、実はこの前後から大学の入試の問題でやっぱ一番問題になりますのは、一体高等学校の教育課程をちゃんと大学側が読んでその線の中で問題を出してくれているかどうかというこの問題が一番大きいわけでございます。その点にしましては、三十三年から校長協会は入試問題所見集というのをつくりまして、それを全国の各大学に御送付申し上げ、どうぞひとつこういう点についてはお考えをいただきたいということを今日までも続けております。その結果、入学試験

の問題等につきましてはかなり改善されました。クイズのようなものとか突拍子もないようなものというのはいまかなり影をひそめまして、責任のある大学には恐らく一切そういうことは消えておりますと思います。そうした中で、私も昭和四十五年に私どもの総会で決議をいたしました方向といたしましては、共通テストの推進の問題と調査書の活用という問題、なお、あと事務的な問題でございますけれども、基本から申しますと、共通テストの問題と調査書の活用という二つを大きくアピールいたしまして、それを関係各機関にお話し申し上げました。その結果がたとえば大学の入試改善会議ともなりまして、今日それだけそうした方向においての御努力が払っていただけておると、先ほど相模先生、谷田先生からもお話がございましたように、この件にしましては、現在非常な御努力を国大協のその委員の方々がなすつていらつしやる点、私も入試改善会議の中でいつもお伺いいたしまして、その御努力に対して心から敬意を払っているわけでございます。したがしまして、高等学校の校長会としては、現在そういった私どもの主張が逐次実現されつつある過程にあると考えておりますので、これが早く国大協の名大学において十分に取上げられ、御了解を得られることになりましたら大変幸せだと思っております。それがもう少しいかないような段階になりましたときには、また、高等学校の校長会としても皆さんと御相談して考えなければならぬと存じます。そういう態度でおります。

大事なことは、実は日本の大学の場合に、大学の御自身の発意でないと物が決まらないという現在の実情でございます。これは、学校紛争のときに特別な法律ができましたことについても多くのものがございまして、一般的に申しますと、大学の学部を中心にした一つの自治が物を決定するわけでございまして、これは単に国大協の方々が決定しただけでは決定できない段階の状態にございます。このことは、日本の大学制度やいろいろな改革を考えるとよく肝に銘じておきません

と、私は物が簡単にできないんだということを思っています。能研などは、その当時の文部省やその他の関係方、ずいぶん御努力いただきましたけれども、結局本当の意味で大学側の御理解を得られなかったという点が失敗の原因でもございます。ただいまそういう点が失敗の原因でもございます。国大協の先生方が非常な御努力をなすつていらつしやるこのことは、私は大いに高く評価し、本当に国民挙げてこれを応援、支援して実現を見るようにいたさなければならぬと思っております。もちろん、共通テスト自身のあり方につきましましては、高等学校の校長会においても、当初においては、これはむしろ内申書重視のための、調査書重視のための補完のものであるように考えていた場合もございました。今日でもいろいろな形がございまして、たとえば日教組の皆様のように、資格試験という概念あるいは自民党の案にもそういうのがあったと存じます。資格試験のような方向で考えるという考え方もございます。大学の選抜とそれにかわるものだと、そういう考え方もございます。そういういろいろな考え方の内容を含んでおりますけれども、手だてとして、この時点でこのことがまずできて、その上で、じゃそれをどう私学に及ぼすか、その内容についてはどう変えていくかというふうなことになるんだと存じます。私も、したがしまして、高等学校の校長会としては、国大協の考え方に全面的に協力をいたしまして、ただいまの段階では余分なことを一切申さないことといたしております。できるだけ国大協の皆様がのめいよう差し上げるのが一番いいことだ、その後でまたいろいろ御注文を申し上げる点はあると思いますが、それはもう国大協の方でもお考えいただいていきたいと思いますけれども、国大協の方々の御苦心を考えますと私はそう申し上げたいと存じます。ただ、そうした中で、これだけはもう国大協の谷田先生のお言葉の中にありましたけれども、いわゆる足切りの形というふうな形になるのはこれはいけません。高等学校の校長会は、その大学の入学試験というものは何でもいから、ばかでもチョン

でもさあつとみんなどこかへさつさつと入ればそれで入試の改革が行われるんじゃない、そういう安直な考え方はいたしてありません。大事なことは、本当に子供たちの、教育基本法にありまうように、能力に応じてそれぞれが進路が選べるような形にすることが大事なことであつて、そういう点で一遍の試験——これはかなり信憑性はございますよ、実際申しますと、ありますけれども、一遍の筆答試験だけによつて事を決めるというこの点については問題があろう。したがって、相当の厚みを持った選抜をすることが必要なのではないか。これは皆様方が今月の「文藝春秋」でもお読みになりましたように、たとえばアメリカの医科の選抜については、御承知のように、学部を終わつた者について一定の公立の試験があつて、さらにそれを半年ぐらひかけて一人一人の人間を呼んで選抜してやつていくと、だからいいかげんなお医者様ができていかないということが書いてございまして、大学というものをもし大事に考えるのであるならば、そういうふうな厚みを持つて、この共通テストもそうでございましょう。それだけのまた専門に応じた形でいろいろな意味での材料を、たとえば高等学校の調査書、先ほど大変信憑性のあるという言葉を小寺先生からもいただきました、まことにありがたいと思っておりますが、全然その反対のまた意見もあるわけでございます。そういうことは百も承知の上で調査書重視というところ、あるいはそれぞれの大学が、たとえば実技の大学だったら実技をやらせるのもいいでしょう、あるいは語学の大学だったら十分しゃべれるかどうかということをやってみることもいいでしょう、あるいは文章を書かせることもいいでしょう、いろいろなことをおやりになつて、厚みのある選抜をして、選ばれた方もなるほどと思うようにあるべきだと私は思います。ただ、考えなきやいけなことは、いま日本がもつて絶えずべきところは世界じゅうに一つもないわけですね。先ほどから大学の格差云々ということ言われて

いますけれども、世界じゅうに格差のない大学の組織

織のあるところかもしどこかにありましたら、実はお目にかかりたいと思う。そういうところはどこもない。どこもないんだけれども、希望としてはわかる。それをどうすればいいかという問題が果たしてどういふうに解決するかという問題は、これは簡単に一朝一夕に、法律でどうやったらできるというふうなものではございません。私どもは、それが大学の大学の格差は正などという言葉を、しっかりと特色を發揮して、その大学が国家、社会に本役に立っているんだということを示していただけるようなことがぜひあつてほしいというふうに思うのでございます。なお、そうなるまいかと、入試の時期がばたつと、一遍にある時期にやつて、そしてそのときがたがたとやつてできるかどうか。そうなるかと、私は自民党の方々がいつか出しておられました三月まで高等学校全部授業して、六月ぐらゐまでの間に選抜期間を設けて、九月から入学させると、これ日教組の考え方の中にもそんなのあつたと思ひますが、そんなふうなこともしてあげなければいけないようなことにならうかと存じます。

さて、さらに申し上げますと、私は職業課程も代表している立場でございますので、このことを申し上げたいと思ひます。

日本の職業課程の高校は、学校教育法の中にはつきりと「高等普通教育及び専門教育」とすることが高等学校の目標になつてゐるにかかわらず、最近まことに気の毒な状態に置かれてゐる。そして、どうも世の中のお母様とか、その他の少数の団体の方々は専門教育をする、そんなところなんかなくなつてもいいやうな言い方ですべてのものが行われている部分もございまして。そして、大学の入学試験が、まるで勉強した基本が違ふのに、同じ形でやつたらば入れないのはあたりまえなんだ、入れないのがあたりまえだと、あたりまえだ、あれは入れない、入れないからそこへは行かないと、そういう悪循環を次から次へと繰り返してしまつて、おかしい話ですが、普商工農など

というようなばかな言葉が——昔の土農工商じやありませんけれども、普商工農などと言われるような状態ができてゐるということについては、これは余りにもいふらな意味で関係者の配慮が足りないと思ひます。私は、実は先般、大学入試改善会議のときにもお願い申し上げまして、文部省の方でも大変この点、最近お考えになつていらっしゃると思ひますけれども、私は昔もあつたんですから、たとえば一橋大学は、ある部分については、商業高校について推薦で何名か入れてやる。工業大学は、何名かは工業学校の生徒を、けちな五名とか十名とか言わずに、一割とか二割とか、はつきり入れてやる。そのくらいのことをしてやれば、あゝむしろボケーションナルな学校へ行つた方が国立大学やどこでも入りいいんだと、水産大学というものは、もうほとんど全部水産高校から入れてやるというぐらゐな計らいをすることによつて、また世間の考え方も変わつてくるわけですよ。こういうこと何にもしないで、お情けなさいに代替科目をしてやりますからなんと言つたつて、代替科目で勝負しちやあ損に決まつてますよ。そんなことをしないで、昔と同じようにはつきり、たとえば昔の高商は商業高校から入れてやつてゐた。そういうことを、これはそんなにむづかしい問題じゃないんで、やる気になればできる。そういうことによつてボケーションナルな学校に希望を持たせてやる。そうすると、いま普通科ばかり行かなくて、そればならないと思つてゐる考え方も変わつてくるわけですよ。その中からまた、じゃ工業学校へ行つてやつてみると、これは自分に適性があつたからこつちへ行こうと、そして高等学校の課程ではいろいろ技術を習つておいて、そして大学へ行つてさらに理論を學んで人間としてつばな者になつていくと、こういう過程があつても差し支えない。そういう教育的な理論だつてあるんです。それがいまもう何か知らぬけれども、世間がみんな上つちまつたやうなかつこつになつて、ボケーションナルはみんな大変だ、あれは早くつぶしちゃつたほうがいいというふうな議論になつてゐるという

ことは、それを直そうと思つたら、国会の先生方もひとつ御努力くださつて、一橋大学でも、工業大学でも枠を決めて、必ず入れてやつてごらんない、違ふと思ひます。そのことから日本の一つの過熱状態というものを冷ましてやるということも考えなければいけないと思ひます。いま文部省の方で産業大学というふうな形の構想が出ておりますけれども、これも一つの考え方でしょう。でも弱いという前提において、その弱い子供がこそ入つていくという大学を仮につくつた場合に、それを出た者について世間がどういふ扱いをするか。つくつたこと自身によつて、かえつてまた逆の差別を生むかもしれぬ。そういうことよりは堂々と国立大学でしばらくがまんして、弱いと思つても入れてやる、そのくらいの雅量を示すべきであらうというふうな思ひでございます。

いろいろ申し上げたい点ございましてけれども、御質問によつてまた補ひたいと思ひます。

ただ最後に、日教組云々ということがございまして、この点に關しまして、正直に申し上げまして、校長会として検討しておりません。相模先生のようにするのも一つのスタイルだと私、思ひますけれども、個人の感じを申し上げます。私はコミュニケーション・カレッジの問題がこゝで中心になつて出ております。コミュニケーション・カレッジの問題については、自民党の案の中にも出ております。私もそれ承知いたしておりますが、実はおもしろいことがございまして、先般高等教育懇談会だつたと思ひます。その中でいろいろ将来の大学の図を描く考え方が出てまいつたのでございまして、そのときにコミュニケーション・カレッジのことを言う委員の方がいらした。そうしたら、それをもしつづけたら、私立の大学の短大はみなぶつ飛んでしまひますよと、それはわれわれのレゾナントールにかかわる問題ですから、大事な問題ですから、それはちよつと困りますという御意見があつたのに象徴されるように、いまの日本の大学を考える場合に、先ほど申し上げました大学自身が、非常に学長が思いになつたとしても、教授会から順々に積み上げ

てくる問題は簡単に解決がつかないということが一つと、それからもう一つは、八五%近く占めてゐる私学を、これを簡単に国の方に移管することができるか。私学の一つの營業権を申し上げては失礼だけれども、そういうふうなものが簡単に買ひ取れるものかどうか。東京で御承知の美濃部さんが、高等学校が足りないというので、私学を買ひたいということでおやりになつたことがあります。できつてありませんでした。それでも、まあ何です、マシオンに売るのはあつても、都の方に売つてくださるという方はなかつた。こういうことでわかつて、そのことについて、何かつまみ上げられるやうな、あるいは革命でも起こつて、ぱつと取つてしまふとか、そういうふうなことがない限り、私はコミュニケーション・カレッジその他の考え方よくわかりません、おつしやつてやることについて、なるほどと思つた点たくさんございましてけれども、その前提のところに、大学の自治と稱する關係の問題と私学の經營權の問題、この点についての、それについての見通しがないと、先ほどひどい、厳しいお言葉がございましたが、絵にかいたもちだという御批判が出るのも私はやむを得ない点があるんじゃないか。こういう点につきまして、ただ、これはきよう横枝君もいませぬ、勝手なことを私申し上げては失礼になるから、その前提のところだけが問題だと申します。

それから、こゝの中にあるので、すぐにでも賛成したいことがある。それは国立大学の附屬の問題です。これだけは日教組のおつしやんとおり、ぜひそうしたいと私も思ふ。実は東京大学の附屬高校というのは、東京大学に今度一人しか入つていないのですよね。あれはちゃんとわゆる実験の形でやつておる。ところがあとの国立大学の附屬たら何ですか、失礼だけれども、もしあゝいふ形でやりになるとするならば、これはむしろ私立学校に転換なすつて、そうしておやりになるなら筋が立つと思ひます。国立大学でおやりになるんだつたら、昔の高等師範の附屬にありました

ように、たとえば身障の子供だけを集める四部というのがある。大体普通の小学校と同じような子供だけを教育する場所があったりという、はっきり実験の体制を持っていたわけですが、いまでしたら、悪いけれども、IQ五〇から六〇ぐらいの子供から、一五〇ぐらいの子供をいまの教育課程で一体どういう方法でできるのかというようなこと、これが中学校の課程で、高等学校の課程でどうできるのだというようなことを実験する。やんなか指導してほしい。そういうことを何にもしないで、できる子供だけ集めて、東大に何人入って、それが変わりもしないだなんて、あんな新聞で、がたがたたたくような、ああいうおろかしいことはやめていただかなければ困る。それはやっぱり失礼だけれども、国立大学の、いまもそれ何となく、どうも私立高校に財団法人つくって転換してやる。そうして本当の国立大学の附属というのはいまの東京大学の附属でやっているような実験の学校にしてほしい。これはもう日教組の言うとおり、私はこれは全面的に賛成いたします。あとこの面につきましては、大分仮定条件が多いのですから、その仮定条件の解決が出てこないうちは、私としては何とも申し上げられないというふうに申し上げたいと思います。

時間関係がございますから一応申し上げて、あとまた何か御質問がございましたらお受けいたします。

終わります。

○委員長(内藤三郎君) ありがとうございます。

以上で参考人の方々の御意見の開陳を終わります。

これより質疑に入ります。

なお、東参考人は、所用のため三時四十分退席されますので、よろしくお願いたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○秋山長造君 いま六人の先生方から御意見の表

明があつたんですけれども、ちょっと聞いておりました。でも、それぞれの試験をされる側、それから試験を受ける側、また国公立と私立、それぞれ微妙な食い違いがありますし、また、問題自体がそれほどむずかしいわけでもありませんから、これなかなかに一口に質問することさへなかなかむずかしいんです。正直に言います。ただ時間の関係とせつかく見えておるんですから、ごく簡単に二、三点お伺いしたいと思つておるんです。

まず、東先生早くお帰りになるので、ちょっと先に質問しますが、日教組案にも出ておりますけれども、大学の格差というところまでどうしても議論がさかのぼるわけですが、その格差の解消ということからですが、東大を初め旧七帝大、これを全部大学院大学にこの際思い切って編成がえしてしまふという構想、これは日教組だけじゃありません、ずいぶん世間にもそういう議論は多いわけですね。また、東大自体の中にも詳しいことは知りませんが、東大の中で東大解題論というふうな特別講座が行われたりしておる話も聞くんですが、その問題についてきょう実は林学長が見えたら大いに聞いてみようと思つたんですけれども、学長が見えてないですが、東先生また東大の有力な幹部でおられますので、率直な御質問で恐縮ですが、お答えいただきたい。

○参考人(東洋君) いま御意見に出ました旧七帝大でいいますか、あるいは少なくとも東大その他幾つかの大学の学部をなくして、大学院だけの大学にするという考え方は、これは十分に理解できることではございまして、かなり長い間、そういう意見が大学の外にも存在しましたし、現在も存在していると思つております。私個人としても、これは考えてみるに値するのではないかとこの方向に傾いておられますが、ただ、諸外国の例を見ましても、学部の基礎を全く持たないで、研究者の養成だけに切り切る大学というのは、やはり全体の大学教育の中では、どちらかというと、足並みを乱すようなことになっていくおそれもあるように存じます。プリンストン大学などでは、した

が、いまして大学院の教授も必ず学部を持たなければいけない。いわゆる研究者の養成というものは、研究者の外側のもう少し広い一般学生を教えることと並行していかねばならないのだというふうな考え方があつておられます。現在、旧七帝大の学部を全部解散いたしますれば、恐らくいまひとつの大学に集中するというのが一時的にはなくなるかもしれないと存じますけれども、社会全体の構造が変わりません限りは、やはり第二の東大や京大が出てくるというところは、これは避けられないのではないかとこのように思つております。受験地獄の解消という面でも、大学院大学にするという考え方は、私は十分検討に値するのではないかとこのように存じております。

○秋山長造君 国大協の方へお尋ねしたいのですが、これはえらい失礼なごく素朴な御質問になるのですけれども、現在、受験地獄という言葉がいふに使われております。また、受験側を中心として受験地獄だ受験地獄だ、だから、試験制度を改めなさいかぬというところまでなつてきておると思つております。また、私もよくよく短時間ながら皆さんにおいでをいただいて議論をしておるのもやっぱりその悩みのあらわれだと思つて、ただ、試験をされる側の大学側の方が一体世間で言つておる受験地獄という実感を持っておられるのかどうか、あるいは受験地獄という言葉に対して、率直にどういふお感じを過去、現在、将来ということとの対比でどういふ御所見を持っておられるのか、ちょっと聞かしてもらいたい。

○参考人(谷田次君) ただいまの御質問でございませうけれども、受験地獄という言葉は大変刺激的な言葉ですが、大学入試の問題のことのために、たとえば高校の教育がゆがめられる、その他そういうさまざまな批判があることは、大学側もかねてから十分に承知しております。ただ、したがって、国大協としましては、そういう一つの責任、当然入試を行います側としての責任を感じるがゆえにこそいろいろ改善の方策を考えているわけでありまして、この共通一次の問題もその一つの

あらわれであります。これはかりでなく、その国大協の中の入試問題を担当いたします委員会では、たとえば調査書の問題等についても相当の長い時間をかけまして研究調査をいたしておりますし、そういう点におきまして非常に目に見えて右から左にさまざまな効果が出てきているとは思つておられますけれども、国立大学それぞれ内部で互いにいろいろ改善の方策を考えているというのが実情であります。先ほど私、根本的には抜本的な解決はなかなか入試のことだけを考へてできないと申しましたのは、決してそれだから受験地獄とか入試難とかという問題についての責任を回避するつもりではございません。その点は、国大協で重要な問題として取り組んでいるということでありま

す。

なお、これは私見でありますけれども、つけ加えさせていただきますならば、先ほどはかの参考人の方からもお話がありましたように、試験地獄というふうなことの解決の一つの大きいと申しますか、もつと先を見たと考え方をしましては、やはり大学がそれぞれの特色、個性をいまいよりもつとはつきりさすべきであり、そうして、それを高校側が受け取りまして、学生の進路指導にもつと役立てるべきであり、そういう基本的な問題があると思つております。格差の問題が話にも出ました、また、いわゆる試験地獄に非常に大きな意味を持つてゐるに違ひありませんけれども、格差という言葉は大変好ましくない言葉であります。たとえば一期、二期の試験の一元化について、先ほど国大協の考えとしては、その一本化を要望しているというところはあります。その要望の根拠には、これは一期、二期が固定化してしまつたために何か大学間格差の印象を与えようというところが入試問題にも非常に悪い影響を与えているという見方をしておりますけれども、これはそういう、いわば一期と二期に分けるといふような、大学の外からの枠によつて与えられる格差の印象ということの問題にしているものでありまして、この格差という言葉は私は使いたくありませんが、それぞ

れの大学がそれぞれ特色を持ち決して一様ではないというところは当然でありまして、それが一様でない点が大学を選択する側からもむしろ生かして受け取られる、そういう状況を何とかつくり上げたいというふうに考えております。

○秋山長造君 先ほどちょっと御説明がありまして、四月の二十日ごろに四十九年度の調査報告書をお出しになると。国大協の方としては、今後、大体いつ最終的な結論を出して、いつから新しい受験方法を実施するんだという、この将来の時期的なめどというものは持つておられるのですか。

○参考人(谷田岡次君) そのスケジュールについてちよっと申し上げたいと思ひますが、ただいま準備しておりますのは四十九年度の調査報告でありまして、これはすでに五十年年度にかかつてしま

います。五十年年度早々に、つまり来月中旬にもこの報告書ができ上がりましてならば、その段階で従来はその中間報告に對し各大学のその他の意見を聞いておりますけれども、本報告が今度はようやくできるわけでありまして、つまり、本報告と申します。二カ年の研究調査を取りまとめた報告が今度初めてできるわけでありまして、これを各大学、それから高等学校等にお見せしまして、そこでさらに、国大協の四十九年度報告に對する御意見をいろいろ伺ふ必要がある。これが現在の段階でございます。したがって、報告書ができて、それを各方面に差し上げまして意見を集約し、その中にはまた専門的に再検討を要する問題も出てくるかと思ひますが、それらの点を五十年年度の仕事として現在考へてゐるわけでございます。

したがって、五十年度いづれが過ぎますと各大学からの意見の集約も進み高校側からの御意見もいただける。その主要なものについての検討も五十年度いづれでできるだろうと、こういう考へていま作業を進めてゐる状況であります。それからさらに、そういう作業を前提といたしまして、果たして何年度から実施に踏み切れるかというようないまの御質問でございますが、このことになりまして、実は国大協のそ

う意見調整だけで済まない問題が出てまいりまして、先ほど簡単に申しましたけれども、いよいよ意見が、国立大学としてのある合意が得られ、また、高校側からの協力が期待できるという段階にも達したといたしまして、実施の機構の問題が直接に今度は浮かび上がつてくるわけでございます。これはかなり膨大な機構をもつてある準備期間をもつてやらなければならぬだろうというところはございます。したがって、現在まだ、そのようなステップについて十分に、何年の何月にはこままでいつてということになりますと、まあ五十年度のそういう作業の進み方を踏まえても一度考へなければならぬんじゃないかというふうに考へております。

○秋山長造君 私時間がほんのわずかですから、いまの点もちよっともう少しお尋ねしたいんですけれどもこれでやめますが、先ほどの研究検討なさつておる内容についてのお話で、第一次の共通試験は是非かと。それからまた、それをやるとして、それを選抜試験として性格づけるか、資格試験として性格づけるかという重要な問題がまだ残つておるようですが、その点が一体どうなるのかと。別にまた二次試験をそれぞれ大学で、しかも二次の学科試験をおやりになるとなると、先ほど私大連盟の小寺先生がおっしゃったように、かえつてその、一次、二次いうことになしたばかりに受験生に過大な二重の負担をかけて、むしろそれよりは今までのようにそれぞれの大学で一回だけ試験をやつた方がかえつて手取り早くいいんじゃないかということにもなりますし、なかなかこれ重要な問題だと思ふんですが、その点。

それから、国大協の方では、内申書、調査書です。内申書のお話がかつたんですが、内申書はどういうふうに評価されておられるんですか。

○参考人(谷田岡次君) ただいまの第一の点でございますが、この共通一次を行いますために二重負担を受験生にかけるのではないかと。非常に重要な点でございますが、これはすでに四十八年度

以来各方面からそういう御意見も出ておりますし、内部においても、そのことについては十分に考へております。

それで、先ほど十分に御説明する時間がございます。まず、どこまでも、第一次の共通試験は高校における学力の達成度といふことで、その意味でことしの実地研究なども問題を作成しやつてみました。これは幸ひに、この程度の試験はよろうという好評をいただいております。

それから、それが選抜であるか資格であるかといふことでございますが、これはちよっとあるいは私、言葉が足りなかつたかもしれませんが、これは、試験結果をその志望大学に對して、その大学を志望しております受験生の全部の成績を通知いたします。それ以前にそれのある選抜で切つてしまふというようなことは決していたしません。したがつて志望大学では、それを選抜のための一要素としてすべての受験生の共通一次の成績を手にすることになります。そういう意味で、これは先抜のための要素として提供されるものであります。それが、それ以前に選抜に使つてしまつてどこかで切るとか、そういう試験では決してありません。

したがつて、各大学がそれを一つの要素として採用し、しかし、何分この試験が先ほど申し上げましたように、少なくとも現在のところマークシート方式の選択肢による試験にならざるを得ない。内容的には非常に改良されてきておりますが、やはりそれには限界がある。たとえば論述的な試験によつて試すことのできるような能力は、これはなかなか論述式と同じようにはいかなないわけでございます。したがつて、そういう点について各大学が、学部学科等の特殊性に応じて特に受験生の能力を試したいといふことを第二次のその各大学の独自の試験で加えるといふことは、これはつまり、それこそ、補充の意味において共通一次とそれとをあわせて見るという意味においてむしろ望ましいことではないかというふうに考へております。

しかし、その場合に、またしても非常にたくさ

んの科目にわたつて二次の試験が行われるということになりますと、先ほど御指摘のやうに、これはせっかくの共通一次の意味が失われてまいります。これはどういふやうにそれを組み合わせ、使うかといふことは各大学の良識ある判断にまづも、共通一次が各大学から非常に十分な信頼を得まして、各大学における試験は非常に限られたものになることを希望してゐるわけでございます。

それから、調査書の件につきましては、先ほどちよっと申しましたとおり、これも何年かかかして、調査書がどのように各大学で採用されているか、どういふ状況で活用されているかといふことについては調査をいたしました。ただ、これはまだ微妙な問題もございまして、そうすべてに公開というわけにいかかつたのですが、その資料は各大学の重要な参考として提供しておりますが、ごく大ざつぱに申しまして、たとえば調査書の成績その他を点数化して実際の入学者判定の場合に用いてゐる大学もありまして、まあ広い意味の参考にとつてはほとんどの大学はやつてゐるわけでございます。ただ、これも忌憚なく申しまして、すべての大学にすべての高校から来ます調査書を一律に同じ信頼度をもつて見てくれといふには、なお条件の欠けてゐるところが現在ではないとは思へないと思ふんです。それらの点についても今後これらの共通一次等の問題とあわせて、そういう複數資料、多元的資料としての役割をもつと十分に調査書が果たしていくといふことを望んでおります。

○秋山長造君 成田先生、国大協の方では一期校、二期校の区別をやめて一本にするといふ大方向のようですが、受ける側の方から言へば、いまの一本にするといふのもいいんですが、ただ、また別な観点から言ひますと、国立大学を受ける機会を奪うといふ反面のマイナスが出てきますが、その点についてどういふ見解を持っておられるかといふことと、それから立つたついでに第二のお尋ねをもう一ついであわせて申し上げますが、

これは国立大学、それから私立大学、それから受ける高校側、この三者にお尋ねするんですが、というよりも私の意見を申し上げますが、やっぱりいまの内申書をどの程度に評価するか、あるいは全国共通の試験の結果をどの程度に活用していくか、それにどれだけのウェイトを持つていくかというようなことにつきまして、やっぱりその試験を受ける側と、今度は試験を行う側との気合いがぴたっと一致しませんと、なかなか議論はできても実際問題としては行いがたい。いまでも断片的には国立と私学との間、あるいは大学と高等学校との間でそれぞれ何か連絡機関のようなものが随時持たれておったように聞きましたけれども、もう少しこれを常設的というか、恒常的なそういう連絡機関というものを持たれて、そして十分に検討され、議論をされて意思の疎通を図ってもらいませんと、それぞれが独自性を主張してやられますと、結局結論的には、そのはけが全部受験生へいくということになる。そういう点についてもう少し連絡を密にされるとか、議論の場をもう少し密接にしていられるというおつもりがないかどうか、ぜひ、そうさるべきではないかと思いますが、その二点を伺います。

○参考人(成田喜澤君) 入試時期を一本化する問題については当然ここでいま触れるべきだったのですが、実はちょっと意識して避けていたわけですが。この問題については、高等学校の校長会としては、一本化することについては基本的には反対でございます。ただ、ある条件をつけて、ただいま申し上げましたように、高等学校の校長会としては共通テストを推進しております。共通テストを実施すればいいやでももうでも一期・二期の問題なしに一本でやることになりますから、そのこととあわせて私どもはいま国立大学協会の非常な御努力を見ておりますので、恐らく一緒にできるだろう。ですから五十二年、来年度入ってくる子供から準備すれば、おそらくその時期には——その時期にいま言った共通テストを実施できないとすれば、いままでの経験から考えてみても、大学入

試の問題については別の考えをしなければならぬ
いだろう。そういう点でいろいろ、ことに地方の
高等学校の關係から、PTAの關係から、私ども
にはいろいろな意見がございまして、その点は入
試改善會議の席上でも申し上げましたけれども、
ただどうしても、国大協としても、一応自分たち
の仲間で決定したという事実があるわけです。大
学には大学の自主性もあるわけですから、そのこ
とを高等学校の校長さんが壓り込みでもしてとめ
させようかといつてみても始まることではないの
で、その流せる方向を、五十三年だったなら何と
か行きやせぬかというような点で山をかけている
わけです。五十三年度からだつたら場合によつた
ら一期校二期校一緒にしてもかまわない、そのと
きには共通テストができるであらうという山かけ
を私としては意識しております。したがつて、そ
ういう点については反対をしないつもりでありま
す。これについては、私は格差は正になるところ
かむしろ格差を広げやせぬかという感じすら持
っているのです、この点についてはいままでも何
回も繰り返し述べておりますので、ここであえて
触れませんでした。

それから第二番目の問題につきましては、当然そういうふうなことにつきまして、私どもとしては、各地域あるいは中央において、国大協あるいは私立大学の組織の方々とも御相談をして、どういうふうな内申書だったら信憑性を持ってもらええるかということについて考えなきゃならぬと思っております。文部省の方におかれましても一つの基準を決められましたので、ある意味では一歩前進しております。こういう点につきまして、確かに私どもも自信の中にも、内申書を重視されては困るじゃないか、どこでもみんな5をつける、あそこ5とここの5ではどうだという意見も、当然皆皆さんの中にもあるわけですね。ですけれども、確かに大づかみに言えば、その子供がこれから入って伸びていくためには、やっぱりそのところでどうしつかりやった子がよくなるということはどうも実証的に言えそうでございますので、そうした

点等について、十分な、いまの秋山先生の御示唆のあるような点につきまして、今後、私どもとしても努力してまいりたい、かように考えております。

○秋山長造君 国大の方と私大の方に、いまの第二点の恒常的な連絡協議機関を持たれるべきではないかという事について伺います。

〔参考人（相澤和嘉君）〕高等学校側あるいは私立大学側と国立大学の方とこの問題についての連絡調整のための会合なりをしばしば持つて緊密な連絡をとることが必要であるということにつきましてはおっしゃるのとおりでございます。私ども、高等学校の側とは密接に連絡をしたいということでございまして、先ほど申し上げました共通テストの調査研究の各段階におきまして、それぞれの地域の国立大学でこの問題を担当しております大学におきましてはその地域の高等学校側といろいろ意見の交換をし、また、御協力を願うためにモニターを出していただいたりして、実際の共通テストの問題の内容などにつきましても御意見を伺っておりますわけです。ただ、国大協側の今度の報告ができ上がりませんという、これは高等学校側だけの対するのではなくて、私どもの国立大学同士の間の問題でも、こういう新しい制度をやろうとしたときに起こり得るあらゆる問題についてそれに対処するということを十分に検討して、そうして説明ができるといふ資料を十分持ちませんという点でこれは解決できない問題だということ、この案自体に対して問題が出てくるという可能性がありますが、非常に慎重にやっておるわけですけれども、一応、説明できることはちゃんと検討しよう、説明できない問題については、これはちゃんとそのとおり、これは限界があるのだというようなことで御意見を伺う、そういうのをそろえた上で改めて高等学校側あるいは私立大学側に御連絡をして、全体としての御検討をお願いする、そういうつもりでありますので、やや緊密な連絡を欠いておるような印象を与えておるかもしれませんが、そういうふうも

りでやっておりますので御了承をいただきたい
 思います。

○鈴木美枝子君 午前中から午後にかけて先生方のお話を聞いたわけでございますけれども、私このところ大学の各学生さんたちに大ぜい会いまして、その苦悩をよけいに伺いました。やはり入試問題といえは、高校あるいは中学からの連続的な試験の中で、そして大学の試験にぶつかるわけでございます。いまお話を聞いていますと、先生方は、特に大学の先生はさめているという感じが多いのです。さめているという大変なですけども、いまの学生の苦悩や、それからやはり試験ばかりじゃなくて、先生は先ほど社会的な複雑な条件があるとおっしゃいました。複雑な条件の中に月謝は私学で三倍になるとか、そういう問題を含めてこのたびの入試試験には月謝が上からない大学生も、自分たちの社会的条件のインフレで物価が上がる形の中で、やはり今度来る一年生に對しても上げちゃいけないというような形で、これは暴力、暴力と宣伝はしております。もつとより大多數のまじめな学生が月謝を上げないよいうにというような願いを持っておるわけでございます。いま高校の問題とそれから国大協の先生方の関連の仕方が余り行き届いていないと私は見ました。つまり、行き届いていないのは、学問の中の官僚性を感じるのです。もつと行き届いていなければ、入試の問題は解決はしないのじゃないでしょうか。先ほど成田先生は大変、先生ななださいましたので、私はそれ聞いていて非常にうれしかったです。私はずいぶんお話しくらぶち壊せるだろうと思うような勢いで話して、勇気を持ったわけでございます。学生の立場に立つてでございますよ。だけれども、国大協の先生の、先ほど多数の者を入れるためにコンピュータを使わなければならないという、その可能性まで考えているという言い方が一つ気になったわけでございます。これからとし、来年という間に高校が絶体数ふえるとは限らないことだと思えます。そして大学の問題もこし、来年のうちにで解決するという問題とは考えられないと思うので

す。それをコンピュータという言葉で出したのは、マスプロの問題が盛んに問われているところにコンピュータの問題を出したのだから、非常に気になったわけではございませんけれども、谷田先生、コンピュータの問題をいまからお考えになって、それはどういう応用問題を持とうと思つていらっしゃるのですか。それについてお答えください。

○参考人(谷田次君) コンピューターということは、先ほどから申しましたように、居住地受験、つまり受験者がそれぞれの居住地で受験できる、最寄りのところで受験できるという条件、それから現在の数で抑えられても、国立大学受験希望者は三十万を超えるであろうという条件、しかもある限られた日数のうちにそれについての各大学への報告をなさねばならない、そういうことを踏まえて大量な答案の処置をしなければならぬということがあります。そのために実は初めの説明の中にも、時間がありませんでしたので余り詳しく触れられませんでしたけれども、どのようにしてよき問題をつくり得るかということがこの二年間の十二の各科目に分かれました専門委員会の課題であつたわけでごいまして、そこでそういった大量の試験に應ずるためにはマークシート方式によつて進めざるを得ないだろう。しかし、これが機械的なマル・バツ方式というようなものに落ちてしまわないためにはどういう可能性があるかということで、この実際の調査研究の中におきましては、従来筆答、つまり普通に書きまして答えを出す、そういう筆答によればこれは比較的よい問題だと考えられてきているような、これはもう毎年大学の入試問題については高校側などからもそれについての批判等が出ておりますから、そういうものを参考にいたしまして、従来よい問題だとされたようなものにつきまして、それをそういったマークシート方式にどこまで合わせるかというような研究も事細かにいたしました。これは各科目にやっているわけですが、それからまた、そういう前提条件の中で新たに

に問題をつくるということも試みました。それらによつて標準問題というものを一応四十八年度に各科目にわたつてつくりました。これを各科目ごとに高校の先生方にモニターをお願いして評価していただいたわけでありまして、このときのモニターの結果は、これは科目によりまして、たとえば数学と語学、あるいは国文、社会科と、いろいろ各科目によつての相違はありますけれども、もちろん限界はある限界があるということを否定できませんが、高校における学習の達成度を評価するという点においてはかなりそのモニターの結果はよい結果が出たというふうに受け取っております。

さらにそれを四十九年度実地研究等もいたしまして、マークシート方式によるとはいへ、どこまでよい問題ができるかということで研究を続けていくわけでありまして、その方式によつて四十九年度の実地研究の全国にわたつての試験、高校側の協力を得ましてやりました実地試験の問題についても、おおむねその問題の到達していますところを評価されているというふうに私も受け取っております。ただ、なお細部につきましては今後本報告を提出して高校等のいろいろ御批判も受けたいと思っております。

そういうわけでありまして、決して機械的に、たとえば処理を簡単にするために機械化するか何とかという、そうしてその点、機械化であるからこうなるんだというふうなことではなくて、それぞれの各科目の専門委員会とそれからコンピュータ自身についての専門委員会、つまり御承知のように、コンピュータ処理というものが全く日進月歩でありまして、どこまでそれが新しい方式になじませ得るかということは研究の問題、つまり常に進んでいる問題でありますからその両者が互いに、科目別の研究者とそれからコンピュータ自身の研究者、この間の関係を非常に緊密にいたしまして改良に努めていくということでありまして、決して単純に考えているわけではなくて、そういうことを御承知願いたいと思っております。

○委員長(内藤三郎君) この際、東参考人に申し上げます。予定の時間が参りましたから御退席になつて結構でございます。本日はまことにありがとうございました。

質問は時間がございませんので簡単にお願ひします。

○鈴木美枝子君 いまのコンピュータのことを非常に危険に思つたのは、高校の成田先生と学長さんと話がうまくなかつたかなにか、コンピュータによつて研究する、先取りをしようとしていてる感じがあるので、私はもっと大事なことを先にやっていた方がいいということを言うためにコンピュータの例を引きました。いま共通テストの問題でも、五十三年度を期待しつつと成田さんはおっしゃいました。そういうことに対する種々な協力を進めて入試の問題を解決する方向が大事なんであつて、コンピュータによつて大学株式会社をつくるような傾向を持つたら、日本の大多数の大学へ行く父兄の人たちの生活能力というものを考えましたら、今度やっぱ三倍に月謝が上がつていく中で、コンピュータやそれからさつき先生がおっしゃいました高校の先生方のモニターだけでは済まされないうですね。もっと最初の大事なことを話し合つていただきたいと思うんです。そして、いま先生がおっしゃいましたように、共通テストを五十三年度と言わないまでも、もう一年間の間に解決する道を双方で組み立てていくという段階をおつくりになるということをお早急になさなければならぬことだと私は思ふんです。コンピュータと言つて、私はものすこし危険なものを感じたわけですよ。入試と同時に、月謝が三倍に上がつていくということ、そして、そのことと同時に、日本じゅうの、九〇%の者が大学へ行く、その父兄がどのぐらゐの生活費を持っていかなければいけないんじゃないか、こういふふうに思ひました。時間がないのでこれだけで終わつておきます。

○有田一寿君 相模先生にお伺ひしますが、一次共通テストのあとで二次テストを国大協の方はやられるのかどうかまずお聞かせいただきたい。

○参考人(相模和喜君) 先ほど私も申し上げましたように、第一次テストと第二次テストとを組み合わせて入試選抜の総合判定資料にしようという考えでございます。ただし、どういふ二次テストをやることがいいかということにつきましては、どういふ一次テストをやることがいいかというところが決まりませんというところ、どういふ第二次テストをやることがいいかというところが決まりませんというところ、どういふことがございまして、もちろん先ほどからどなたからも御意見が出ましたように、一次テストをやつて二次テストをやつて、そしてそれが二重の負担になつて受験生にとつては大変過重な負担を強いることになるのではないかとこのところございまして、そのことにつきましては私も、もういふん最初から問題にしておるわけではございませんが、二重負担あるいは過重負担ということ、丁寧に入試をやりますれば、一次をやつて二次をやり、その二次にいろいろの小論文あるいは面接、いろいろなものを入れてやりますれば、それは形の上では二重負担であり三重負担であるということにもとれないこともないわけですね。ところが、私も、それはそういう意味での合理的な念を入れた試験をやつたならば、二重負担であり三重負担であるという形になつても過重負担にはならないであらう、少なくとも、過重負担にならないような念を入れた試験をやつたならば、一次をやり二次をやる、お互いに一次で足りないところを二次で補うと、そういう意味で一次、二次というところを二次を考慮しております。

○有田一寿君 先ほどからずっと御意見を伺つておりました、やはりそれぞれの立場立場でいふんと、いわゆる入試の背景をなすものの解釈も違ふばその技術的な方法論についてもまた違ふ。しかも、それぞれ教養のある諸先生ですから、その表現はまことに私は理屈にかなつていふと思うわけですが、しかし結果的には大きな隔たりがある。

入試という問題は私は万能薬はないと、十人が十人満足するということは人間の世界であり得ない。第一、人間が人間を裁くわけですから、裁判なら二審、三審、最高裁までありますけれども、入学試験は一遍限り、こちらで私は万能薬はないということはいくらもありません。しかし、国大協——大学といつていいんだと思いますが、もつ

といえ、私はこの問題は一口で突き詰めれば、国大協の御認識とやはり今後の姿勢、割り切り方いかんにかかっていると一言で言ってもいいんじゃないかという気がするわけです。ということは、この大学紛争のとき以来考えてみても、今度、一次試験、二次試験をやるといふことについて、その二次試験の内容についていま御説明ありましたけれども、非常に不安を持っておるから私は言うわけですが、大学紛争のときあのとき大学改革案というものがずいぶん出ました。閉鎖性を打破する、大学相互間の人事交流を行うべきである、あるいは単位の互換性、産学合同のいわゆる共同研究を行うべきである、その他これはずいぶんたくさんありました。たとえば、大学教授の第三者機関による審査だとか、五年ごとの契約性だとか、また出た改革案も十数種類ございいます。私も拝見しておりますが、何にも行われていない。だから大学の自主性、教授会のいわゆる最高意思決定、そういうことは一面から言えば大学の自主性でありましょうけれども、しかし反面から見れば、これだけ国民の悲願を目の前にしておられて、私はよほどの割り切り方をなさらないと、この入試に対しては改善案は結局実を結ばないという非常な危惧を持つてございまして、それが危惧に終われば幸いだと思うわけでございます。それからまた、いろいろそれぞれの立場立場でみんな責任はない、仮にあると言葉でおっしゃっても、それぞれ文部省が悪い、これは国立大学が悪い、いや父兄が教育マア過ぎるんだ、あるいは週刊誌も悪い、それから医学教育についても、こういう高い入学料を取らなきゃならぬという社会に罪がある。これは全部他の責任でし

ようけれども、裏返して言えば、みんなお互いの責任ではないか、私はまた言ってもいいんじゃないかと思うわけでございます。

ここで尋ねますが、私はいま入試の問題を考えるについて教科課程が精選されなければならぬというところがいつも指摘されます。しかしながら、これは教科課程の編成そのものにも責任はありましようが、その教師自体の方の力とそれから教育に対する熱意、この問題はわりと議論されませんけれども、私はそれも大いにあるというふうにも考えるわけでございます。これは後で成田先生にお答えをいただきたいと思いますが、それからなお大学の教育についてでございますが、これだけたぐさんの大学ができた、しかもさつき日教組の横枝委員長は地城総合大学というものを提唱しておりますが、これが困難なことはよく私ももわかりますが、しかし、そういうふうな大学の数をふやす、もつと言え、全入が一番望ましいんだということ、しかし、そう言ったとき、大学の先生はどうして確保できるか、私はとてもそれはできないんじゃないかということでございます。ということ、いまは平均児教育、何でも平均が一番いい。天才教育は否定される。だが弱者を引き上げるのかといえ、ある意味の私は強者だと思ふのです。それをどういうふうな教育界では考えるか。大学の教授も一つのリーダーでしう伸ばして、このどんどんふえていく大学に対してこたえようとしていくか。これもひとつ私はお尋ねをしなければならぬ。

それから、東大解體論という言葉も出ましたが、大学の格差というものは後百年か二百年は私はなくならないと思うんです。そういうことをこの場で私が言うのは不適当だけれども、やはり自由主義社会というものを維持しようという基本に立つておる限りは、やはりある意味の格差、もつと言え、個性化、これを否定して全部一律にするということとはナンセンスだ、私はできないと思う。東大も解體せよということ、これは何年か前に

やはりOECDの調査が来たときに、フランスのフォール文相なんかも来たときに集まりがありまして、その席でも、東大が早く言えば諸悪の根源である、日本の教育を乱している、これはない方がいいという意味の発言がありましたけれども、冗談じやない、フランスではちゃんと、日本よりもっととはるかに激しい格差で大学教育は行われているというふうなことでございまして。したがって、私がここで具体的なことをこれから突っ込んでお尋ねいたしますが、まずひとつ、入試で能力を試そうとなさるのか、努力点を見ようとするのか。いずれもであらうとは思いますが、私は、たとえば内申書の場合、三年間の成長記録というものの、そうすると、鼻うたまりでございまして、東大にでも通るといふ生徒もおります。しかしながら、一生懸命に勉強して逐次伸びていった子供もおります。それは、その努力点をどういうふうにお買おうとなさるのか。それとも能力一本やりでコンピュータシステムでいこうとなさるのか。これはやはり教育の私は今後の基本に関することだと思ふのです。そういうことで、何を言いたいんだと言え、私は、価値観は多様化していると言われますけれども、国の未来のビジョン、日本がどういう方向に進んでいくんだということを考えるんじゃないか。したがって、入試問題もこの路線の中で考えられていかなきゃならぬんじゃないか。それにしても、私は国大協の諸先生方はよほどのこれは勇気をもって取り組んでいただかないと非常にもうずかしいと思うんです。それはいかがでしよう。相磯先生、お願いいたします。

○参考人(相磯和嘉君) 私どもは、共通テストというところにつきまして、比較的歯切れの悪い発言をいたしております。このことは、最初から申し上げておきますように、また、先生から御指摘いだきましたように、大学、特に国立大学というものはいろいろ、教授会その他管理組織というもののなかで意見が多様に出てまいりますので——それから何よりも、自分たちの入学試験は自分たち

で考えて、そして一つの案をつくって自分たちの責任においてやりたいと、もちろんその相談することにつきましては関係の高等学校、私立大学と十分に連携をとらなきゃいけませんけれども、国がこういう方針でやれと言わなければならないというところでは、実際に自分たちの力が出ないものですか、それで自分たちがお互いに十分合意して、それからやるんだったらやらないかということ、これを今度実は決心をしたわけなんです。そういう意味で、まだその過程にあるものですから、きわめて歯切れの悪いことしか申し上げられないのは残念でございますけれども、もう少し私どもの間の議論が進みますれば、どうするかということに對してお答えできるような段階になるであらう、あるいはしたいと考えております。

それから、能力の問題、これはもちろんそれだけの大学で自分たちの望む能力を持った生徒に入ってもらいたいという希望はございましてけれども、しかしながら、それぞれの大学がまた過度の期待を持って頭のいい子供だけを集めようというふうなつもりも毛頭ないわけなんです。たとえば、私どもが二次試験をやるときに、これは足切りという言葉が大変響きの悪い言葉なんですけれども、丁寧に、単にペーパーテストでもって点数をたくさん取った者だけを上から順にとるといふことではなくて、私は医学出身でございますから、医学部で医学部の学生の選抜をしようとするときに、得点から申しますと非常にできるのがあるわけですね。こういうのをいまままでとてきましていただくと、それが果たして社会に本当に役に立ついい医者になる者を選んでおるかどうかというところになりますと、若干の疑問もなきを得ないわけですね。そこで、ある能力の範囲内でのいい医者になる人を取りたいという願望があるんです。そういうことができないような入試のやり方かもしれないんだと、それには第一次でやって、それから数を少し少なくして丹念にその人たちのなかからだれをとつてもよろしい、自分たちが見ていい医者になれるであらうという人を選びたい。そういう意

○有田一壽君 仮に入試をやさしくするというか、その技術的方法でなく、数が多く入ればそれに比例してやさしくなるわけですが、いま三十三数%、同世代年齢の青年の中で大学に入っているとすれば、これがやがて五〇%、六〇%になるということも将来考えられると思いますし、国民の声もそれが強いわけですが、そのときはバスの運転手もパチンコ屋の受付のボーイさんも店員も、それは大学卒であるという時代が来るかも知れませんが、そういうことになったときに、それはそれでいいじゃないか、教育水準の向上だ、学歴と学力が伴わなくてもそれもいいんだ。要は、荒っぽく言えば、全部日本の教育水準の向上ではないかという声もございます。それは御承知と思

それとときぐ自殺するようなことじや困る。だから高校では受験地獄だ何だと先生が言い、父兄が言い、もうあらゆる人が地獄だ地獄だと言う。私はそういうことを余り言うべきではないと、全部通すんじゃないですよ、落ちる者がおるんですから。落ちても浪人しても、あるいは二番目に希望

した学校に入ってもたくましく生きていくんだと、そこで自分の個性を生かすんだと、そういう精神教育を高校中学段階では私は大いにやるべきではないか。それが余りなされていないのではな
いか。みんなが地獄だ地獄だと言う、だから結局、意思が弱いから自殺するというようなことになる
と思いますので、いま大妻私は、もう矛盾に矛盾をはらんでいる。だからここでひとつはつきりと
全部かなわないまでも、大学も高校も、あるいはみんな心ある人が何かそこに一つの目標を決めて、こ
ういうふうでやっていく、地獄ではないんだと、価値観だと言えりような確固たる考えがないと、価値観
の多様化だという名前のもとに余りに甘えの構造が定着し過ぎていりる。

それから先生方の御意見もですが、今度はやはり国民教育会議というようなものを設定して父母の代表あるいは宗教人もいいでしょうし、労働者の代表もいいでしょう、何人か集まって、これを一年二年三年と国民の目の前で、私はテレビの前などで徹底的に皆で話し合い、議論していく。それを見てれば、日本人はちゃんと義務教育も徹底してますからよくわかると思う。言い回しは下手でもこの人の言うことは真実味があるようだということがわかると思うので、私は国民の目の前で、この入試の問題というのはいはに議論される必要があるのではないかと、今度のこの一次共通テストその他と並行して、そういう時期にこれも来てくれるのではないかという感じがいたします。成田先生のそこら辺についての高校教育を、いまの最後の私のこの私案のようなものについての御批判をいただきたいと思ひます。いかがでしょう。

○参考人(成田喜重君) 大変むずかしい御質問を、ちようだいいたしまして、どういうぐあいにお答

えしたらいいかと存じますが、いま世界じゅうで私は高等教育の問題と後期中等教育との関係の問題は非常にむずかしい段階に来ておる。日本の学校制度は、御承知のように、西欧型のもので出発して、戦後単線型の教育制度になったと。ヨーロッパの場合だと大学行こうというのがせいぜい一三・四％ぐらいのところ。そうすると、これは例のパカロレアその他でもすぐ受かった者は行ける、日本みたいなどころでそういうことをやっているたらどういうことになるか。現にアメリカ自身だって困っています。そして日本は大変悪いことには入ったみんな卒業させてしまふ。これはこの間も私のところのPTAの会長に、私、今度こういうところに行くんだがあなた何か意見がないかと言ったら、先生、物理学校方式のようなものができるらいいと思うんですがねということをした言うんですよ。それはわかるけれども、あなたが物理学校というのは大変だよと、非常にあれは学生の人数も少ななくて、そして教育がきっちり行われているからできるのであって、いまのようなマスパロで放送してやるような形の大学の中で、そんなことを要求したって、第一先生にそれだけ能力がありやせん。とてもだから見込みはないです。そういう点で、逆に松下さんなんかが大学を半分ずつぶしちやつたらいじやないかという意見なんんか出るというの私も私をもっとだと思ふ点がございます、率直に言つて。実際本当に、大学教育の名前に値するだけのものが大学でいま行われていないのかどうか。これは「学校は死んだ」の中で川上さんがおもしろいこと書いておりますけれども、そういう非常にたくさん問題がいまの大学の問題にある。世界の中で、私もきょうもある人に聞いたんですが、相当外国回つた人たちなどが日本の高等学校の教育というのはある程度のレベルまでいっているところ。ところが、大学の教育は残念ながら世界の位置より大分低いんじゃないか、そういう問題について言うと、たとえば大学の前期的教育というのは役に立っているのかどうか。大学紛争というような問題は、高等学校でやつた

と同じようなことを大学の二年間はやほややって
いる、そういうことを問題が現実にある。そうい
う弊を、失礼だけれども、短期大学までが、二年
間の中で一年だけは一一般教養だと、役に立つん
だったらはるかに各種学校の方が役に立つ、そう
いう大学をつくっていったらいい。実はこんなこ
とを申し上げるのも口幅つたいようですが、高等
教育懇談会の中で、四十八年の答申の中には、将
来の目標として四〇％を高等教育にしたいんだと
いうのを出して、それがためにはどの地域にどの
大学をつくつたらいいというような地図をつくれ
と言っているので、私もその小委員会の方に入っ
ていますが、本年度実は、いろいろ話し合つてみ
ると、いまの時期に実は各種学校までひつくるめ
ると五〇％以上のものが入っているんです、中
学校、高等学校卒業資格で五〇％以上の者が入
っている。そのときにさらにつくって、一体どう
いうことになるのか。その大学が本当に国民から
も安心され、意義があるならいいけれども、一
種の遊水地みたいな大学をつくって、そこでむだ
なエネルギーを使わせて一体意味があるのかどう
か。それについてもう一遍反省する必要があるん
じやないか。それから、すかというようにな御
意見が私なとばかりじやないか。よく、そのほ
かの方々から出してもう一遍御破算算にして、大
学高等教育のあり方を考えにやいかめしくする
よ。しかもいけないのは、大学院大学をつくる
よ。うなものから、下は失礼だけれども、高等
学校毛も生えてないような組織のものまで一律
高等教育で論じているという、早く言えばノー
ンセンスです。そういうことではどうしようも
ない。そして一体本当の大学教育にたえられ
る人間の能力、というのには調査してみた結果
IQではどのくらい、というの者が大学教育に
たえられるのだと、残念ながら、日本には教育
課程の問題だろうが、こういう問題だろうが、
一つも現実的なデータがないんです。こ
ういう教科内容、教育課程に対して、ど
れだけの実はパーセンテージのものがわか
つて、どうなっているのだというデータ何にも
なし。そういう

う何にもないところで教育課程の改定が論じられて、高等学校をもとにしてやれと言ったって、どこにどのデータがあるか、そういう状態の中で日本の教育が行われているわけです。そしてただ、スプートニクが上がったから集合の論議を下に持ったこととか、いろんなことがたがたがたが行われるからどうしようもない。ただ、むやみやたらに単線型だから高等学校まで行かなくなぬ。精進の子供も高等学校と言います。そうすると、これは高等学校というふうなものが精進の子供にたえらる教育課程にするためには小学校の教育課程でもしよがないと思う。そうしたら能力のある子供は一体どうするのだ。教育基本法にある能力に応じてという考え方は一体どういうことになるのか。私はいま率直に言って、失礼だけれども、日本の教育の考え方は一種の福祉社会というか、学校は福祉施設である。きのうも私はうちの定時制の子供の終業式にそう言ったんだけれども、うっかりすると学校というものを共同便所やお米の配給所と間違えているのじゃないか。ある一定の者だけだったらどこへでも入れるんですよ、それが一番望ましい形のものと、こういう言い方で物を考えたら、真つかに教育を考え、たとえば定時制の子供が真剣になつて眠い目をこすつても勉強しようというときに、ただ、何でもいから一定の年齢まで抑えて入れておきやいいのだと、それが日本の教育の民主化であり、教育がプラスになったなという、そういうのか。かな考え方をされていたのではたまたまないと思う。現にいま高等学校はそのために実は非常に困っているわけです。非常にIQの低い子から高い者まで全部同じ課程の中に入れて、やれ、そんなことどんな人でもできっこないですよ。それをやれというわけです。それをやれって、どういふことかというわけですね。いいかげんいいいことですよ。こういう形にすべてなかりかけているので、私は本当にこれはもう保守とか革新とか問はず、日本の教育の将来のためにもっと真剣にデータの実証的なものに基づいて、しかも、世界の教育との

対比を考へながら、私は教育課程の問題を決めるべきであるし、こういう大学入試の問題も考へるべきだと思ふんです。そんな簡単に大学入試の問題が、これこれつくりやえばうまくいくなんて絶対になりつこないと思ふんです。そういう点で、まことに有田先生の御質問に対するお答えにならぬと思ひますけれども、高等学校の校長会としては、今年度の校長会では、一休生徒増進に対応する高校教育はどうあるべきかというのを主要テーマにして、ボケーションナルの問題、その他等もひつくるめて検討して、もしすぐれた意見がまとまるようでしたら、これはとても一年やそこらでまとまらないと思ひますけれども、そういう点について、広く皆様方にアピールして御賛成をいただくようにいたしたいと思つております。

○最上達君 相磯先生にお伺ひいたしますけれども、午前中に横枝参考人から入試問題意見陳述骨子が提出されましたが、その説明の中で、第一番には入試地獄の原因として三つ挙げられております。第二番目に入試競争の弊害として、一番に学校教育をゆがめている。第二番目に家庭生活をゆがめている。第三番目に人間性をゆがめているという御指摘がございますけれども、この入試競争の弊害というものがここに明らかにされておりますけれども、この競争、いわゆる入試も一つの競争でありますけれども、この入試競争のいい面というものが、人間にとって基本的に入試競争のいい面が当然あると思ひますけれども、この点はどういふ点にお考えになりますか。

○参考人(相磯和嘉君) 御質問の現行制度の入試のあり方がいかに悪いかということと、それから、本来選抜試験といふものがいかに悪いかということと多少違いがあるかと思ひますけれども、現行の方法を基礎にして申しますと、大学の入試が教育全体を荒廃させている元凶であるということにつきましても、結果として、そういうことにつながらないかという意味でなければあるいはそういう面があるかもしれないけれども、もともと元凶であるために、そういうあれが結果が出るん

だということではないかと思ひます。やはりたくさんの方々が大学を志して、そうしてその中から数の上でどうしても選抜をせざるを得ないという現実があります以上は、最も望ましい方法によつて選抜試験をやるんだということは、これは当然のことだと私は思つております。その際に、最初に私が申し上げましたように、受験生はもちろん、高等学校の先生も、それから一般社会の方々も、合格した、不合格になったということについて、何か不合理で不公平な点があるんじゃないかというふうな疑いが少しもありません。そういう意味では基本的に悪いんだと思ふんです。そういう意味で、いま行われている入試制度というのは悪い面もいまだたくさん御指摘になつたようにございまして、そうして勝つたのと負けたのという言葉入ったのと入らないのということですね、入らないものは点が取れなかつたんだというふうな、ある種のいさぎよさとも申しますが、社会的なある意味での公正さといふものはあるんで、これは社会の中での公正さではどこからも文句のつけようがないというふうな点があると思ふんです。私も入試制度を改善する場合に一番気をつけなきゃならないのは、そういうふうな点を無視して、そういうふうな点を改善して、それによつて新しくできた制度に対して、すべての方が不安を持ち、不信感を持つというふうな形に変わるべきではないという点に常に念願しているわけなんです。そういう点におけるよさという点、必要性和という意味を十分認識して、そこを一つの提点にして実は考へてほしいという点でございます。

○最上達君 先般来、東大解体論などという意見も出ておりますけれども、有田委員が御指摘のとおり、私は、先ほど来いろいろ意見を聞いておりまして、特にこの骨子を見ておきますと、平均児教育といふものの中に流されていくということに非常に懸念しているものです。特に私は、いま私に對して、東大を出た人が君は偉いと思うかどうかという質問があれば、私は偉いと思うかどうか

答をしたいと思います。それは人間性がすばらしいとか何とかという問題でなくて、少なくとも東大に入るために普通の子であれば七時にテレビを見て御飯を食べてすぐ寝る、あるいは十時に寝る。そういう子供たちの中で、少なくとも十二時、一時、二時まで自分の意思で努力をする、あるいは朝は七時、八時まで寝ている子供たちの中で五時に起きて勉強をする。私は人間としてこの努力をするという精神というのは非常に貴重なものであるといふように考へてゐるわけです。そういう意味で、努力をする人間が少なくとも努力をしない人間よりは報われるという一つの考え方というものが社会になければまさに私は努力する人間が減っていく、これはわが国にとつて非常に不幸なことであるといふふうに考へてゐるわけでございますけれども、その点、どのようにこの骨子等をござらんになつてお感じでございますか。

○参考人(相磯和嘉君) おっしゃるとおりだと思います。ただ、東大をしばしば例に挙げるわけがございまして、私は日本のこの高等教育の制度が旧帝大をピークとして、余りにも高い峰があつてあとがずつと平野であるような形は、少数のエリート教育といふことで済んだ時代はよかつたと思ひますけれども、いまはそういうんではなく、もつと平原といひますか、高原があつて、その高原の中に少しづつ高いピークの峰があつてもよろしいんですけれども、もつと広い高原があることが望ましい。それには、大学の格差ということにもつながりますけれども、私の私見でございまして、せつかく、昭和二十四年から新制大学をつくりまして、各府県に当時いゆる駅弁大学、タコの足大学と言われている地方大学をもう少し拡充強化して、それが全部そろつて一つの高原になると、そして広いエリートという意味をもつと薄めて、そして、しかもかなり高い水準の相当な人たちに教育するといふふうなふうの、公立大学だけに對して申し上げているわけですから、そういうふうな国の方針で即存の地

そこで、入試競争の弊害としていま申し上げておるわけですが、人間性をゆがめている

時間がございませんので、ずっとまず私の方でしゃべってまいります。それから相模参考人の方にお願ひしたいと思うんですが、国立大学入試時期、この一本化に關してはいまお話等がありましたので、大体の子測と実施時期というものは私なりにつかんでおります。ここで問題点となっております。その一点が、現行の一期、二期制についてはもう二十数年間継続の中で、利点もあつたけれども問題点も皆さん方の中で挙げられております。その一点が、現行の一期校、二期校においての法学部を初めとする文学部、教育、医、理、薬、歯学部など、こういう著しい片寄りのものがやはりこの実施によつて早急に解決できるかどうか、この具体的なめとすね。まあその他には、いま都道府県にございます医大の問題でございますが、確かに地域性という立場から見ると、皆さん方が御心配のような医師の分散というものが現行のものになつて、地域にもたらずそういう入学の率というもののやはり低下の傾向があつたわけでございしますが、この点についても具体的に、もし、こ

それから、石川先生、ちよつとお願ひしたいんでございますが、私学の補助については、私たちも現在の日本のそういう占める位置から見まして、もつとやらなくてはならないと思つております。反面、先生お話ございました医科大学一つをとりましたが、とりましても非常に巨大な入学金、早くいえばお金のある家庭の子供さんしか行けない。そうしたら、今度はそういうお金で解決をした子供さんというの、もちろん能力があるからでございますが、能力プラスお金という面になりますと、いま新聞紙上で問題が出ておりますように、社会で開業したときにお金ですべてが解決するという、そういうふうな一部のやはり方も出てくるわけでございます。そういう中で、石川先生の方では、この点は学校で非常に注意をして模範的にやつていらつしやる、こういうふうに言われておりますので私も喜んでおりますが、先生も私立の大学協会の立場からきょうお願いしたいんでございますが、いまある地域では医大に入るためにその御父兄が学校と関係をされながら後援会組織をつくつて——選挙じゃないんですけれども、高校のときにはは五百万円、それからだんだん積み立てしながら一千万、二千万と、そういうふうにして大概そういうふうな方々の御子弟が入学をされているという学校も見られるというふうなうわさも聞いているわけでございます。こういうふうな点はやはり

○参考人(成田喜澄君) どういうぐあいにお答え

したらよいのでございましょうか。いま先生最後に思うのですよ。ですからね、私の方から申し上げることも多分ないんじゃないかと思えます。

灘のお話が出ました。私は一般的に申しましてね、いわゆる有名校と称するものものすごい競争でまるで相手をぶち殺して食うような話がございまずけれども、これは怪談のある者はおわかりだと思ひますけれども、そういうことは、實際はないと思うのです。大体、東京大学なら東京大学に入るまでは決まっております。そうすると、そこへ入る子供がこつちにいたのがあつちへ行つたというだけのことなんです。たとえば東京で日比谷高校から少なくなつたから大変な騒ぎだといふことがよく新聞なんかに出ますけれども、あれはあの子供たちが教團に行つたり、そのほかへ變つて入っているわけです、麻布に行つたりと。そういう形だけのものです、入るのはある程度決まっていますですよ。そして案外のものびり勉強しててね。私のところなんかそれほどえらそうなことは言えませんが、あれでもやっぱり公立高校としては三番目か四番目ぐらいのところにいるのですよね。見ておりますと、たとえばきょうも生徒にほめてやつた。ことし私は授業を大事にしようといふことを生徒に言つた。先生もしつかりやつてくれ。授業を大事にしろよ。そうしますと、現役の子供の方が浪人よりも余分に入れたたといふのは、私は特別に先生方がどうこう指導したというよりは、よくおまえ入つたなというふうなのがあるわけです、見ています。ですからいまのある程度の能力のある子供に教育課程をがちつと教えてやると実は入れるわけです。入試地獄といふのは早くいうと初めから見込みがないのがどうしてもそこへ何とかして、金を使つても何でも入ろうといふところにそれが出てくるわけ

で、大体それこそ能力に応じれば試験地獄じやないんです。だからいまの子供は案外あつからかかかんとしていますよ。ただ、何となく駿台予備校やその他等でも、やっぱり大人の考えるほどあの子

供たちの方はそれほど深刻でないというのか、どうもいまの子供たちはそれなりになっていますね。どうも少しわれわれの方がセンチメンタルになり過ぎている。私のところで東大の文一入った子供が、この間一生懸命何だか知らぬけれども、机の上をふいているんです。一生懸命生徒会のことをやったりなんかして、おまえよく入ったなと言ったんですけど、そういうのが入っている。そして別に当人は、いや先生、でもよくはやっぱり一日六時間ぐらいしかしませんでしたよというようなことを言っていましたけど、やっぱりある程度能力がある子はい入るんです。ただ、能力がなくても何でも、親の意地なり、親が医者だから何とでもしなければならぬとかという、そういうところに実は現実の問題がいろいろあるんじゃないか。どうも私は、前の日比谷のときなんかもうだったと思いますけれども、そんなに子供たちが相手を敵視してどうなるということはない。いまむしろ心配なのは、あの五段階評価をきちっと決めてつけるために、あそこのはこつちへももらえなくなっちゃって、それで行かなくなつたというようなところに、実は六三三と一貫したものを三三と分けたために起こる矛盾と私思いますけれども、ほとんどの子供というのはもう大人になっているせいか、わりあいにあきらめも早いし、じや来年はこつちへ行こうというふうな形になっているんで、皆さんがおっしゃるほど現場を預かっているものは感じていない。

それから入学試験の問題がなくなつちやえば非常に学校が全部よくなるかという、たとえば失礼な話ですが、ボケーショナルな学校、これは入学試験の問題はほとんど何にもないんですよ。特殊な子供については進学コースがありますが、後は受験のあれないんだから、高体連の運動でも何でもうんと一生懸命やつたらいんだ。ところが案外一生懸命やらななんだ、だからおかしいと、もんで、人間というのはある種の緊張感がないと、ただだらんとそこへ行って収容だけしているという形になりますと、案外でれつとしてしまう、こ

ういうことはやっぱりその年ごろの子供の心理の
状態と合わせてよく落ちついて考えてみないと、
大人の考えるほど子供がそうでないということ
も、先生方にも御承知いただく必要があるんじや
ないか。これはもっと具体的な実例その他等申し
上げて、お話し上げるといいんですが、本当に
先生に申しわけないんですが、いまのどこをお答
えしていいか、先生のおっしゃりたいことは、い
まの最後の結論のところにあつたと思うので、先
生のおっしゃる点もまことにごもっともなんで、
そういう点についても大いに考えたいと思いま
す。

○参考人(相磯和嘉君) 御質問の第一点の一本化の問題でございますが、実は、私どもも一本化の問題をかなり立ち入って研究してみました結果、いろいろのことがわかったわけでございますが、その一つに、二回のチャンスというのが必ずしも平等に受験生に二回のチャンスが与えられるわけではないんですね、結果としては。一期、二期を両方受けまして、そして両方とも入っちゃう学生が多ければ多いほど、ボーダーラインにある人たちは入れないんです。入学の手続をするのがおくれますもんですから、本人がしないもんですから、そのまま大学の方は切ってしまう、そうするとそうでなければ入れた学生が入れないということがあるんですね。どちらか一つを早く選択しないために、権利をいつまでも保有しているために、そういうようなことで、二期制というのは見かけ上、二回のチャンスが平等に与えられているように思いますが、実際は能力のある学生にとつて過度に有利なやり方であるというような点もわかってきたんです。そういうような点もありまして、それから専門別の偏り、これは確かに私はいま資料を全部持っておりますけれども、どちらかというと理科系の学部が多くて、人文系が全体として少ない。したがって、人文系についての地域的な隔たがりがあると思います。そういう点は全体の中では正しなけれども、そういう点も多少緩和一期になることによって、そういう点も多少緩和

されるようなことになるのではないかという感じを持っております。

それから医科大学の偏在ということでございますが、これはかつて偏在をしておりましたけれども、現在各都道府県に医科大学ができて、やがて全府県にできるという予定なそうでございますので、そういう意味では、一見平均化するように見えますけれども、実際はそうでないんです。実際には、そこで勉強した人がまた大都会に卒業してから集まるというようなことがあるために、実際幾らつくっても、平等に辺地まで医療が及ぶような医師の分布ができるかという、いままでのようにばっておいだのではそうなりそうもないという心配はございます。

それから一つのこれも私の私見でございますけれども、日教組の御意見の中にもあると思うんですけども、その地域の大学に優先的に入学させるということは、このことは、全部入学させるなどということは、ちよつといろんな点で私どもも無理だと思いますけれども、一つの県に医科大学ができれば、その県出身の生徒の一〇％なり二〇％ななりを、しかも、能力のある者を優先的に何らかのの方法で入学させるといふようなことはもしできるならば、せつかく各府県にできるんですから、その県の生徒のために若干の開放をしてやるということはあるべきじゃないかと思うわけですけども、実際には大変むずかしいことでございます。これも一本化しますというと、何よりも二期の医大の大学は喜びまして、平等に三十倍とか四十倍とかいったような数字上の試験地獄はなくなつていくと思います。

それから七帝大のことでございますけれども、私は幸いにして帝國大学の出身でございます。したがって、帝國大学に対してはかつて敵が心は持つておりましたけれども、弁護するつもりは毛頭ございませんわけます。しかし先ほどごとなかの先生にも申し上げたと思いますけれども、大学院大学にしてしまふということには、かなり疑問がある点もありますね。もし東大であれば関東

一円あるいは南関東の国立大学の学部を足として
広い、そしてその上に東京大学と言わなければ開
東大学、大学院でもよろしゅうございますが、
そういうような広い足を東大が持つて、それがう
まくだきて、そして大学院大学としてやれるよ
うなことができれば、一つの方法であらうと思
いますけれども、東大がなかなかそういうことには
賛成しないであらうと思います。

以上申し上げます。

○参考人(石川正臣君) 私立大学の助成につきま
してお骨折りいただきますことを感謝いたしま
す。私立医科大学における経費が非常に膨大であ
るということが、卒業した晩においてその医者の
態度にも影響しやしないかという御心配まことに
ごもっともだと思います。その傾向がすでにあらわ
れておるのには、幾らか報酬をくれるという
ときにまず尋ねるのは、幾らか報酬をくれるであ
らうかというところが真つ先に飛び出す質
問であるということにおいて、私は非常に慨嘆を
しておるようなわけです。昔は医師はお金のこと
などを口にするのは恥だと思つておつた。そこ
ろが、いま恥でも何でもない状態でございます
で、私は機会のあることに物の価値につきまして、
われわれ医師は二千四百年の昔ヒポクラテスが
生命至上主義を唱え、それが今日に至つても、あ
るいは今後においても絶対変わるものでない確
信をしておる。諸君は生命第一主義でなければな
らぬと、そのためには自分を犠牲にしても、報酬
を目当てる、自分の幸せを目当てにということと
をなしに、人のために全力を尽くすべきである
と、真心を持って、人間愛を持って、思いやりの心
を持つて尽くしないというようなことを申してお
るのかということが、近ごろ少々不安になってお
ります。機会のあることに、これはもつとも強
調しなさいやなぬと、このように思つております。
○内田善利君 二問ほど関連で質問したいと思
います。第一問は、能力が努力かという、先ほどか
ら出ておつた問題ですが、日本の教育は、幼稚園、

小学校、中学校、高等学校、大学と、大学受験を
目指しての最後のゴールみたいな――受験学力と
いうのは確かについておると思うんです。です
けれども、大学に入つてからの能力といひますか、
これが問題じゃないかと思うんです。

それで第一点の国大、私大について、私の質問
したいことは、入学学力と入学後の学力との関連
性はどうかというのか。それと関連いたしまし
て、新高等学校卒業生と浪人との入学後の学力の
問題、これはどうなっているのか、これが第一点
です。

それから第二点は、一回のテストあるいは高校
の適性検査とか能研テスト等で、とにかく大学と
しては一回のテストで入学の可否を決めるわけ
ですが、大学の入試について、アメリカでは入試事
務部というのがあつて、十人ないし十五人の方
が、教授会からも入つておられるようですが、も
う全国あるいは当該区域を歩き回つて、受験生と
その入試事務部との職員とが接触を保ちながら、
来年度の受験について話し合つていくと、そうい
うことで、一回の入試だけじゃなくて、その学校
について、高等学校の状況については非常によく
熟知している。また、受験生についてもよくわか
つておるので、むしろ大学入試よりも、その学校の
内申、調査書、あるいはクラブ活動、あるいはス
ポーツに秀でているかどうか、あるいはその他の
活動状況をよく承知しておつて、そういうこと
で、面接もやりますし、全人的な評価をして入学
を決めておる。こういうことですが、現在のわが
国では、入試事務について、受験の前にその委
員会ができて、間に合わせにやつて入試事務に
ついてはこういう部を恒常的に設けて入試事務に
ついてはやつておるのか、その点はどうなのか。
この二つを質問したいと思うんです。

○参考人(谷田岡次君) ただいまのお話の第一点
でございますが、従来とも、多くの大学で、いわ
ゆる入学の追跡調査ということが行われておりま
す。これは入試成績と、それからたとえば調査書
等と、それにおける成績と、入学後の成績という

ことについての追跡調査であります。専門的に
言つてみますと、いろいろその間のまたほかの要
素も入つてきまして、多くの追跡調査は、教養的
な課程にある者を主としてその追跡が行われてい
るようでありますが、どうも数字的に、これは必
ずしも明確なものが出ていないと申せないので
あります。大学によりましてかなりこれに違いも
あります。ある場合には、むしろ調査書の方が相
関が高いのではないかとことも聞いております
が、これは一、二の例として聞いております
で、全体を通して、これを数字的にどうこうとい
うことはなかなか申せないんじゃないかと思
います。

それに関連しまして、先ほどから申し上げてお
ります共通一次の試験のアイデアの中にも、そ
ういうことによつて第二次、つまり各大学個別の試
験というものを従来よりきめの細かいものにした
いという考えが一つあるわけです。きめ細かいと
いうのは、何も単に受験においていい点をとる学
力を追求するのではなくて、もつとその人の適性
志望している学部、学科に対する適性というよう
なものを見る機会を与えるとか、現在のようにな
すべてを一回の試験でやつてしまふのでは、どう
い、各大学で、そこまでの細かい選抜は実際
問題としてなかなかできない、そういうこともあ
りまして、こういうことが行われれば、いま
お話しのようなこともさらに実を結んでくるの
ではないかと思つております。

それから第二のアドミッション・オフィサーと申
します。入学関係のスタッフの問題であります
が、私が先ほど初めの説明に申し上げました中
で、根本的に大学と高校との相互信頼が必要であり
それには接触をもつと密にしなければならぬとい
うことを、最後に私見としてつけ加えました。
これは、そして、そのときに申しましたのも、
大学によつていろいろなケースがありまして、そ
の大学を受験する者の来ます高校が、かなり限定
された地域からあります。大学と高校との連
携というものはわりとたやすくできる、現に非常

に密接に行われている例もございます。しかし、
非常に広範囲から受けに来るというような場合に
は、これは単にそういう大学側の現在の体制でそ
ういう心掛けを持っただけでは、なかなかできな
い。また、高校の側にもそういうものに対応する
十分な姿勢があるとは言えないのじゃないかと。
そうしますと、やはり御指摘のように、まあアメ
リカでは特にそういう点が早くから定着してお
るようでございますが、入学関係のためのあるち
やんとした機構を持ちまして、大学側はそれを持
ち、高校側でも進路の指導のためのカウンセラーとい
うような方との間の密接な連携があつて、そこ
で初めて非常にスムーズな両者の選択、つまり、受
験生の側から大学を選ぶということが、大学の側
から入学者を選ぶということが、非常に合理的に
行われるようになる可能性があるんじゃないか
が、こう思つております。

そして現状としましては、日本の国立大学でも、
現在、まだ数があまり多いとは言えないんですが、
入試のための、特に、現在では事務官であります
が、そういうスタッフをつけておりますけれども、
これがさらに拡充されて、十分な陣容をもつてそ
ういう役割りを果たすようになることを、私も
も念願しております。

それから入試関係のことにつきまして、これは
現在、国立大学の中の非常に多数の大学に恒常的
な、つまり、入学試験を行うための臨時の組織で
なくて、恒常的に入試について研究調査をしてお
ります研究委員的なものは置かれておりまし
て、これが先ほどの追跡調査等々にも、そうい
う委員会が当たつておりますので、まあ一歩ず
つすべての点で前進しつつあるというふうには
思つております。

○小巻敏雄君 午前中から参考人の御意見をお伺
いしておつたんですが、今日の病的なひとつの競
争状況についての改善策として、大学入試を資格
試験にするというふうな問題、これはそれだけで
はいきませんので、卒業というふうな考え方をや
めてしまふこととか、いろいろあつたわけですね。

中にはそうならなくても、履歴書に書かなければ、ないと同じではないかという意見もあったんですけれども、そういうこと、人を採用するなり、結婚するなり、四年間の間何をしてやったのか明らかにしないで、文書に書かなければ済むというようなことになるのだろうか、末々の結果にだけ手をつけて、もとのところを直さなければならぬんだらうかと。昔などは、医学の中でも、こゝろ薬などは大きな役割りを果たしておったのかも知れませんが、もう大体アイソトープで見られるような時代に、そういうことを言っておったんでは、そういうような感じもするんです。特に、どうあるべきかということについて物を言うのは、わりにやさしいことではないかというところから問題は深刻になってくるんです。

ぼくは、ちょうど四年前に、大阪で、高校入試制度の選抜のための審議委員というのを二年やっただけですけれども、一年間ほとんど討論をして、問題は全日制普通課程の高等学校だけの格差は正しくあるかという問題です。全体は高校教育とどうかわかるかという問題です。やっぱり私立高校の問題と職業課程の学校のあり方という問題が抜きがたく結びついて出てきたわけなんです。一年かかってあわせて推進すべき施策と、そして学区制の問題というふうに出し二項目によつて一定の結論を出したのですけれども、まだ実施をしておらぬわけなんです。こういう問題になる。今日の状況は、やはりかきかけたカンパスに色を塗り足して絵をかくようなものだ、こういうことを考えていく必要がある。暴力的に白紙還元をして、そこに好きなような絵をかくというのは韓国なんぞでやりになるなら、日本でも少なくとも採用するべき方向でない。こういうふうな考えでいくと、やはり条件づくりについてきつちり総合的に考えていく、その一環としての入試制度の問題であるということがよく討議されなければならぬ。だれでもいま私学助成について出すべきだと言わない者はないわけなんです。しかしながら、昨年はどうあるべきだったかが語られる年であつ

て、ことはどうするかが問われる年になったら何か威勢が悪くなってくるというような、そういう状況はないのかというような問題があると思うのです。

私は、そこで幾つかの問題についてお伺いをしたいと思うのですけれども、原則的には、この問題を取り扱うのは力の政策で、強力な行政誘導で一気にかせいにやろうとしても、必ず現実の報復を受けてうまくいかないということがあると思う。一時的にうまくいくように見えても、たとえば現状のままで一回限りの資格試験をやるといふようなことになれば、それは何がしかの方法でさまざまなことが行われるのであつて、やはりうまくいくとは思われない。そういう点では、私はまず第一に、国大協の方で述べられた今日の状況の時点で、トップレベルのやはり学問水準を維持するといふ問題です。そして専門にふさわしい者が学ぶように入学試験を位置づけるという問題と、それからまあ今日の問題をどう調節するかという問題と、それがあるけれども、やはりそのことは述べられなければならない。しかし、その問題について、いま討論することがないむむむのじゃありませんから、その点については、私もまず考え方を進めるに当たって、一挙に旧帝大の解体といふところから出発するといふような考え方はいかげなものであろうか。周りのところを積み上げていって、依然としてそのおりの状況が続くのかどうか、そこが問題になるだろう。その点で、やはり底上げの問題が中心に考えられるべきだ、そういう点では国大協で入試制度の問題をやられると同時に、国立の大学として地方大学の充実と強化、とりわけその地域にこたえるために、学部多元化を一つずつの府県でやっていく。横枝さんは何かその点あきらめたみたいにおっしゃつて、そして大学解体の方に問題を持つていくのですけれども、そこはやはりきつちり追及せなければならぬ。今日こういうふうにあるべき論では、大体結論ではかなめのところまで反対できない状況になりがちです。いまこそ国大協の問題で

は入試制度の改善とともに、地方大学の充実について強力な意見を取りまとめられることが今日の課題、基礎ではないか。このことを国大の方にはお伺いするわけです。

それから、私学の問題については、ぼくはきょう述べられた意見の中で、受け入れて教育する側ではなくて、大学に人を送り込む側の意見が一番濃厚に反映されたのは、私学の方で述べられた意見であつたと思つております。成田さんは私と同業をやつておりましたから送り込む側の意見というのですが、やや仲介的、仲介人のような意見であつたと思つておられます。私学助成の問題は今日においては教育基本法でも学校教育法でも国立、公立、私立を問わず公教育なのです。その問題については私学の関係者からも大きく強調して語られることは、比較的いままでの中で少なかつたと思つておられます。抑圧に抗するといふような要素もあつたかも知れませんが、今日この状況では一面でこの自由な私学を發展させる。その中で公教育として補助金を堂々と要求するといふことと同時に、学制と国民のために公教育としての位置づけを私学の経営者ほどに目標として挙げておられるのか、このことを同時に進めていただくことが必要なのではないかと思つてます。残念ながらいまいたいた私大協のものなどには余りそういうことは書いてないですね。特に精神教育のようなことはかなり書いてありますけれども、その点では、教育条件向上について、どういふ計画を持って国費の補助の中で一体どういふふうな教育水準を向上させるというのを計画づけられるのか。

もう一つは、授業料の問題について、緊急今日の破局的な状況に対して国費補助の關係と学費徴収との關係について、これはやはりやむを得ない天変地異といふようなことではないのでありますから、こういう問題についても、計画と方向を私学みずから提示をされるということが、私は最も緊要なのではないかというふうに思つておられます。文部省に聞いてみましても、経費補助の半額といふところまでいく目標というのは容易に達成できるものではない。しかしながら、半額までいけば学費ストープになるかということになると、それは言えないというのが現状であります。これについて大胆に自信を持たれて一定の経費で大学が努力をして、そして授業料ストープのためにこういうふうにするればいいのか、そのためには、こういうことをしてもらわなければならないというプランを出される、こういうふうなことがあれば全体として成り立つてくるのではないかと。恐らく資格試験を採用するのであれば、国立大学だけではばくばくナンセンスだと思つておられます。やはり入学試験といふのは同じ公教育と、同じ評価において体系的には一本で国立と私学とをあわせて行つていふことを目指さなければ意義が薄い。そういうような点でも私学自身が努力をされるという点としてはそういう点があるのではないかと。まして学部の自由といふのは経営を秘密でやるという自由ではないと思つておられます。経理の公開なんかに対しては非常に大胆に踏み切つていけることが、少々苦痛であらうとも国費援助を要求するような面からも、国民の支持を受ける面からも非常に重要なことになるとは思つておられます。その点について先生の御意見をお伺いしたいと思います。

それからこれに非常に大きくかわつてくる高等学校の問題があると思つておられます。成田さんの方から高等学校はかなりレベルが高い。大学よりはましだといふような話もあるかと思つて、ほとんどのやつがわかつちやおらぬという話で、だれのレベルが高いのかと思つて聞いておつたのですけれども、そういうことだと思つておられます。大体二〇〇程度のものはかなりのレベルで行われている。それは中学においても同じことだろうと思つておられます。国の政策が大体一〇〇%のもの学力を引き上げるというふうな指導をしてこなかったわけだと思つておられます。あれこれの状況の中で、大体、中学から高校へ入る入学試験といふのは生徒の入学試験といふより教師の入学試験なんです。

からね、中学教師に対する。この学校はどこへ入れられたかという指導が問われているのですから。こういうような点からしてみると、はくはいまの段階で高校のいわば普通科の中の格差は正の問題が、現実に行政上実現不可能であるのに、大学の方がうまくいくというようなことは考えにくいのではないかと。少なくとも九〇%を超えるものが高校には進学しているわけでありまして、アメリカでは高校については市町村教育委員会がこれを所管して、私学へ行くものはいわば上積みということになっておいて、底入れのところは完全に行政が保障しているわけですね。日本のように三〇%のものを、一〇〇%入学の中で行政が保障していないという状況ではないわけですね。少なくとも、この問題についてはやはり高校で基礎を形づくるということがどうしても必要になってくる。職業課程の問題にしても、少なくとも教育ママの責任では私はないと思っております。職業教育という言葉はあっても、産業教育というのには教育領域の概念の中にはないのに、国としては産業教育というような名前を使った法律を出して、強引に総合性を破壊してくるというような結果が、今日のよう国民の反応で報いられておるのでありますから、この点について、成田さんのほうから今日の高校全体のいわば格差は正の方向での今日の努力というようなものについても触れていただきたい。ほとんど成田さんのほうからは私学の高校のことについては聞くこともできませんでしたが、高校生全体として言えば、これはあわせて問題にしなければならぬ。そして高校の目からながめて非常に問題なのは、中学でほとんど全体の生徒に対する到達目標を定め、それについて学力評価をするということをやっているにすぎない。その評価は高校入試の中で決まるのであって、実際には子供一人一人についてここまで引き上げるといふ到達目標を持ってそれをやらない。しかも、国は全体的な指導の中で五段階総体評価というようなものを設けて、そのところだけで全体的な統一性が確認されるというふう

うになっておりますから、あとは一人ずつの子供の評価について不可知論の中へ沈み込んでいくのでありますから、こういう状況を積み上げて、そして、その中でいよいよ資格試験的なものを想定していくのは基礎が脆弱でありますから住民にとって耐えがたい桎梏になるわけでありまして、こういう善政の意図をもつてしても、そういうものを押しつけていくならば国民にとって耐えがたい結果を生じる、そういう政策は概して力押しつけな限り崩壊するものでありますから、個々の基礎を積み上げていかなければならない。これらの中学の問題と高校の問題については成田さん、それから私学、国大協、それぞれお答えを願いたいと思ひます。

○参考人(相模和喜君) 御質問のございました第一点の共通テストがどのぐらい一体有効に作用するものであるか、能力のあるいは努力の結果はどういうふうにくみ上げられるものであろうかという御質問だと思ひますが、実は私もがやってまいりました調査研究は報告書ができましたが、かなり細部にわたって研究が尽くされておるつもりでございます。そして、想像されるよりも以上に問題にいたしましたも、それから各教科にわたるパランスの問題におきましても高等学校の教育の達成度を試すのに役に立つようなふうに研究をされておると、私もは実は自信しております。ただ、高等学校の教育の達成度を調べると、その達成度なるものにつまきましてはいろいろございまして、そういふこと、私もさういふ専門の方々が研究しておりますけれども、ここはぜひ高等学校の先生方と御相談して、どこをやれば達成度何だということなど非常に大事なことでございまして、そういうことで、うまく第一共通テストがやれますならば、能力と努力の結果を三万人について広く評価するような結果を出すことができるであらう。したがって、大学に入つて十分大学の教科を修了できるような能力のある人を漏れなく救い上げるようなことができることを実は

期待しておりますので、単に能力だけ、あるいは努力だけというような尺度でなくてやりたいというふうな考えております。

それから地方大学の拡充強化の点、このことにつきましては、先ほど私も申し上げましたが、このことは、実は国立大学全体につきましては、旧帝大は一つの完成した姿でありまして、これは現状においてさらに社会の第一線の学問がおくれないように充実をさしていくことが必要だと思ひますけれども、大学というものの拡大はもう必要ないですね。それに対して地方大学はぜひ拡充整備をしていただいて、そして、これはその地方だけの問題ではなくて、やはり国立大学ですから国全体の問題として十分に機能できるように地方国立大学の強化ということ、私も国大協としても、重要なテーマの一つであります。それからまた、地方の総合大学ばかりではございせん、単科大学につきましてもそれぞれ専門の分野で、これは日本全体の問題として、それぞれにまだ拡充強化をされなければならぬ部分がたくさん残されておるといふふうに思ひます。したがって、地方総合大学を強化拡充していくということにつきましては、先生の御意見と全く同じことでございます。

以上でございます。

○参考人(小寺武四郎君) ただいまいろいろ立ち入った御意見を伺いましたのですが、全体的に申しまして全部私賛成でございます。一つは、入学試験の改革の問題につきましては、現在なぜ大学の入学試験を改革しなさいかという問題ですが、これは明らかにもう高等学校以下の教育を正常化という言葉はいかどうかわかりませんが、高等学校以下の教育を正していくと、それに対する悪影響を除いていく、こういうことだと思ひます。よけいなことでございしますが、先般ケンブリッジ大学のラグビーチームが参りまして早稲田大学のチームが歯が立たない、どうもこれは日本の教育の欠陥のような気がいたしましたので、入試について、それじゃ現状でどういふ可能

性があるかということですが、これは先ほど申し上げたように、総合的な評価以外に現状ではないというふうな思っております。統一テストということが選抜試験になつたものではやらないほうがいいというのが私の考えでございます。これはどの程度高等学校の教育の課程を理解しておるか、そういうもののさへ出てくるんなら、統一テストでやるということには意味があるんじゃないか。もう一つ、非常に議論の多いところでありまして、やはり内申書を重視するという方向は高等学校の教育にいい結果をもたらすのではないだろうか、こういう気持ちがございます。これには非常な議論もあるようでございますが、やはり三年間の高等学校での生活は現在内申書ではなかなかそれはよくわかりません。私どものところで、これは現在、入学選抜には全然使っておりませんが、一応書類として自己推薦書というのを提出しております。これは高等学校でどういふ生活をしてきたかというのを書かしておるわけでございます。いまそれを選抜に使う自信は全然ございません。むしろ、そういうものを一つの追跡調査の資料にしていきたいという希望で、そういうことを続けております。入試問題の改善にはやはり追跡調査ということは非常に重要だろうと思ひます。私どものところでは入試課というものを置いておりますが、入試課の学園の全般的な仕事というのはほとんど追跡調査に充てております。これは第一は内申書と入学後の成績の相関、もう一つは入試試験の成績と入学後の成績との相関、こういうものを見ていっておるわけですね。正確な結果というのはいかなく出てまいりませんが、どちらかというところ、やはり内申書との相関度が高いということが言えるかと思ひます。それからもう一つは、入試各科目の成績と入学後の相関度というのも一つの対象として検討を続けております。こういうことが、今後のやはり入学試験制度の改革に生かされる余地があるんじゃないか、そういうふうな思っております。

それから学費の問題でございますが、やはり私

学の立場から申しますと、学費の格差ほどわれわれを苦しめておることはないというふうに思っております。先ほど私立大学協会の資料をお示しくださったんですが、私、それ見ておりませんので、私立大学連盟の方といたしましては、私学財政委員会というものを組みまして、毎年、加盟大学の決算報告書を集めて、それを分析して印刷にして、多分皆様にもお渡ししているんじゃないかと思っておりますが、こゝし三回目の分析をいたしました。その方の委員長も実は私やらされております。最初の場合、私も収入の分析をいたしました。これは教育者としてこういう財源に依存することはつらいんだ、しかし現状ではそれをせざるを得ないんだと、こういうものを列挙いたしました。今日でもその状態は変わってはおらないというふうに思っております。その問題を解決するというのがやはり国庫助成の問題と絡らんとおるといことで、私立大学が公機関、公教育の機関だということに對しましては、われわれは確信を持ってそのような努力を続けておるわけでございます。こゝしの財政の分析のもの、「窮迫する私学財政」というタイトルをつけましたですが、非常に財政状況は悪化いたしております。もちろん国庫助成の拡大を願ってやまないわけでございますが、一応さしあたっての目標としては、経費の二分の一助成を願いたいということで出してありますが、ただ、そこでも書いておりますように、二分の一助成が幸いに実現いたしたとしても、残り二分の一はどうするかという問題当然出てまいります。残り二分の一は目前でやれということだと、現状から申しますと、これはもう学費に依存せざるを得ないというのが実情でございます。われわれの努力が足りないということもあるかとは思いますが、現実問題としては、学費に主として依存せざるを得ない。特に入学時の寄付金というのは何とでも避けたいということでございます。そういう形にならざるを得ない。そうしますと、やはり学費というのは改定してい

かざるを得ない、インフレーションが進展して総経費がふえてくれば、たとえ二分の一助成が得られても学費は改定せざるを得ない。ただその場合に一番つらいことは、国立大学の学費が据え置かれておるのに私学は上げざるを得ないと、そこが一番つらいところでございます。ただ、それをそれじゃそのまま学費改定をしていくのかということ、われわれの願いとして、その財政白書の中で主張いたしましたのは、学費は一応毎年の国家公務員の給与のベースアップ率、これをまず勘案する。これはいわば国から公認したインフレ率だといつてもいいんじゃないかという気がいたします。そのアップ率をまず考える。そうしますと、人件費としての程度の増額が避けられないかというところはつきりいたします。もう一つは、次年度の私学助成の予算がどれだけのところかというところ。二分の一助成を願っておりますが、なかなか困難な面もございまして、年々拡充していただきたいということ以上に、一足飛びに二分の一助成というものが実現すれば非常にありがたいんですが、なかなかそうはいかない。そうしますと、人件費の公務員のベースアップ率と次年度の国庫助成の増額分、これを考えますと、結局学費としてどの程度増額を図らなければならぬかということが出てくる。そういう形で次年度の学費を決定していかざるを得ない、だからそういうことはやむを得ないんだと。ただし、それでは学費負担の格差が大きくなり過ぎますから、もう一つそこでわれわれの願いとして主張いたしておりますのは、給費と申しますか、支給奨学金の制度を設けていただきたい、こういう願いをいたしておるわけでございます。現在、日本育英会の奨学金はこれは貸与でございます。しかし、国立大学の学費と私立大学の学費との差額ぐらゐは必要な学生には支給していただきたい。もちろん全員には申しません、十分自分でその学費をカバーできる学生もおるはずですから。ただ、その負担にたえないような学生に対しては、その差額を支給していただきたい。これは貸与でございますと、将来

の返済が非常に大きな額になってまいります。ですからどうしてもその差額は支給していただきたい、こういう考えを述べております。これは私自身の考えでもございまして、ひとつ十分検討いただけたらというふうに思います。先ほどの話の中で、格差ということと個性化ということが何か混同されたような御意見も伺ったように思いますが、私も格差と個性化というのは全然違うものでないか、格差はなす方向で努力しなければいけない。しかし、個性化は伸ばす方向で努力をしなければいけない、こういうふうに思っております。特に私学の場合、個性を持つて、それぞれの信条に従った教育をやるということをやりはつきり打ち出されてくる必要があるというふうに思っております。今後ともそういう方向で私学は努力していく必要があると思ひます。ただ、いろいろな問題がそれにも絡らんとまいりますが、たとえば大学設置基準という形でものがある。こういう学部はこういう形でやれということがきまつております。そういう点は少し緩和をしていただいた方がいんじゃないかという気持ちがあります。ただ、現状で設置基準の緩和ということ申しますと、すぐいがかげんなやり方でもないんじゃないか、そういうことを願っておるんじゃないかという反論を受けますが、そうじゃないので、特色を出し得るような形の緩和でございまして、いかげんな大学が存続し得るというような形の緩和ではないということでございますが、やはりそういう形の問題も今後考えていかなければいけないんじゃないか、そういう気がいたします。地方大学の格上げ、底上げということが非常に必要でございますが、同時に、私学の底上げということ、入学者の数から申しましても一層重要な問題ではないかという気がいたします。最初の主張をまた繰り返すことになりましたが、私の考えを述べさせていただきます。御回答になったかどうかはわかりませんが、これで終わります。

て、ツルにおさらで飲ませるというイソップの話じゃございせんけれども、とにかく、高等学校に九〇%を超える者が入つてくると、その高校の教育課程というものがどういふぐあいに子供にうまく適合するのかわからない問題、まことにむずかしい問題で、私もが承している範囲内においても、高等学校の教育というのは絶えず変わつてきております。その変わつてきて、まあ早く言えばつばとおさらのあいこのでわんぐらひにしておこうというやうな、おわんのだんだん縁を下げるとか、そう言っちゃ失礼だけれども、何かそんなやうな形でだんだんものが行われていふように私は思ふんです。先ほど申し上げたやうに、一休中学校にしても、高等学校にしても、この学習指導要領に基づく教育課程の単元内容のそれぞれの一つ一つの種目について、一休これはどういふやうに子供が理解し、それは大体どのくらいのその理解度を持つてどうしているのかというところについての緻密な、もう日本には二十年もたつてゐるんですから、ものがあつていいと思ふ、国立の研究所なり文部省なりに、ところがまことに残念なことでございますが、さつき小巻さんのお言葉の中にも出てきつたんですけれども、中学校へ入る問題は、それは教師の比較の問題になるんだというお言葉があつたやうに、どうしても、その生徒の成績があらわになると、それは教師の勤評に通ずるというひとつの意識があつた。勤評闘争以来身につき過ぎちゃつてゐる。何も教師の勤評なんかに通じなくて、子供の具体的な内容はどう理解するのかということ、十分調査ができるはずなんです。それは主務官庁の文部省なんかにおいても、教員組合の諸君を刺激しないやうなやり方があるはずだ。そして具体的に教育課程を改定したらその改定についてがっちりとしたデータをつくつて、これは中学校の年代には無理だと、高等学校に上げるべきだ、これはむしろ小学校にやつてもいいんだと、そういうことについて、生徒の具体的にアダプトする問題との細かなみっちりしたデータがあつて、その上で教

育課程の改定が行われれば、たとえばいま小巻さんのおっしゃった、どこまでやったらいいのかという問題についても、おのずと一つやっばり世界のレベルですね、世界のセカンダリースクールのこの十何歳のレベルにはこの程度のもので考えていると、そういうふうな具体的データと比較してみても、日本でもここまでき、それをどう理解するか、それをやってみて、その上でたとえば教師の教え方がいいとか悪いとかということが出てくればなるんですけど、何しろ日本のは、まことに、そう言っちゃ失礼ですけども、非科学的で、勘で、結論だけやって各論はだれかがやるだろう。各論になると、非常に教育熱心な人がおれもこれだけ入れなきゃいかぬ、すべてこれは必修にしなければならぬという言い方で、次から次へと出てくるんですね。その間に、高等学校の子供は、いま言ったように、IQからいくと恐らく私は六〇ぐらいの子も入っていると思う。それから一五〇近い者もある。その子供にみんな与える、同じようなものを、高等学校の教育内容の中でどうやってつくるのかという問題は、大変大きな問題です。私は、この問題については、これはこちらにいらっしゃる高等学校教育課長などもアメリカやその他を知らんになっていらっしゃいますけれども、もともと本当の意味で子供をよく区別して知ってやって、何しろいま区別すると、それは差別に通ずるからってんで、悪いけれども、お医者さんが診断しないで糸脈でやっていてのと同じようなことですよ。よく子供についていろいろ調べてこうだったと、結果を出すと、これは教師の差別に通ずるなんて言っちゃったんじや何もできないんですよ。科学的に調べずに、昔の徳川時代のお医者さんみたいに糸脈で物を診断しろというようなことをいま言われているわけですよ。もともとちゃんといういろいろな意味の心電図も何も当ててこうなんだと、こういうデータになつていって、だからこのデータに対してはこうなんだと、そうすればとにかく仕方がない、高等学校はここまで来ちゃってんだから、そうすると、

その子供たちがそれぞれの能力をある程度まで満たしてやるためにはどうすればいいんだと。方法論の問題もあるでしょうし、ここまでは考えてやらなければならぬ。この子供は実はもともと別な能力を発揮してやった方がためになるんだと、何も必ずしも英数国ばかりやらせる必要はないんだと、もともとポークーションナルな、こういうことをやらしたらくまいくんだと、そういうことで総合制高校という名前も出てくるわけでしょうけれども、もともと本当にデータに基づいて多層化、多様化しなければ——もう多層化、多様化すればこれはけしからぬ、差別に通ずるんだと、能力はみんな同じなんだから、ある一定のものを与えれば必ずできる、できないのは教師が悪いんだというふうな発想で物を言っちゃったんじや、これはどうしようもない。もともとやっぱ子供の実情を教師もはつきり知って、本当の意味の愛情を持って、これはここまできける、そういうことを私は、国がしっかりと研究して、そういうことを私は、に基づいてやってほしい。さつき申し上げたように、附属学校なんかそういうことの実験をやつてほしい。実は今年度高等学校の校長会として、例の三分の一しか理解できないということとを高等学校の校長会がかつてマスコミの方に十何年前に言ったために、ひどく御迷惑をかけているので、ことしまた、実はあれよりはもう少し科学的に全部の学校に調査を出して、どうだといういまはねえ返りを待って、近く発表するつもりでございますけれども、なかなかないんですよ、高等学校の校長会がいま全部の子供についてどうしようと思つても、これは本当に私は国の方で、教員組合にも協力してもらつて、そうして本当にこの教育課程はこうしなければいかぬのだと、お互いに話し合いをして、こうしないかと、本当に子供は消化の方にいつてしまふ。そういうふうな科学的なデータに基づいて、時間がかかっても教育課程の改定を行つて、世界の情勢もにらみ合わせてやっていけば、おのずから方法論としては、これだけの子供が来て、これは無理なんだから、こういうふうな

層の子供は、こうしてやれというふうな具体的な処方せんも書けるわけですよ。いまは徳川時代のお医者様みたい。こういう点を私は非常に残念に思いますので、いま小巻さんのおっしゃった点については、ぜひこの委員会の先生方も教員組合の方々とひがませないようにしていただいて、もともと本当に子供の実態について、それを理解して、そうして具体的な方法論の出るようなことにぜひしていただきたいということを、ちょっとあなたとの質問に対するお答えにならないと思うんですけども、ひとつそういうところでよろしく御賢察をいただきたいと思ひます。

○委員長（内藤三郎君） 本日、参議院文教委員会、大学入試制度の改善のために、日教組の代表者、国立大学及び私立大学の代表者並びに高校側の代表者を参考人として招き、その意見を聴取し、熱心な質疑を重ねました。その中で、改善に関する多くの貴重な意見が陳述されましたので、今後これらの意見を参考に、大学入試制度の改革につきさらに審議を続けることにいたしたいと存じます。

参考人の皆様には、長時間御出席いただき、貴重な御意見をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

本件に関する調査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時二十七分散会

二月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

- 大幅な私学助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願（第六〇五号）（第六二六号）（第六九七号）（第六九八号）（第七〇三三）（第七八三三）（第九一四号）（第九一五号）（第九一六号）（第九一七号）（第九一八号）（第九一九号）（第九二〇号）（第九二二一）（第九二二二）
- 女子教職員の育児休暇立法に関する請願（第六六号）（第六〇七号）（第六二二一）（第六二五号）（第六九四号）（第七〇二二）（第七〇四四）（第七八四号）（第九一三三）

七八四号（第九一三三）

第六〇五号 昭和五十年二月十四日受理
大幅な私学助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願
請願者 京都府宇治市南陵町二丁目 野中 一也外九千九百九十九名
紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第六二六号 昭和五十年二月十七日受理
大幅な私学助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願（四通）
請願者 大阪市東住吉区西鷹合町三ノ一 西川妙子外三千九百九十九名
紹介議員 鈴木美枝子君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第六九七号 昭和五十年二月十七日受理
大幅な私学助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願
請願者 東京都台東区根岸五ノ二二ノ一二 入江鶴彦外九百八十二名
紹介議員 青島 幸男君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第六九八号 昭和五十年二月十七日受理
大幅な私学助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願
請願者 千葉県市川市大洲一ノ一二ノ一九 長田勇外九百七十九名
紹介議員 野末 陳平君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第七〇三三 昭和五十年二月十八日受理
大幅な私学助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願（六通）
請願者 大阪府寝屋川市上神田二ノ一、一五八 津田直松外五千九百九十九名

紹介議員 鈴木美枝子君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第七八三号 昭和五十年二月二十日受理
大幅な私学助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願
紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

請願者 東京都葛飾区青戸七ノ一三ノ二九
稲葉小四郎外九百九十九名
紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第九一四号 昭和五十年二月二十日受理
大幅な私学助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願
請願者 大阪府寝屋川市初町一八ノ八大阪
電気通信大学教職員組合内 小林
亘彦外一万九千八百六十名
紹介議員 佐々木静子君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第九一五号 昭和五十年二月二十日受理
大幅な私学助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願
請願者 大阪府東大阪市松原四五〇ノ一
山崎基外一万九千四百五十名
紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第九一六号 昭和五十年二月二十日受理
大幅な私学助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願
請願者 大阪府高石市加茂二ノ六ノ一五
森本和歌子外一万九千九百九十九名
紹介議員 矢追 秀彦君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第九一七号 昭和五十年二月二十日受理

大幅な私学助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願
請願者 大阪府八尾市跡部北の町二ノ三ノ三七 小畑哲雄外二万名
紹介議員 矢原 秀男君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第九一八号 昭和五十年二月二十日受理
大幅な私学助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願
請願者 大阪府枚方市中宮東之町四ノ二四
関信澄外五千五百名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第九一九号 昭和五十年二月二十日受理
大幅な私学助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願
請願者 大阪府堺市今池町一ノ四ノ二八
平石忠外二万名
紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第九二〇号 昭和五十年二月二十日受理
大幅な私学助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願(二通)
請願者 兵庫県芦屋市松浜町一六の二〇
松田良介外二万名
紹介議員 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第九二二号 昭和五十年二月二十日受理
大幅な私学助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願
請願者 京都府綴喜郡田辺町松井ヶ丘 橋
本忠吉外一万名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第九二二号 昭和五十年二月二十日受理
大幅な私学助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願
請願者 大阪府富田林市新堂二、一七二ノ一 嶋津千代子外二万名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第六〇六号 昭和五十年二月十四日受理
女子教職員の育児休業立法に関する請願
請願者 兵庫県城崎郡高町上郷七一六
赤木富美子外二千四百六十四名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六〇七号 昭和五十年二月十四日受理
女子教職員の育児休業立法に関する請願
請願者 千葉県安房郡和田町松田七三四
大倉実外千八百七十八名
紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六二二号 昭和五十年二月十五日受理
女子教職員の育児休業立法に関する請願
請願者 兵庫県養父郡八鹿町下小田二五二
木下昌之外二千五百名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六二五号 昭和五十年二月十七日受理
女子教職員の育児休業立法に関する請願(四通)
請願者 千葉県船橋市前原西三ノ四ノ一六
岡田千賀子外四千九百八十五名
紹介議員 鈴木美枝子君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第九二二号 昭和五十年二月二十日受理
大幅な私学助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願
請願者 大阪府富田林市新堂二、一七二ノ一 嶋津千代子外二万名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第六〇六号 昭和五十年二月十四日受理
女子教職員の育児休業立法に関する請願
請願者 兵庫県城崎郡高町上郷七一六
赤木富美子外二千四百六十四名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六〇七号 昭和五十年二月十四日受理
女子教職員の育児休業立法に関する請願
請願者 千葉県安房郡和田町松田七三四
大倉実外千八百七十八名
紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六二二号 昭和五十年二月十五日受理
女子教職員の育児休業立法に関する請願
請願者 兵庫県養父郡八鹿町下小田二五二
木下昌之外二千五百名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六二五号 昭和五十年二月十七日受理
女子教職員の育児休業立法に関する請願(四通)
請願者 千葉県船橋市前原西三ノ四ノ一六
岡田千賀子外四千九百八十五名
紹介議員 鈴木美枝子君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第九二二号 昭和五十年二月二十日受理
大幅な私学助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願
請願者 大阪府富田林市新堂二、一七二ノ一 嶋津千代子外二万名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第七〇二号 昭和五十年二月十八日受理
女子教職員の育児休業立法に関する請願(四通)
請願者 横浜市戸塚区舞岡町二、一一六ノ二一 間山純磨外四千三十五名
紹介議員 鈴木美枝子君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第七〇四号 昭和五十年二月十八日受理
女子教職員の育児休業立法に関する請願
請願者 兵庫県高砂市曾根町二、四五二ノ二 鹿野千加子外千九百五十名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第七八四号 昭和五十年二月二十日受理
女子教職員の育児休業立法に関する請願
請願者 鹿児島県阿久根市寺山県営住宅三
五号 佐土原盛外九百九十九名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第九一三号 昭和五十年二月二十日受理
女子教職員の育児休業立法に関する請願
請願者 愛知県豊橋市松葉町一ノ八七増尾
方 明星智子外千六百二十八名
紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

ノ六 原田裕外千八百四十七名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第七〇二号 昭和五十年二月十八日受理
女子教職員の育児休業立法に関する請願(四通)
請願者 横浜市戸塚区舞岡町二、一一六ノ二一 間山純磨外四千三十五名
紹介議員 鈴木美枝子君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第七〇四号 昭和五十年二月十八日受理
女子教職員の育児休業立法に関する請願
請願者 兵庫県高砂市曾根町二、四五二ノ二 鹿野千加子外千九百五十名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第七八四号 昭和五十年二月二十日受理
女子教職員の育児休業立法に関する請願
請願者 鹿児島県阿久根市寺山県営住宅三
五号 佐土原盛外九百九十九名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第九一三号 昭和五十年二月二十日受理
女子教職員の育児休業立法に関する請願
請願者 愛知県豊橋市松葉町一ノ八七増尾
方 明星智子外千六百二十八名
紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

三月七日日本委員会に左の案件を付託された。
○大幅な私学助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願(第一〇九二号)(第一〇九三号)(第一〇九四号)(第一〇九五号)(第一〇九六号)(第一〇九七号)(第一〇九八号)(第一〇九九号)(第一一〇〇号)(第一一〇一号)(第一一〇二号)(第一一〇三号)(第一一〇四号)(第一一〇五号)(第一一〇六号)(第一一〇七号)(第一一〇八号)(第一一〇九号)(第一一一〇号)(第一一一一号)(第一一一二号)(第一一一三号)(第一一一四号)(第一一一五号)(第一一一六号)(第一一一七号)(第一一一八号)(第一一一九号)(第一一二〇号)(第一一二一号)(第一一二二号)(第一一二三号)(第一一二四号)(第一一二五号)(第一一二六号)(第一一二七号)(第一一二八号)(第一一二九号)(第一一三〇号)(第一一三一号)(第一一三二号)(第一一三三号)(第一一三四号)(第一一三五号)(第一一三六号)(第一一三七号)(第一一三八号)(第一一三九号)(第一一四〇号)(第一一四一号)(第一一四二号)(第一一四三号)(第一一四四号)(第一一四五号)(第一一四六号)(第一一四七号)(第一一四八号)(第一一四九号)(第一一五〇号)(第一一五一号)(第一一五二号)(第一一五三号)(第一一五四号)(第一一五五号)(第一一五六号)(第一一五七号)(第一一五八号)(第一一五九号)(第一一六〇号)(第一一六一号)(第一一二七号)(第一一二八号)(第一一二九号)(第一一三〇号)(第一一三一号)(第一一三二号)(第一一三三号)(第一一三四号)(第一一三五号)(第一一三六号)(第一一三七号)(第一一三八号)(第一一三九号)(第一一四〇号)(第一一四一号)(第一一四二号)(第一一四三号)(第一一四四号)(第一一四五号)(第一一四六号)(第一一四七号)(第一一四八号)(第一一四九号)(第一一五〇号)(第一一五一号)(第一一五二号)(第一一五三号)(第一一五四号)(第一一五五号)(第一一五六号)(第一一五七号)(第一一五八号)(第一一五九号)(第一一六〇号)(第一一六一号)

第九一三号 昭和五十年二月二十日受理
女子教職員の育児休業立法に関する請願
請願者 愛知県豊橋市松葉町一ノ八七増尾
方 明星智子外千六百二十八名
紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第九一三号 昭和五十年二月二十日受理
女子教職員の育児休業立法に関する請願
請願者 愛知県豊橋市松葉町一ノ八七増尾
方 明星智子外千六百二十八名
紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第九一三号 昭和五十年二月二十日受理
女子教職員の育児休業立法に関する請願
請願者 愛知県豊橋市松葉町一ノ八七増尾
方 明星智子外千六百二十八名
紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第九一三号 昭和五十年二月二十日受理
女子教職員の育児休業立法に関する請願
請願者 愛知県豊橋市松葉町一ノ八七増尾
方 明星智子外千六百二十八名
紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

一三二四号(第一三二九号)

○日本フィルハーモニー交響楽団への助成金に関する請願(第一二七六号)

○女子教職員の育児休業立法に関する請願(第一一八〇号)(第一一八八号)

○私立学校に対する国庫補助金の大幅増額に関する請願(第一二八五号)

○司書教諭の即時発令、学校司書制度の法制化等に関する請願(第一二二五号)

第一〇九二号 昭和五十年二月二十二日受理
大阪府私立助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願

請願者 大阪府浪速区稲荷町三、八九八
吉川末太郎外九千九百九十九名

紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第一〇九三三 昭和五十年二月二十二日受理
大阪府私立助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願

請願者 大阪府堺市原山台三一ノ二七ノ一
〇四 稲満昭義外三千九百九十九名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第一〇九四四 昭和五十年二月二十二日受理
大阪府私立助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願

請願者 大阪府堺市日置荘南町四七六 大
林善次外九千九百九十九名

紹介議員 香脱タケ子君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第一〇九五五 昭和五十年二月二十二日受理
大阪府私立助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願

請願者 大阪府生野区林寺三ノ三ノ二 田
田

端節次外九千九百九十九名

紹介議員 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第一〇九六六 昭和五十年二月二十二日受理
大阪府私立助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願

請願者 奈良市鳥見町四ノ二公住一七ノ二
〇七 掛川貞蔵外九千九百九十九名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第一一七九号 昭和五十年二月二十四日受理
大阪府私立助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願(十通)

請願者 東京都中央区日本橋馬喰町二ノ七
ノ六日本橋女学館中高校教職員組合
合内 入江宏外一万三千名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第二二五五号 昭和五十年二月二十五日受理
大阪府私立助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願

請願者 山口県吉敷郡小郡町倉敷一、〇七
二 福島正明外九千九百九十九名

紹介議員 白木義一郎君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第二二五六号 昭和五十年二月二十五日受理
大阪府私立助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願(十通)

請願者 東京都大田区西蒲田六ノ三ノ七
谷口正雄外一万名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第二二五七号 昭和五十年二月二十五日受理
大阪府私立助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願

請願者 大阪府柏原市旭ヶ丘二ノ七ノ二四
阿久照男外九千九百九十八名

紹介議員 田代富士男君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第二二八四号 昭和五十年二月二十六日受理
大阪府私立助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願

請願者 千葉県船橋市高根台一ノ一ノ一〇
ノ三〇六 吉岡勝美外二百九十九名

紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

大阪府私立助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願

請願者 大阪府柏原市旭ヶ丘二ノ七ノ二四
阿久照男外九千九百九十八名

紹介議員 田代富士男君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第二二八四号 昭和五十年二月二十六日受理
大阪府私立助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願

請願者 千葉県船橋市高根台一ノ一ノ一〇
ノ三〇六 吉岡勝美外二百九十九名

紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第二二九四号 昭和五十年二月二十六日受理
大阪府私立助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願

請願者 大阪府東住吉区矢田住道町一、〇
二〇 池尾剛外二千名

紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第二三二四号 昭和五十年二月二十六日受理
大阪府私立助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願(十通)

請願者 東京都目黒区中目黒四ノ一二ノ七
ノ二〇一 小池忠一外一万名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第二三二九号 昭和五十年二月二十七日受理
大阪府私立助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願

請願者 大阪府淀川区木川西三ノ三ノ七
東田秋造外九百九十九名

紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第一一七六号 昭和五十年二月二十四日受理
日本フィルハーモニー交響楽団への助成金に関する請願(四通)

請願者 千葉県柏市布施二、一〇〇ノ六一
高田保典外九百十八名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第一七五号と同じである。

第一一八〇号 昭和五十年二月二十四日受理
女子教職員の育児休業立法に関する請願

請願者 鹿児島県鹿屋市西大手町九ノ八
有枝定子外六百十五名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第一一八八号 昭和五十年二月二十四日受理
女子教職員の育児休業立法に関する請願

請願者 北海道旭川市永山町一丁目 土
本信一外千四百八十名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第二二八五号 昭和五十年二月二十六日受理
私立学校に対する国庫補助金の大幅増額に関する請願

請願者 東京都小平市上新町一、三五四
市辺寿子外八百六十四名

紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第一七三三号と同じである。

第一三二五号 昭和五十年二月二十六日受理
司書教諭の即時発令、学校司書制度の法制化等に関する請願(五通)

請願者 東京都港区芝西久保桜川町二六第
五森ビル内全国連合小学校長会内
小山昌一外四名

紹介議員 内藤三郎君
この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

三月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、学校教育法の一部を改正する法律案(衆)
- 一、私立学校法等の一部を改正する法律案(衆)

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七章の次に次の一章を加える。

第七章の二 専修学校

第八十二条の二 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。)は、専修学校とする。

一 修業年限が一年以上であること。

二 授業時数が文部大臣の定める授業時数以上であること。

三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

第八十二条の三 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。

専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。

専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

第八十二条の四 高等課程を置く専修学校は、高等専修学校と称することができる。

専門課程を置く専修学校は、専門学校と称することができる。

第八十二条の五 専修学校は、国及び地方公共団体のほか、次の各号に該当する者でなければ、設置することができない。

一 専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること。

二 設置者(設置者が法人である場合にあっては、その経営を担当する当該法人の役員とする。次号において同じ。)が専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。

三 設置者が社会的信望を有すること。

第八十二条の六 専修学校は、次の各号に掲げる事項について文部大臣の定める基準に適合していなければならない。

一 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて置かなければならない教員の数

二 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて置かなければならない校地及び校舎の面積並びにその位置及び環境

三 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて置かなければならない設備

四 目的又は課程の種類に応じた教科及び編制の大纲

第八十二条の七 専修学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。

専修学校の校長は、教育に関する識見を有し、かつ、教育、學術又は文化に関する業務に従事した者でなければならない。

専修学校の教員は、その担当する教育に関する専門的な知識又は技能に關し、文部大臣の定める資格を有する者でなければならない。

第八十二条の八 国が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止(高等課程、専門課程又

は一般課程の設置廃止を含む)、設置者の変更及び目的の変更は、監督庁の認可を受けなければならない。

監督庁は、専修学校の設置(高等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む)の認可の申請があつたときは、申請の内容が第八十二条の二、第八十二条の三及び前三条の基準に適合するかどうかを審査した上で、認可に関する処分をしなければならない。

前項の規定は、専修学校の設置者の変更及び目的の変更の認可の申請があつた場合について準用する。

監督庁は、第一項の認可をしない処分をするときは、理由を付した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。

第八十二条の九 専修学校の設置者は、その設置する専修学校の名称、位置又は学則を変更しようとするときは、その他政令で定める場合に該当するときは、監督庁に届け出なければならない。

第八十二条の十 第五條、第六條、第九條から第十四條まで及び第三十四條の規定は、専修学校に準用する。

監督庁は、前項において準用する第十三條の規定による処分をしようとするときは、当該専修学校の設置者に対して、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

監督庁は、第一項において準用する第十三條の規定による処分をするときは、理由を付した書面をもつて当該専修学校の設置者にその旨を通知しなければならない。

第八十三条第一項中「学校教育に類する教育」の下に「行うもの」を加え、「を除く」を行うものを「及び第八十二条の二に規定する専修学校の教育を行うものを除く。」に改め、同条第二項を削る。

第八十三条の次に次の一条を加える。

第八十三条の二 専修学校、各種学校その他第一条に掲げるものの以外の教育施設は、同条に掲げる学校の名称を用いてはならない。

高等課程を置く専修学校以外の教育施設は高等

等専修学校の名称を、専門課程を置く専修学校以外の教育施設は専門学校の名称を、専修学校以外の教育施設は専修学校の名称を用いてはならない。

第八十四条第一項中「学校又は各種学校以外のものが各種学校の教育」を「学校以外のもの又は専修学校若しくは各種学校以外のものが専修学校又は各種学校の教育に」、「各種学校設置」を「専修学校設置又は各種学校設置」に改め、同条第二項中「前項の関係者を」前項に規定する関係者に、「各種学校の教育」を「専修学校の教育」に、「同項の規定による勧告に従つて各種学校設置」を「専修学校設置若しくは各種学校設置」に改める。

第八十九条中「第八十三条第三項」を「第八十二条の十第一項及び第八十三条第二項」に改める。

第九十二条中「第八十三条第二項」を「第八十三条の二」に改める。

第一百六条第一項中「第一条」の下に「(第八十二条の十第一項及び第八十三条第二項において準用する場合を含む。)」を、「(第二十三條の下に「(第三十九條第三項において準用する場合を含む。)」を、「(第四十七條の下に「(第七十六條において準用する場合を含む。)」を、「(第四十八條第二項の下に「(第七十六條において準用する場合を含む。)」を、「(第七十六條において準用する場合を含む。)」を、「(第四十九條の下に「(第七十條の九及び第七十六條において準用する場合を含む。)」を、「(第八十三條第四項)を「第八十三條第三項」に改め、同条第二項中「第四條」の下に「(第八十三條第二項において準用する場合を含む。)」を、「(第十四條の下に「(第八十二條の十第一項及び第八十三條第二項において準用する場合を含む。)」を加え、「及び幼稚園」を「幼稚園、専修学校及び各種学校」に改め、同条に次の一項を加える。

第八十二条の八及び第八十二条の九並びに第八十二条の十第一項において準用する第十三條の監督庁は、公立の専修学校については、当分の間、都道府県の教育委員会とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(各種学校等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に存する各種学校(我が国に居住する外国人を専ら対象とする教育施設に該当するものを除く。)で改正後の学校教育法(以下この条において「新法」という。)第八十二条の二の専修学校の教育を行おうとするものは、新法第八十二条の八第一項の規定による高等課程、専門課程又は一般課程の設置の認可を受けることにより、新法の規定による専修学校となることができる。

2 前項に規定する各種学校に係る学校教育法第八十三条第一項の規定の適用については、当該各種学校が前項の規定により専修学校となるまでの間は、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に高等専修学校、専門学校又は専修学校の名称を用いている教育施設は、新法第八十三条の二第二項の規定にかかわらず、昭和五十三年三月三十一日までの間は、なお従前の名称を用いることができる。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(関係法律の一部改正)

第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第二号(中)「設備を」及び「設備に、」及び「公立の各種学校」を「公立の専修学校及び各種学校」に、「行ない」を「行い」に改める。

別表第七第一号の表私立学校審議会の項中「及び私立各種学校」を、「私立専修学校及び私立各種学校」に改める。

第四条 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一項中「終つた」を「終つた」に、「第八十三条第一項」を「第八十二条の二又は第八十三条第一項」に改める。

第五条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「各種学校」を「専修学校又は各種学校」に改める。

第六条 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び同法第八十三条に定める各種学校」を、「同法第八十二条の二に定める専修学校及び同法第八十三条に定める各種学校」に改め、同条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 「専修学校教育」とは、専修学校における教育をいう。

第十二条第一項第三号の次に次の二号を加える。

三の二 専修学校教育の振興に関し、企画し、及び援助と助言を与えること(他部局に属するものを除く。)

三の三 専修学校教育の基準の設定に関すること。

第七条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「各種学校」とは、学校教育法第八十三条第一項を、「専修学校」とは、学校教育法第八十二条の二に規定する専修学校をいふ、「各種学校」とは同法第八十三条第一項に改める。

第四条第二号中「の私立学校」の下に「並びに私立専修学校及び私立各種学校」を加え、同条第四号中「学校法人」の下に「及び第六十四条第四項の法人」を加え、同条第五号中「第二号に掲げる私立学校」の下に「私立専修学校又は私立各種学校」を加え、「あわせて」を「併せて」に改める。

第九条第二項中「及び私立各種学校」を、並びに私立専修学校及び私立各種学校に改める。

第十条第二項第一号中「園長」の下に「私立専修学校の校長」を、「これらの学校」の下に「若しくは専修学校」を、「学校法人」の下に「若しくは

第六十四条第四項の法人」を加え、同条第四項中「これらの学校」の下に「若しくは各種学校」を加える。

第十一条第一項中「目的とする団体」の下に「又は当該都道府県の区域内にある私立専修学校の教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体」を加え、「私立学校の総数」を「私立学校又は私立専修学校の総数」に改め、「ときは」の下に「それぞれ」を加え、「幼児の数が」を「幼児の数又はその団体を組織する私立専修学校に在籍する生徒の数が、それぞれ」に改め、「幼児の総数」の下に「又は当該都道府県の区域内にある私立専修学校に在籍する生徒の総数」を加え、「こえ」を「超える」に改め、同条第二項中「候補者の数」を「候補者の総数」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前項の私立専修学校の団体が推薦する候補者の数は、都道府県知事が定める。

第十一条第四項中「私立学校の団体が」を「私立学校又は私立専修学校の団体がそれぞれに改め、組織する私立学校」の下に「又は私立専修学校」を、「団体に対して」の下に「それぞれ」を加え、同条第五項中「私立学校」の下に「又は私立専修学校」を加える。

第十五条中「関係する学校」の下に「専修学校」を加える。

第二十条第二項中「私立学校」の下に「又は私立専修学校」を加える。

第六十四条の見出しを「(私立専修学校等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

学校教育法第八十二条の八第一項の監督庁の権限及び同法第八十二条の十第一項において準用する同法第十三条の監督庁の権限は、所轄庁が行うものとし、第五條第二項、第六條及び第八條第一項の規定は私立専修学校について、第五條、第六條及び第八條第一項の規定は私立各種学校について、それぞれ準用する。この場合において、私立専修学校について準用する第八

条第一項中「第五條各号に掲げる事項」とあるのは「学校教育法第八十二条の八第一項の監督庁の権限又は同法第八十二条の十第一項において準用する同法第十三条の監督庁の権限」と読み替え、私立各種学校について準用する第八條第一項中「第五條各号」とあるのは「第六十四條第一項において準用する第五條第一項各号」と読み替えるものとする。

第六十四條第二項中「各種学校」を「専修学校又は各種学校」に改め、同条第三項中「各種学校」を「専修学校又は各種学校」に、「私立各種学校」を「私立専修学校又は私立各種学校」に改め、同条第四項中「各種学校」を「専修学校又は各種学校」に改め、同条第五項中「私立各種学校」を「私立専修学校又は私立各種学校」に改める。

第八条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改める。

別表第二(一)項第四号中「及び各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改める。

第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七百一条の四十一第一項の表施設の欄中「学校教育法」の下に「第八十二条の二に規定する専修学校又は同法を加え、」のものを「専修学校又は各種学校」に改める。

第十条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改める。

第十一条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十九條の二第三号中「私立学校」の下に「私立専修学校」を加える。

第十二條 学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一條」を「第二十二條」に改め

〔専修学校の保健管理〕

② 専修学校には、健康診断、健康相談、救急処置等を行うため、保健室を設けるように努めなければならない。

十三條 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律(昭和三十四年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

十四條 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律(昭和三十九年法律第四百十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条 所得税法(昭和四十年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十二号ロ中「私立各種学校」を「私立専修学校及び私立各種学校」に改め、「学

別表第一第一号の表名欄の欄中「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改める。

別表第二第一号の表名粉の欄中「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改める。

第十七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三

の一部を次のように改正する。

第二十九条第三号中「大学」の下に「、専修学校」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

四 専修学校 学校教育法第八十二条の規定する専修学校をいう。

私立学校法等の一部を改正する法律案
私立学校法等の一部を改正する法律

附則中第二十項を第二十五項とし、第十七項から第十九項までを五項ずつ繰り下げ、第十六項の次に次の五項を加える。

17 第四条第二号、第五条、第六条、第八条第一項、第九条第二項、第十一条及び第五十九条の規定中私立学校には、当分の間、学校教育

含むものとし、第五十九条の規定中学校法人は、に当分の間、学校法人立以外の私立の学校を設置する者を含むものとする。

第四項第二号	予算が	当該学校の経営に関する予算が
第四項第一号	その業務	当該学校の経営に関する業務

当該役員の解職をすべき	処分又は審附行為
当該学校の経営を担当する者の担当を解くべき旨（当該学校を設置する者が法人以外の者である）	当該学校についての処分

第八項	文部大臣	当該役員	当該担当を解こうとする者
			附則第十九項の規定による特別の会計について、文部大臣

その帳簿	当該学校の経営に関する帳簿
------	---------------

は、当該助成に係る学校の経営に関する今
を他の会計から区分し、特別の会計として
理しなければならぬ。この場合において

第四項第一号	その業務	当該学校の経営に関する業務
第四項第二号	予算が	当該学校の経営に関する予算が
第四項第三号	当該学校法人の役員が 、法令 処分又は寄附行為 当該役員は解職をすべき旨 当該学校法人の理事 解職しようとする役員 当該役員 文部大臣 学校法人の関係者 質問させ その帳簿	当該学校の経営を担当する者（当該学校を設置する者が法人である場合にあつては当該学校の経営を担当する当該法人の役員をいい、当該学校を設置する者が法人以外の方である場合にあつては当該学校を設置する者をいう。）が 又は法令 当該学校についての処分 当該学校の経営を担当する者の担当を解くべき旨（当該学校を設置する者が法人以外の方である場合にあつては、当該学校の経営に関する人事の是正のため必要な措置をとるべき旨） 当該学校を設置する者（当該学校を設置する者が法人である場合にあつては、当該法人の代表者） 担当を解こうとする者 当該担当を解こうとする者 附則第十九項の規定による特別の会計について、文部大臣 学校の経営に関係のある者 当該学校の経営に関し質問させ 当該学校の経営に関する帳簿
第七項		
第八項		
第十項第二号		

その会計年度については、第四十八条の規定を準用する。

20 前項の規定による特別の会計の経理に当たつては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支出に充ててはならない。

21 学校法人立以外の私立の学校を設置する者で第十七項の規定に基づき第五十九条第一項の規定により補助金の交付を受けるものは、当該交付を受けることとなつた年度の翌年度の四月一日から起算して五年以内に、当該補助金に係る学校が学校法人によつて設置されるように措置するものとする。

(産業教育振興法の一部改正)

第二条 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「学校法人」を「私立学校の設置者」に改め、「第七項まで」の下に「並びにこれらの規定に係る同法附則第十七項及び第十八項」を加える。

(理科教育振興法の一部改正)

第三条 理科教育振興法(昭和二十八年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「学校法人」を「私立の学校の設置者」に改め、「第七項まで」の下に「並びにこれらの規定に係る同法附則第十七項及び第十八項」を加える。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第四条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「第七項まで」の下に「並びにこれらの規定に係る同法附則第十七項及び第十八項」を加え、同項後段を削る。

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

(日本私学振興財団法の一部改正)

第五条 日本私学振興財団法(昭和四十五年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第七条を次のように改める。

(私立学校等の特例)

第七条 この法律第二十條第一項第一号を除く。において、私立学校には、当分の間、学校教育法第二條第一項の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園を含み、学校法人には、当分の間、同項の規定によりこれらの学校を設置する学校法人以外の者を含むものとし、その者については附則第十四条の規定の適用があるものとし、その適用については、同条第一項及び第三項中「所轄庁」とあるのは、「都道府県知事」とする。

附則

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

三月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、大幅な私学助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願(第一三五〇号)(第一三七四号)(第一三九五号)(第一四九一号)(第一四九二号)(第一五六八号)(第一五六九号)
一、女子教職員の育児休業立法に関する請願(第一五七二号)

第一三五〇号 昭和五十年二月二十八日受理

大幅な私学助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願

請願者 大阪府堺市中長尾町四一ノ三ノ二

紹介議員 〇 今本治三郎外千名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第一三七四号 昭和五十年三月一日受理

大幅な私学助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市東園田町七ノ一二ノ一

谷井寿一外千名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第一三九五号 昭和五十年三月三日受理

大幅な私学助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願(十通)

請願者 滋賀県近江八幡市長光寺町二七八

杉本三香外一万名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第一四九一号 昭和五十年三月五日受理

大幅な私学助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願

請願者 東京都小平市上水新町一、三六一

ノ一二 竹中一治外千名

紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第一四九二号 昭和五十年三月五日受理

大幅な私学助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願

請願者 大阪市城東区永田三ノ五ノ二〇

大下政子外千名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第一五六八号 昭和五十年三月六日受理

大幅な私学助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願(十通)

請願者 京都市南区唐橋南琵琶町一八 高

山国香外一万名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第一五六九号 昭和五十年三月六日受理

大幅な私学助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願

請願者 大阪府枚方市走谷二ノ一九ノ八

香月清香外千名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第一五七二号 昭和五十年三月六日受理

女子教職員の育児休業立法に関する請願(十五通)

請願者 奈良県橿原市曾我町一、一八二北

本洋子外一万六千三名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

三月十八日子備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の六の次に次の一条を加える。
(昭和五十年年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の七 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、同条第一項又は第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額に一・二九三を乗じて得た金額を平均標準給与

の月額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年一月分以後、その額を同項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「一九九」とあるのは、「別表第五の上欄に掲げる退職の日の区分に応じ同表の下欄に掲げる率」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻若しくは孫である場合には、これらの規定にかかわらず、これらの規定に基づいて算定した額に、その年金額の計算の基礎となつた組合員であつた期間の年数から二十年を控除した年数一年につきこれらの規定により平均標準給与の月額とみなされた額の三分の一（遺族年金については、六百分の一）に相当する額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。

4 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項中「遺族年金については、六百分の一」とあるのは、「（遺族年金については、六百分の一）（その控除した年数のうち十年に達するまでの年数については、三分の一）（遺族年金については、六百分の一）」とする。

5 前条第四項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第四項中「受ける者が七十歳とあるのは（受ける者が七十歳又は八十歳）」と、「前項」とあるのは「第一条の七第三項又は第四項」と読み替へるものとする。

6 前条第五項の規定は、第三項及び第四項並びに前項において準用する同条第四項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第五項中「七十歳」とあるのは、「七十歳又は八十歳」とあるのの「七十歳又は八十歳」と読み替へるものとする。

は八十歳」と読み替へるものとする。

7 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

（昭和五十年年度における新法の規定による年金の額の改定）

第二条の七 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、同条第一項又は第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額（昭和四十五年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員については、その額が、昭和四十九年改正後の法第二十三条の規定がその者の退職の日に施行されていたとしたならばその者の年金額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額を求め、その平均標準給与の月額を基礎として第二条から第五条までの規定を適用するものとした場合における平均標準給与の月額とみなされる額を算定し、そのみなされる額に別表第四の上欄に掲げる退職の日の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額より少ないときは、当該乗じて得た金額）又は法律第四百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に「二九三」を乗じて得た金額を平均標準給与の月額又は法律第四百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法又は昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十年法律第 号。以下「昭和五十年改正法」という。）第三条の規定による改正後の法律第四百四十号の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金で昭和四十五年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員に係るものについては、昭和五十一年一月分以後、その額を同項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項

中「二九三」とあるのは「別表第五の上欄に掲げる退職の日の区分に応じ同表の下欄に掲げる率」と「第三条」とあるのは「第四条」と読み替へるものとする。

3 第一項の規定の適用を受ける年金であつて、昭和四十五年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員のうち法律第四百四十号附則第八項第二号に掲げる期間を有する組合員に係るものについては、昭和五十一年一月分以後、その額を、第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「第三条」とあるのは、「第四条」と読み替へるものとする。

4 昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、その組合員に係る平均標準給与の月額又は法律第四百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に「二九三」を乗じて得た金額を平均標準給与の月額又は法律第四百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法又は昭和五十年改正法第三条の規定による改正後の法律第四百四十号の規定を適用して算定した額に改定する。

5 前項の規定の適用を受ける年金で法律第四百四十号附則第八項第二号に掲げる期間を有する組合員に係るものについては、昭和五十一年一月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「第三条」とあるのは、「第四条」と読み替へるものとする。

6 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

（昭和五十年年度における恩給財団の年金の額の改定）

第三条の七 前条の規定の適用を受ける年金に

ついては、昭和五十年八月分以後、その額を、第三条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表第二の八の下欄に掲げる額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年一月分以後、その額を、第三条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表第二の九の下欄に掲げる額に改定する。

3 前二項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳以上の者に支給する年金でその改定額が四十二万円に満たないものについては、その改定額を四十二万円とする。

4 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金でその改定額が四十二万円に満たないものを受ける者が六十五歳に達したときは、その日の属する月の翌月分以後、その年金額を四十二万円に改定する。

（昭和五十年七月以前に退職をした長期在職組合員等の退職年金等の最低保障に係る改定）

第四条の五 昭和五十年七月三十一日以前に退職をした組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額（第一条の七又は第二条の七の規定の適用を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金額）が当該各号に掲げる額に満たないときは、同年八月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 退職年金のうち次のイ又はロに掲げる年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金 四十二万円

ロ 六十五歳以上の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が

十年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金 三十一万五千元

二 廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金 四十二万円

ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金 三十一万五千元

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二十一万円

三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているもの 二十一万円

ロ 六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達

しているもの 十五万七千五百円
ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十萬五千元

2 第四條の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用につき準用する。この場合において、同條第二項及び第三項中「七十歳」とあるのは、「六十五歳」と読み替へるものとする。

第五條の二の次に次の一条を加える。
（昭和五十年年度における通算退職年金の額の改定）

第五條の三 前條の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

一 二十四万円

二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額（前條第一項第一号又は第三項第二号に規定する通算退職年金の仮定平均標準給与の月額（昭和四十五年三月三十一日以前に旧法又は新法の退職をした組合員については、その額が、昭和四十九年改正後の法第二十三條の規定がその者の退職の日に施行されていゝたとならばその者の通算退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額を求め、その平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額を基礎として、当該通算退職年金を新法の退職年金とみなして第二條から第二條の五までの規定によりその年金額を改定するものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額を算定し、その年額に別表第四の上欄に掲げる退職の日の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額を十二で除して得た金額より少ないときは、当該除して得た金額）に「・二九三」を乗じて得た金額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

2 前項の場合において、当該年金を受ける者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えるときは、同項に定める通算退職年金については、同項の規定にかかわらず、昭和五十年八月分以後、その額を、同号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）を同項の規定の例により算定した額に乘じて得た金額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定平均標準給与の月額を三十で除して得た金額に、組合員であつた期間（組合員であつた期間が一年未満であるときは、一年）に応じ新法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法別表第二に定める日数を乗じて得た金額

二 前項に規定する通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ新法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法別表第二の二に定める率を乗じて得た金額

3 前二項の規定の適用を受ける年金で昭和四十五年三月三十一日以前に旧法又は新法の退職をした組合員に係るものについては、昭和五十一年一月分以後、その額を、これらの規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、第一項第二号中「・二九三」とあるのは、「別表第五の上欄に掲げる退職の日の区分に応じ同表の下欄に掲げる率」と読み替へるものとする。

4 昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

一 二十四万円

二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額（当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の月額に「・二九三」を乗じて得た金額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

5 第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。

6 第五條第三項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同條第三項中「前二項」とあるのは、「第五條の三第一項から第五項まで」と読み替へるものとする。

7 第一條第二項の規定は、前各号の規定による年金額の改定の場合について準用する。
第六條中「一円未満の端数があるときは、その端数を」と、「五十円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額をもつて、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に」に改める。

第七條中「第三條の六を」を「第三條の七」に改める。

別表第一中「別表第一」を「別表第一（第一條、第二條関係）」に改める。

別表第一の二「別表第一の二」を「別表第一の二（第一條の二、第二條の二関係）」に改める。

別表第一の三「別表第一の三」を「別表第一の三（第一條の三、第二條の三関係）」に改める。

別表第一の四「別表第一の四」を「別表第一の四（第一條の四、第二條の四関係）」に改める。

日以前に給付事由が生じた長期給付にあつては二百六十四万円、同年九月一日から昭和五十年七月三十一日までの間に給付事由が生じた長期給付にあつては二百九十四万円」と読み替えるものとする。

(昭和五十年八月以後に退職をした長期在職組合員の退職年金等の最低保障)

9 施行日以後に退職(死亡を含む)をした組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。

一 退職年金のうち次のイ又はロに掲げる年金次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が二十年(法律第四百十号附則第六項の規定に該当する場合にあつては、十五年。以下退職年金の最短期間)に達しているものに係る年金 四十二万円

ロ 六十五歳以上の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が十年以上のもに於ける年金(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間(十五年)に達しているものに係る年金 三十一万五千円

二 廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年の年金の最短期間(十五年)に達しているものに係る年金 四十二万円

ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のもに於ける年金(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期

昭和五十年四月十二日印刷

間が退職年金の最短期間(十五年)に達しているものに係る年金 三十一万五千円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二十一万円

三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間(十五年)に達しているもの 二十一万円

ロ 六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のもに於ける年金(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者(妻、子及び孫を除く)が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間(十五年)に達しているもの 十五万七千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十萬五千円

10 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第四條の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「七十歳」とあるのは、「六十五歳」と読み替へるものとする。

(政令への委任)

11 附則第六項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関し必要な事項は、政令で定める。

昭和五十年四月十四日発行

一、司書教諭の即時発令、学校司書制度の法制化等に関する請願(第一六六号)(第一八二二号)(第一八八七号)

一、三重県津市の納所遺跡保存に関する請願(第一八一九号)

第一五七八号 昭和五十年三月七日受理

大阪府吹田市金田町五ノ四六 北

野栄治外千名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第一六五八号 昭和五十年三月八日受理

大阪府東住吉区駒川町八ノ三七

阿部一進外千名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第一六六二号 昭和五十年三月十日受理

大阪府吹田市市宮北町二ノ一一ノ

二〇四 森本きた外千名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第一六六六号 昭和五十年三月十日受理

司書教諭の即時発令、学校司書制度の法制化等に関する請願(第一八二二号)

請願者 千葉県安房郡千倉町千田六四七

伊藤信重外二十名

紹介議員 高橋 晋富君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

司書教諭の即時発令、学校司書制度の法制化等に関する請願

請願者 山口市白石二ノ二一九 中村道吾外十九名

紹介議員 二本 謙吾君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第一八八七号 昭和五十年三月十三日受理

司書教諭の即時発令、学校司書制度の法制化等に関する請願

請願者 山口県佐波郡徳地町串小学校内

山口良雄外四名

紹介議員 二本 謙吾君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第一八一九号 昭和五十年三月十二日受理

三重県津市の納所遺跡保存に関する請願

請願者 三重県津市東丸之内二九〇九 岡

光代外千四百六十八名

紹介議員 斎藤 十朗君

民族の文化財の保存と共に緑地自然を保護する上からも、次の事項の実現を強く要望する。

一、国、県、市は納所遺跡を全面的に保存できるように史跡指定を行うこと。

二、県はバイパス建設のための「事前調査」を、全面保存のための調査に切り替へること。

三、国、県、市は遺跡範囲確認のための調査を早急に実施すること。

四、保存に当たっては地元住民の意志を尊重し、その権利を保障すること。

理由 近畿自動車道関係のバイパス設置が三重県教育委員会に諮られることなく決定され、現在、納所遺跡の十分の一に当たる千五百平方メートルで破壊を前提とした発掘調査が行われているが、炭化米や木製のくわ、すきなど多数の埋蔵物が発見され、弥生初期の農耕生活を明らかにする上でかけがえのない遺跡であることがいつそう明らかになってきた。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P